

## 第二節 職工の雇傭と養成

一、雇傭状態 職工の雇入は熟練職工と不熟練職工とによつて多少異なり、前者は職員又は職工の紹介で、又後者は廣告募集又は知人に依頼する場合が多い。雇傭に際しては先づ志願書及び履歴書を工場の人事係に提出せしめて體格検査を行ひ、之に合格せしものに對して雇傭契約書に調印せしめ、之と同時に工場より雇入承諾書を交付し茲に初めてその工場職工となるのである。支給金額はその時の状態と熟練工にあつては技術の如何によつて異なるも、不熟練工は大抵一日四十五錢乃至五十錢位である。而して職工の多くは尋常小學及び高等小學卒業程度のもので、年齢は熟練工は一定せぬが不熟練工は満十六歳以上二十歳前後が最も多く就中十七、八歳が技術の收得に最適の年齢と云はれてゐる。

二、職工の養成 電球工業は近時機械化し、手工より半自動式機械となり、更に自動式機械へと能率の増進と製品の統一を圖つてゐるが、尙手工乃至半自動式機械によつて作業するもの多く、熟練職工の有無は斯業の盛衰に關する所が大で隨つて之が養成には當業者は極力意を注いでゐる。然るに職工の養成には時間と相當の犠牲を要し、小經營者にとつては之は苦痛であるから主として熟練工を採用する方針のもの多きも、中經營者乃至大經營者は熟練工の採用の外に未熟練工をも雇入れ、之に技術を收得せしめてゐる。而してこの未熟練工の養成は多忙時と然らざる場合とによつて異なり、前者にあつては雇入れた職工を補充すべき部に屬せしめ、先づ熟練工をして作業の大要を説明せしめ、次に作業中一番やり易い部分例へばアンカー附の如きは細線よりも太線を使用するものを作らせる。一、二週間もこの作業に従業せしめて、尙

完全な製品を製作し能はぬ時は雑役として働かせる。後者にあつてはその部の雑役例へばアンカー部であれば線を截斷し或は運ぶものから採用する場合で、之は常に熟練工の傍に居るので別に練習期間を定めて練習をしなくとも作業を習得し、前者の如く練習期間中の製品を犠牲にするを要せぬ利點がある。併し何れにしても未熟練工より一人前の職工になるまでには一ケ年半乃至二ケ年を要すと云はれ、本人も業主も並大抵ではない。

## 第三節 就業時間と賃銀

一、就業時間 就業時間は家庭小工業者の中には規則的に定めず十二時間以上に及ぶも稀でないが、一般には十時間制(休憩時間)を採用してゐる。即ち午前七時半より午後五時が普通で、休憩時間は五十分とするものが最も多く、午前中(十分間)、正午(三十分間)午後(十分間)の三回である、夜業は行はぬが通例となつてゐるが、注文が殺到せし際は男工に限り一時間乃至三時間残業せしめることがある。休日は正月前後の七日間を除いては大祭祝日及び毎月第一、第三日曜日の二回で、多忙時にはこの第一、第三日曜日の休日は他の日曜日と變更さるゝことが往々ある。

二、賃銀 賃銀は大體日給制度にして一定の時間勤務せしものに對し支給さるゝのであるが、若し規定の時間に遅れ或は規定の終業時刻迄働かざる時は、その時間に相當する一定の割合を定め日給より控除されるのが普通である。控除額は一時間の遅刻又は早引毎に日給の一步とし、三十分以上一時間未満は一時間とし、三十分未満は成績よく平素の勤務状態が良好であるものには回の重ならぬ限り訓戒位に止め、然らざるものに對しては三、四回を合し、一時間として控除して



大阪の電球工業

ある。早出、残業者に對しては手当を支給するが、普通一時間につき日給の一步である。賃銀以外の給與として好況時にあつては、皆勤賞並に優秀者に對しては日給の三、四日分を月末に給料と共に支給してゐたが現時は多くかゝる制度は廢止されてゐる。一日の賃銀支給額は工場によつて多少相異なるが大體左の如くである。

家庭用電球	最高		最低		平均	
	女	男	女	男	女	男
豆電球	一、五〇	一、八〇	四五	六〇	一、〇〇	一、八〇
豆電球	一、四〇	一、八〇	五〇	六〇	七〇	八〇

即ち電球職工は家庭用電球の職工賃銀と豆電球の夫と比較し、最低賃銀は兩者とも大差ないが、最高と平均とは豆電球の方が低廉である。之れ家庭用電球は機械乃至半機械的に生産さるゝに對し、豆電球は手工的に手先によつて操作され、従事者は年齢の多いもので三十歳まで、普通二十歳内外の獨身者なる爲めで、初歩のものでも簡單なる作業には直ちに從事し得ると云ふ。

三、職工の労働状況 我國内電球製造職工の労働時間は職工五人以上を使用せる工場のもの昭和八年中は二千七百三十二萬七千時で、五年前の昭和四年に比し一千三百九十九萬一千時を増してゐる。支給せる賃銀は昭和八年は同四年に比し十六萬三千圓を減少して三百六十二萬一千圓を支拂ひ、一時間當の賃銀は昭和四年の二十八錢は同八年には十三錢となつてゐる。之は職工賃銀の低落せることを物語り、又生産額の増加に反し賃銀の支拂額之に伴はざるは、手工的作業より漸

次機械的に進み、生産組織の改善に向ひつゝあるを示してゐる。即ち左表の如くである。

職工労働状況

労働時間延数	昭和八年		昭和四年		實數	同 上 比 較	割 合
	賃銀支拂額	生産額	賃銀支拂額	生産額			
一時間當賃銀	三、七〇、八七九	三、九七、〇七九	三、三三、七三三	三、七四、九一八	一〇五	△	〇・〇四
生産額一圓に對する賃銀支拂額	二六	二六	二六	二六	一〇〇	△	〇・〇四

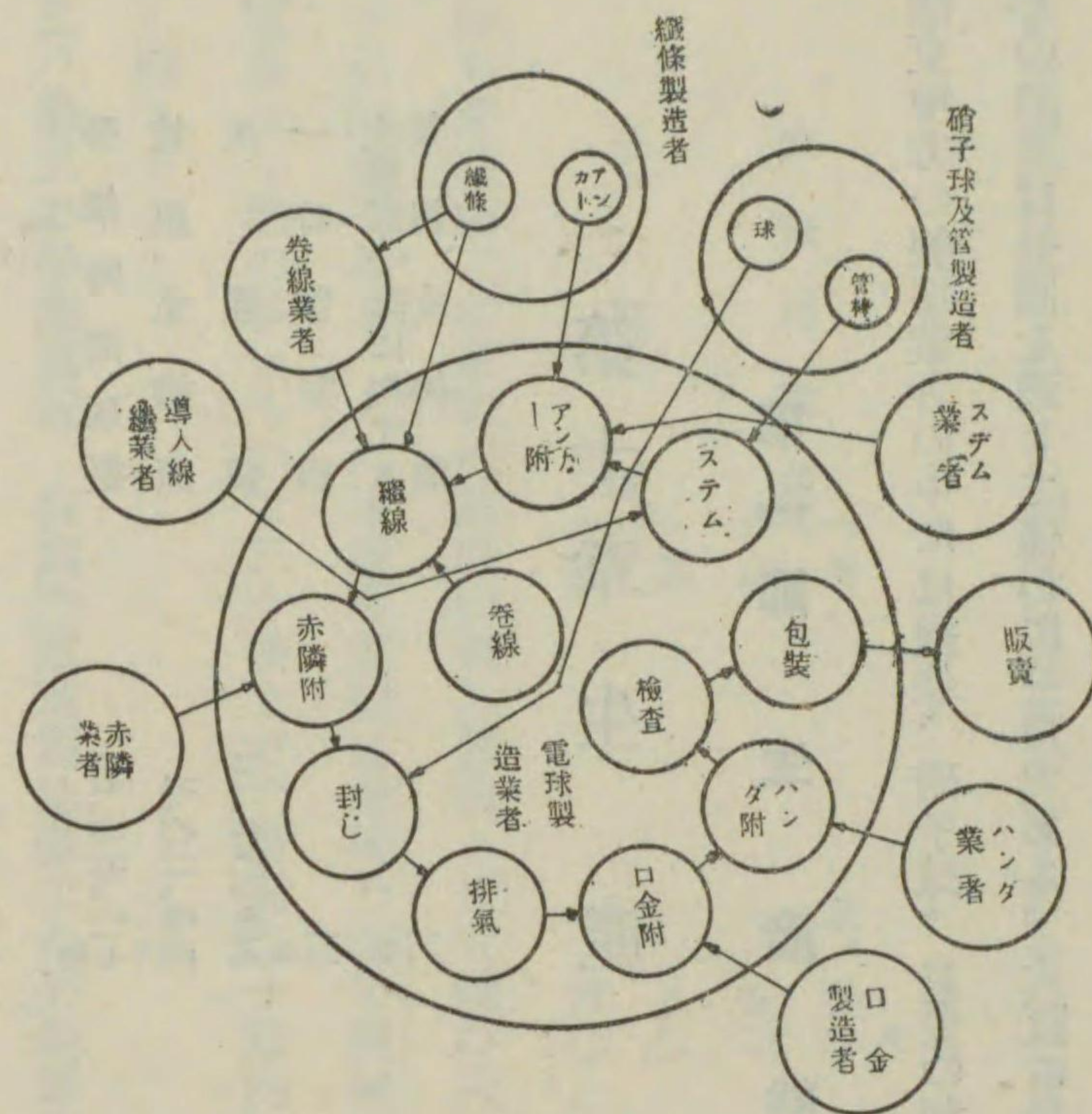
第十章 生産組織

第一節 生産態様

關東地方の製造業者の中には織條、硝子球、口金の製造から加工に至る全工程を同一の經營で行ふてゐるものがあるが、斯くの如きは全國を通じて僅かに一戸である。大阪に於ける生産の態様を見ると、織條、口金類は凡て夫々專業者より購入し、硝子球と硝子管のみは同一經營で製造し自給してゐるものがある。併し硝子球及び硝子管は製作上窯その他の設備を有するを以て相當巨額の資金を要し、一日の電球生産が二萬個以上でなければ引合はぬとのことで、之を兼ね行ふもの

生産組織





第一六圖 生産組織圖

備考 製造業者中には導入線織を併せ行ふものもある。

は殆んどない。又三、四年程以前には口金の製造も兼ね行ふものもあつたが、口金は家庭的に容易に製造をなすことを得大經營にては多大の經費を要し却つて割高になると云ふ。現在大阪市内に於て最も普通とする經營者は硝子球、硝子管、口金、織條等を夫々專業者より購入して操業し、極小の經營者はステム作業の終つた半製品を購入して之を加工するを常とする。ステム作業には機械と動力設備とを要し、場所が相當に廣くなくてはならぬので、小經營者はこの方法によるものが多い。今最も普通とする電球製造業者の生産態様を見ると上の如くである。

次に分業者關係を示すと上の如くである。  
 ステム製造業者 大阪市内に五、六戸ある。大經營者は十人位の職工を有するものもあるも、大部分は五、六人を使用し、普通動力掛ステム加工機二臺又は三臺を備へてゐる。ステム製造專業者の出現は大正十五年の初め頃のこと、

爾來電球輸出の激増に伴ふて同業者は増加し、昭和八年頃には市内にて十戸に上り、盛況時には一時二十人内外の職工を使用し、一日の生産額は二萬個に達したのもあつたが、電球界の不況に災され轉業するもの簇出し、現在には不振の裡に操業を繼續するものも少くない。

ステム製造業者は原料を自ら購入して作業するものと、電球製造業者より供給を受けて行ふものがある。何れにしても一個を取引單位とする。尙ステム製造業者の有する職工數は全體で四十人、凡て男工である。

巻線業者 織條をスパイラルになすものを云ふ。大阪で之を行ふ主なものは細田貿易會社と福谷商店を主とし、前者は昭和三年、後者は昭和七年前後より従事してゐる。併し何れも之れのみ專業者ではない。兩者は夫々自動式コイルマシンを設備し、その數は全體で三十臺程あり、一ヶ月の生産は約五、六十萬本あると云ふ。作業は自ら材料を購入し見越で行ふも、特種のものには電球製造業者の委託を受け行ふのが常である。又大經營の電球製造業者の多くは自己の工場内に機械を設備して作業してゐるが、本品は機械設備に資金を要するを以て全體から見ると之等同業者から購入するもの多く、取引單位は本を標準としてゐる。

導入線業者 導入線織業者は白金代用線と銅線又はニッケル線とを購入し一定の長さに切斷して之を電氣又は瓦斯で接合するもので、大阪市内に三、四戸を有し、この外にステム加工の傍ら自家用の織條を行ふものがある。大經營者は十五、六人、小經營者は五、六人の職工を有し、之等職工は殆んゞ婦女子である。取引單位は本を標準とし、二百本を一組とする。



この外織條、硝子球、口金、封入瓦斯、口金接着劑の生産狀況に關しては八八一—一四〇頁参照。

### 第二節 工場規模と管理組織

一、工場規模 大阪市内にある電球製造業者は何れも個人經營のもの多く、法人組織にあるものは三十七戸中、僅かに株式会社五戸、合資会社四戸計九戸にして、總數の二割四分に當る。工場規模を投下資本から見ると總數の四割四分は五千圓以下の資本を以て經營し(七七頁)、又職工及びその他の従業者から見ると二十人以上三十人未満のものが最も多い。

職工(従業者を含む)階級別工場數

(大阪市調査)

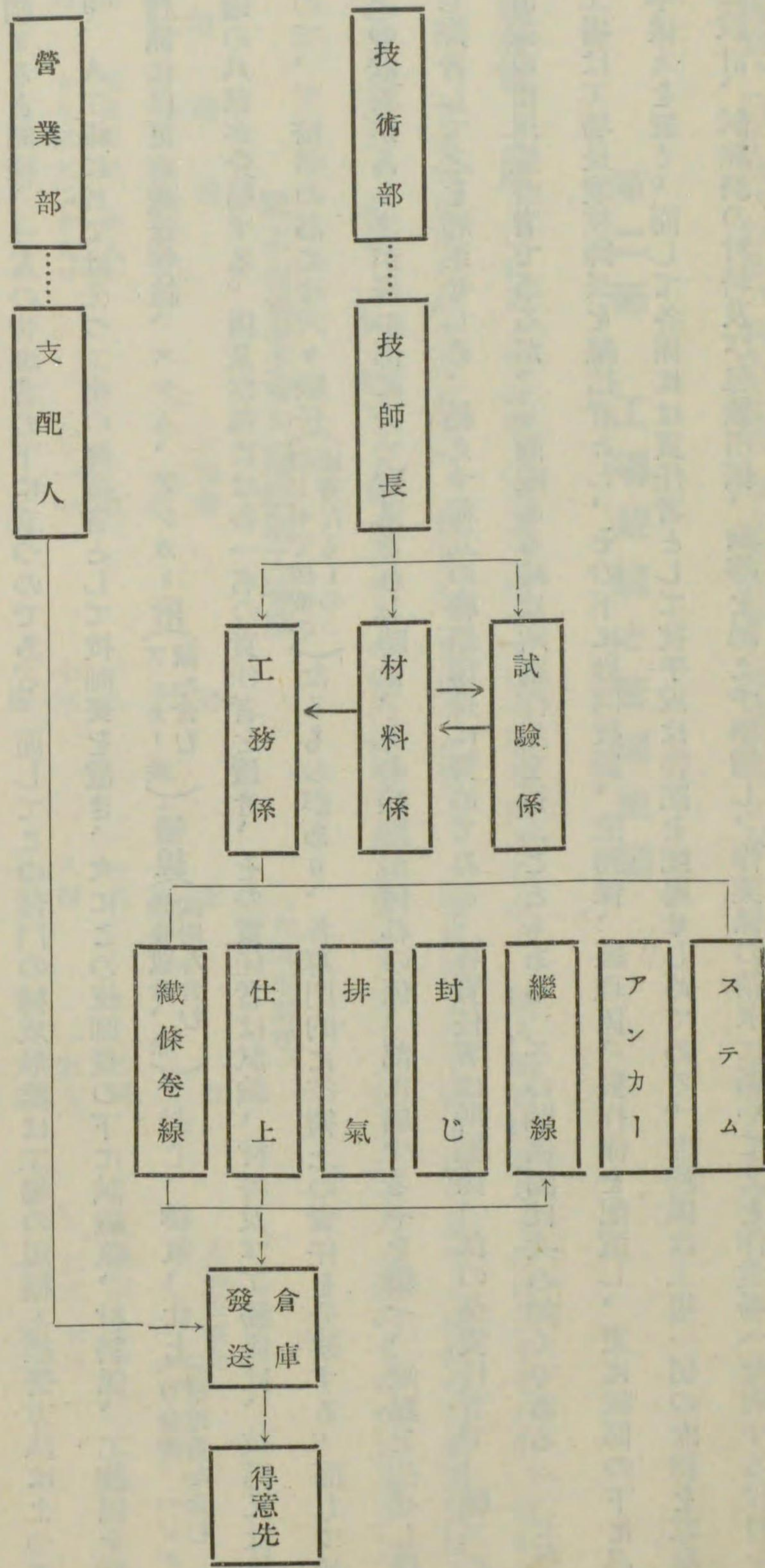
階級別	工場數	男	女	計	工場數割合
職工 五人未満のもの	三	六	六	一二	八・一一
同 五人以上 十人〃	五	一九	一五	三四	一三・五一
同 十人以上 二十人〃	一一	七三	八四	一五七	二九・七三
同 二十人以上 三十人〃	七	八四	七八	一六二	一八・九二
同 三十人以上 五十人〃	六	九八	一一四	二一二	一六・二六
同 五十人以上 百人〃	四	九二	一四三	二三五	一〇・八一
同 百人以上のもの	一	五二	九二	一四四	二・七〇
計	三七	四四四	五三二	九五六	一〇〇・〇〇

二、工場管理組織 小工場にあつては工場主は他の従業者同様一作業を分擔しながら全作業は指揮監督し、工場主一人

の専行に基き所謂産業的獨裁によつて統制されてゐるが、大經營者にあつては工場の作業を數多の部門に分割し、その部門に屬する作業上の責任を任命せる主任者に負はしめるにある。即ち工場の規模が擴大され、従業者の數が増加せば小經營者の如き工場主一人の獨裁にては到底圓滿に工場を管理し得ざる様になり、茲に部門式組織が發達するに至るのである之が爲め部門なるものは分業を基礎とし、合理的に管理單位を定め、その業務を分擔するにあつて、職工は工場主が獨裁的に統制すると同様、一人の管理者の下に立つのである。而してこの部門の構成形態は工場の規模と經營方法によつて差異があり、A工場に於ては先づ工場の總攬者として技師長を置き、次にこの技師長の下に試験係、材料係、工務係を配置し、工務係には更に織條巻線、ステム、アンカー附(アンカー裁、織條截斷、赤、封じ、排氣、仕上(口金附、ハンダ)、倉庫發送の八部が分屬する。係及び部には各一名の責任者を置き、その責任者は試験、材料及び工務係は、技師又は技師級のもので、工務係の部には夫々職長(職工中で技術の優秀なもの)なるものがあり、各専門的に技術上の責任を分擔する。而して操作中作業上の缺點があり之が後の部に於て發見されし時は、その缺點が何れの係、部に屬するやを調べ、缺點を生ぜし係、部に對し警告して之を矯正せしめ、絶えず相互の聯絡保持に努めてゐる。各責任者は所屬係、部の全責任者で、職工に對しては直接の指揮監督者であるが、一面暇ある時は所屬作業を行ふこともある。その關係圖は次の如くである(一七四頁)

又B工場は工場長兼技師長を總括者とし、その下に顧問技師、庶務係、經理係、製作係を配置し、更に技師の下に品質係と能率係とを置く。而して各係には責任者として技手或は書記を配屬せしめてゐる。庶務係は工場一切の庶務を掌握し經理係は設計、試験済の材料及び包装用紙、函等を絶えず準備し、作業係の請求に基いて之を作業場へ交附する役目を掌





り、又作業係は一週間乃至十日間毎に作業表を作成し、その期間に於ける製作數量を決定し各作業場の職長をして製作せしめるのである。今、工場が商品を生産して販賣する迄の過程をA工場に就いて見るに、先づ技師長は織條、電球の寸法を設計して計算書と材料とを試験係に送附すると、試験係にてはその材料を以て電球一個を試作して品質及び性能を試験し之を技師長に報告する。技師長はその報告により完全なりと認めるときは材料部及び工務係に製作すべき數量を通知し

通知を受けたる工務係は材料部より交付を受けたる材料を所屬の各部に交附して製作せしめ、製作が終れば工務係責任者を経て技師に通知し、斯くして技師の命によつて入庫し、註文に備へるのである。

## 第十一章 販路の状況

### 第一節 電球の仕向先

#### 第一、大阪電球の販路は海外市場か内國市場か

大阪製品は内外何れの市場を販路とせるか、今、日本電球工業組合聯合會の調査にかゝる大阪輸出電球工業組合及び關西標準電球工業組合の昭和七年十一月より同八年十月に至る一ヶ年間の仕向地別生産數量に就て見るに左の如くである。

(單位個)

販路の状況	大阪輸出電球工業組合		關西標準電球工業組合		合	
	内地向	輸出向	内地向	輸出向	内地向	輸出向
大球	一、六三、一四	一九六四、八九三	三、二七四、〇三六	二、七〇、五九	二、二〇六、六三九	一三、九七、二三八
豆球	二、六七、六〇	五、四三、五〇〇	七七八、一六〇	—	—	—
トングリ	—	一、五五、〇〇〇	—	—	—	—
變形	—	九七、〇〇〇	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—



大阪の電球工業

自動車球	九八、八三三	八七、七〇〇	九六、五三三	九八、八三三	八七、七〇〇	九六、五三三
計	一四、三六八、六六六	一七、三〇五、一三三	四、七三三、七五〇	二、七〇七、五九六	二、三〇六、六六六	一三、九七三、三六六

(備考) 1、茲に大球とは家庭用電球、大型變形を云ふも、殆んど家庭用電球である。

2、關西標準電球工業組合中には他府縣に工場を有するもの三戸ある。

右表によつて見ると、トンガリ、變形は凡て輸南向、豆球は約七割、自動車球は約九割迄輸南向であるが、大球は前記の如く工場が他府縣に所在するもの及び兩組合に加盟せぬ東京電氣大阪工場(現在は日本電球工業組合聯合會に東京電氣として單獨加入してゐる)その他の工場があり、而も兩組合に加盟せぬ東京電氣は、米國のG・E會社と販路を協定せる關係上、海外に於ける販路は中華民國滿洲に限られてゐるから、大部分國內市場を販路として居り、その他の工場も殆んど内地向を製造してゐるので、全體から見ると内地と輸出とは相伯仲の間にあると云ふも差支はあるまい。而して大阪製品の輸出先の状況は後述の如くであるが、内地向は東京その他の製品に販路を著しく蠶食され、名古屋以東就中東京方面に仕向けらるるものは極めて稀である大阪市に於ても東京その他の製品は相當巨額の數量が移入され、大口需要者は之を使用するもの多きは大阪の當業者として大に留意すべき點である。

第二、輸出状況

東京製品は歐米方面を主とするに對し大阪製品は、東洋、南洋、英領印度、阿弗利加向が多い。今、大阪輸出電球工業組合加盟組合員の昭和九年中の輸南向電球生産數量を仕向地別に見ると左の如くである。尤もこの中には東京その他より

仕入れ、大阪で受験して輸出するものが多少含まれてゐる。

昭和九年輸南向電球仕向地別生産數量

(大阪輸出電球工業組合調査) (單位數量個) (單位價格圓)

販路の状況	家庭球		豆球		大型變形球		小型變形球		自動車球		トンガリ		計
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
滿洲	六四、四〇〇	一四、四〇〇	一七、四〇〇	一九、五〇〇	一〇〇	二、四〇〇	一四	一四	一	一	一	一	八三、八〇〇
支那	四一、六〇〇	二六、二〇〇	二六、二〇〇	一三、一〇〇	一	一、一〇〇	一	一	一	一	一	一	五六、二〇〇
英領印度	三八、二五二	三、九五六	三、九五六	一〇、二五六	一	五	一	一	一	一	一	一	五、五五五
暹羅	二、七八、八〇〇	三、八〇、五〇〇	三、八〇、五〇〇	九八、四〇〇	九〇〇	一八四、〇〇〇	七〇〇	七〇〇	一	一	一	一	七、七三三、〇〇〇
南洋	二四七、八七〇	五、七五四	五、七五四	七九、八八八	五	一三、八四三	一四	一四	一	一	一	一	三九三、四七
マニラ	九四、三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇一、六〇〇
英	六、六六九	四三	四三	二九八	一	一	一	一	一	一	一	一	七、〇三九
南	八七五、九〇〇	八四、九〇〇	八四、九〇〇	六六、八〇〇	一	一五、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一、七三三、六〇〇
英	七二、六三五	一〇、九九五	一〇、九九五	五、九七〇	一	八九	一	一	一	一	一	一	九、四一九
マニラ	三七、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一四、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	六三、三〇〇
英	三三、三三三	二〇八	二〇八	一、二四七	一	一	一	一	一	一	一	一	四、七三三
英	三三三、七〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三三、七〇〇
英	二七、三三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七、三三三



大阪の電球工業

英領マルタ	諸威	スマイン	佛國	伊國	和蘭	北米		南米		中米	
						數量	價額	數量	價額	數量	價額
四、五〇〇	三、八〇〇	一、〇〇〇	七、七、四〇〇	五、五、七五〇	一、七、四、四〇〇	九、一、〇、六〇〇	一、二、〇、六、〇〇〇	一、一、〇、九、四〇〇	二、七、九、四〇〇	三、三、九、七四〇	二、九、三、四〇〇
三、八〇〇	一、〇〇〇	九四	三、六、九、七、〇〇〇	五、三、九、〇〇〇	一、〇、四、八、三〇〇	二、七、三、六一〇	二、一、〇、一、一〇〇	二、八、〇、七五〇	二、〇、四、〇、〇〇〇	一、〇、四、〇、〇〇〇	二、九、八、五〇〇
100	六		一、〇、一、〇、〇〇〇	九、一、八〇〇	四、〇、〇〇〇	二、六、〇	三、〇、〇〇〇	四、八、九〇	二、〇、〇〇〇	二、一、〇、〇〇〇	三、三、六、〇〇
四、〇〇〇	一、〇〇〇	三、一、〇、八	二、六、〇、〇〇〇	一、五、六、九、九〇	四、〇、〇〇〇	三、九、〇	一、三、〇、〇〇〇	三、四、九、〇〇	二、四、四、三	二、四、七、〇〇	四、五、一、〇〇
八、六〇〇	五、七、〇	三、一、〇、八	四、一、五、三、〇〇〇	八、三、九、九、四	三、五、一、三、〇〇	七、三、四〇	三、七、〇〇	三、四、四、一、八〇〇	一、四、七、二、八	三、六、三、三、〇〇〇	一、一、八、一、七、〇〇
	九四	一、〇〇〇			一、四、八、三				二、四、七、五九	二、四、〇、〇〇〇	二、九、三、四〇

即ち昭和九年中に於ける大阪製品の仕向先は、英領印度の七百七十六萬三千個、三十九萬三千圓最も多く、全體の數量に於て二割五分、價額に於て二割七分を占め、之に亞ぐは佛國の四百十五萬三千圓、八萬三千圓、北米合衆國の三百六十四萬四千個、十二萬六千圓、南米の三百四十四萬一千個、十四萬八千圓、濠洲の三百十二萬四千個、十三萬七千圓等である。佛國、米國等への仕向單價が他國に比し著しく小なるは、豆球の如き價額低廉なるもの多きに因る。次に我國電球の輸出狀況圖及び過去五ヶ年間の比較を見ると左の如くである。

阿弗利加	埃及	濠洲	其他	計	數量		價額	
					數量	價額	數量	價額
二、九、三、四〇〇	三、三、一〇〇	九、五、九〇〇	二、六、五、六〇〇	九、六、三、四〇〇	二、九、三、四〇〇	三、三、一〇〇	九、五、九〇〇	二、九、三、四〇〇
八、八、九、〇〇	三、六、一、八〇〇	一、七、七、七、五〇〇	一一、一、〇〇〇	一、八、一〇、八、一〇〇	二、九、八、五〇	三、六、一、八〇〇	一、七、七、七、五〇〇	一、八、一〇、八、一〇〇
三、三、六〇〇	三、三、〇〇〇	一、九、八、二〇〇	一、八、〇〇〇	一、六、五、六、〇〇	一、一、八、八二	三、三、〇〇〇	一、九、八、二〇〇	一、六、五、六、〇〇
七〇〇	三〇		五〇〇	三、六、六〇〇	三〇			三、六、六〇〇
四、五、一、〇〇	七〇〇	一、九、五、六〇〇	一、四、〇〇〇	八、四、一、五〇〇	二、三、五〇	七〇〇	一、九、五、六〇〇	八、四、一、五〇〇
一、〇〇〇				三、五、七、〇〇	二			三、五、七、〇〇
一、一、八、一、七、〇〇	三、九、七、九〇〇	三、二、四、二、〇〇〇	二、八〇、七〇〇	二六、五、五、六〇〇	二			二六、五、五、六〇〇
二、〇、〇〇〇	三、九、七、九〇〇	三、二、四、二、〇〇〇	二、八〇、七〇〇	一、三、三、九、七、〇	二			一、三、三、九、七、〇

販路の狀況



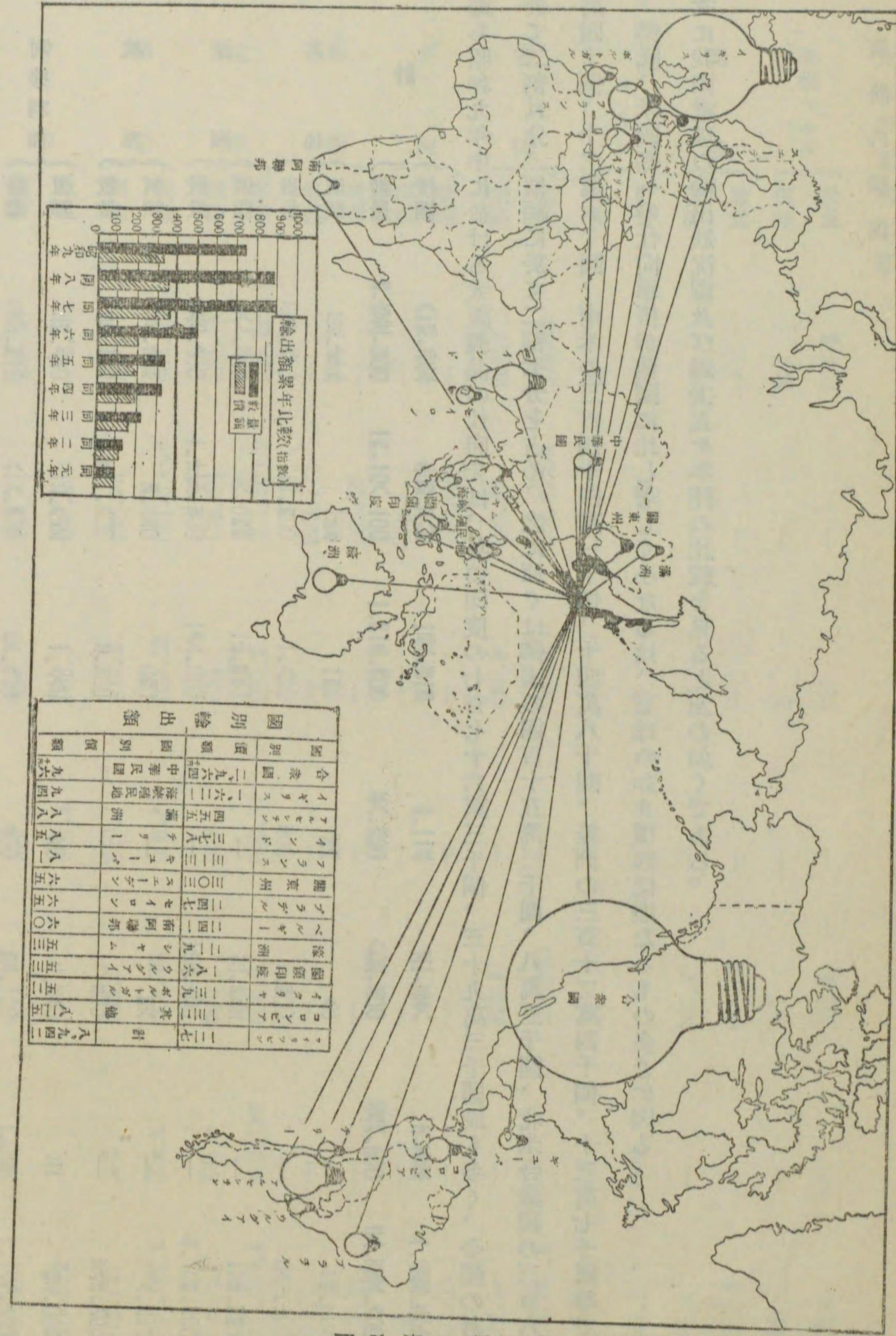
滿洲國 關東州 中華民 香港 英領 海峽植 蘭東印 比領 暹羅 其他亞 英吉 佛蘭 獨逸 白利 伊義 和蘭 瑞典 丁抹

國別	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
滿洲國	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
關東州	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
中華民	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
香港	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
英領	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
海峽植	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
蘭東印	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
比領	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
暹羅	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
其他亞	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
英吉	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
佛蘭	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
獨逸	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
白利	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
伊義	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
和蘭	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
瑞典	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28
丁抹	1	45	1	43	1	45	2	35	3	28

我國電球國別輸出額

(大藏省調査)

單位數量千哥 價額千圓



第一七圖 我國電球の輸出状況圖



販路の状況

國別	裝飾用豆電球		豆電球其ノ他		電球(其三燭光ヲ超エザルモノ)		電球(其ノ他)		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
滿洲國	二九	六八八	七六八	一、九四一	四、六五五	五〇、〇六一	一、七八一	三五、四八五	七、三四三	八八、一七五
關東州	四八	五七五	一、九六六	七、七四〇	六、八一	一〇八、四四六	四、二六九	一八五、九二一	一三、〇五四	三〇二、六六六
中華民	一〇〇	九八	一、五七	三、四二三	二、一一〇	三三、〇四	二、〇二九	五八、九三五	五、八三六	六六、三〇
香港	六、〇四	一〇、一五七	三、九三	六、〇三七	五、七八一	四六、〇三	一、八九一	一六、七八	四、六九五	三三、七九一
英領印度	八、六四	二七、四三三	三、九三	七、九五六	一九、七九〇	一九、四三六	六、三三〇	七八、六五	六八、六九五	一三、三九五
セイロン	五、四三	三九、四〇四	七、五二	一七、六三三	七、五三	六、八〇八	八〇	一、二四六	一三、七七〇	六四、九八一
海峽植民地	一、〇三三	三、二〇八	一七、八元	三五、三四〇	三、五五六	三四、四七四	一、六七三	二二、三四九	二四、〇九一	九四、二七一
蘭領東印度	六四〇	一、八七九	一四、六三	三五、三六七	一〇、五六六	二八、四八三	四九九	一〇、二〇六	二六、四六七	一八五、九五五
佛領印度支那	一四	一〇〇	六	三六二	八九	八七九	一七	一九一	一八六	一、五三
露領亞細亞	二	九	一三	四九	一一	三、七七一	六〇	三、八五	七一	七、四四
比律賓	一、三九〇	一三、七五三	八九一	四、二七一	六、二七六	七〇、六九三	三、〇三三	三七、九三	二、五六〇	二六、七〇九
暹羅	一、〇四	二、八九五	二、〇四九	五、二〇六	三、七〇〇	三四、九一一	七八四	一〇、二八七	七、三〇七	五三、九九
アデロン	〇	六	二二	一九三	五四	六九六	三	三六	七八	九三二
其ノ他亞細亞諸國	八	六四	二六一	九三五	七九	九、〇七一	一一三	一、七九五	一一	一、六五
英吉利	七、七五	五三、三七八	一七四、六三	四、六一二	四〇、六七四	三四〇、七四九	三、九三三	三〇〇、六六五	三〇九、九八二	一、六〇〇、九〇四
佛蘭西	二、八四	九八、八二四	五〇、三〇六	一三、九一一	五、〇八〇	五八、二三三	一、八一	二四、四七	七九、〇二九	三三、四九
獨逸	七九	二、四〇九	八、六三七	二〇、四七六	一、四三九	二〇、六〇七	三三七	六、三四	一一、一九三	四九、八六
白耳義	五、九〇六	三、四九五	六四、〇八	一六、七八五	三、〇六	二九、二三三	三五九	一一、六八九	七、四八九	二四、二五六

大阪の電球工業

國別	裝飾用豆電球		豆電球其ノ他		電球(其三燭光ヲ超エザルモノ)		電球(其ノ他)		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
滿洲國	二九	六八八	七六八	一、九四一	四、六五五	五〇、〇六一	一、七八一	三五、四八五	七、三四三	八八、一七五
關東州	四八	五七五	一、九六六	七、七四〇	六、八一	一〇八、四四六	四、二六九	一八五、九二一	一三、〇五四	三〇二、六六六
中華民	一〇〇	九八	一、五七	三、四二三	二、一一〇	三三、〇四	二、〇二九	五八、九三五	五、八三六	六六、三〇
香港	六、〇四	一〇、一五七	三、九三	六、〇三七	五、七八一	四六、〇三	一、八九一	一六、七八	四、六九五	三三、七九一
英領印度	八、六四	二七、四三三	三、九三	七、九五六	一九、七九〇	一九、四三六	六、三三〇	七八、六五	六八、六九五	一三、三九五
セイロン	五、四三	三九、四〇四	七、五二	一七、六三三	七、五三	六、八〇八	八〇	一、二四六	一三、七七〇	六四、九八一
海峽植民地	一、〇三三	三、二〇八	一七、八元	三五、三四〇	三、五五六	三四、四七四	一、六七三	二二、三四九	二四、〇九一	九四、二七一
蘭領東印度	六四〇	一、八七九	一四、六三	三五、三六七	一〇、五六六	二八、四八三	四九九	一〇、二〇六	二六、四六七	一八五、九五五
佛領印度支那	一四	一〇〇	六	三六二	八九	八七九	一七	一九一	一八六	一、五三
露領亞細亞	二	九	一三	四九	一一	三、七七一	六〇	三、八五	七一	七、四四
比律賓	一、三九〇	一三、七五三	八九一	四、二七一	六、二七六	七〇、六九三	三、〇三三	三七、九三	二、五六〇	二六、七〇九
暹羅	一、〇四	二、八九五	二、〇四九	五、二〇六	三、七〇〇	三四、九一一	七八四	一〇、二八七	七、三〇七	五三、九九
アデロン	〇	六	二二	一九三	五四	六九六	三	三六	七八	九三二
其ノ他亞細亞諸國	八	六四	二六一	九三五	七九	九、〇七一	一一三	一、七九五	一一	一、六五
英吉利	七、七五	五三、三七八	一七四、六三	四、六一二	四〇、六七四	三四〇、七四九	三、九三三	三〇〇、六六五	三〇九、九八二	一、六〇〇、九〇四
佛蘭西	二、八四	九八、八二四	五〇、三〇六	一三、九一一	五、〇八〇	五八、二三三	一、八一	二四、四七	七九、〇二九	三三、四九
獨逸	七九	二、四〇九	八、六三七	二〇、四七六	一、四三九	二〇、六〇七	三三七	六、三四	一一、一九三	四九、八六
白耳義	五、九〇六	三、四九五	六四、〇八	一六、七八五	三、〇六	二九、二三三	三五九	一一、六八九	七、四八九	二四、二五六



伊太利	六〇六	一三、五四三	三、七三三	七九、〇〇四	三、八六三	三五、四六六	六〇一	一一、〇三八	四、二五三	一三九、〇〇一
瑞西	—	—	四八六	一、九七	—	—	—	—	—	—
瑞蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和典	五〇〇	七五〇	一、七二七	四、三三〇	三〇一	五、四〇〇	七	一八五	四八六	一、五三四
瑞威	二、三三	六、〇三	九、九〇七	二、六、五二七	一、五五四	一、四、三九	一、三九二	一八、三六四	一五、〇七六	六五、三三
諾威	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西班牙	六	二七〇	一、七七八	四、八三八	一、四六	二、〇三	八四	二、七四六	二、〇〇八	九、五九七
丁抹	四、三〇	三三、六〇〇	五、五五	一三、八五九	九五七	八、二二	一四七	一、六七一	一〇、四九七	四七、三八三
希臘	六九一	一、六八	一、九一八	四、一四六	六七四	九、七三三	五九	一一、三三三	三、八二二	二六、八三八
土耳其	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
士耳	四八	二〇〇	七九七	一、七〇五	四七五	六、〇〇二	二二	二、九五七	一、四六六	一〇、六七四
シリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パレス	二七	六〇〇	一、六四六	四、〇七五	二〇八	一、七九九	二九	三、三五三	二、〇九二	九、七四七
イタリ	一九一	一、七九八	一、六一	五〇	六五三	九、〇〇七	二六二	三、八八七	一、六六七	一五、四三三
葡萄牙	一八八	三、四〇	二、二二七	五、六五	二、一七九	三、五七	六五	一一、八三	五、二九	五、四七三
其ノ他歐洲諸國	一八六	一、三三七	一、八一	七、五七	一、三五四	一六、一八三	五七	八、三三七	三、六九九	三三、二八四
米國	二二、〇三	六九〇、九六	一八、八九九	四七九、九八〇	二〇、九九〇	八、九三	九六七、三四	五八五、九〇七	二、九六三、九六九	—
加奈陀	九四	五、三八	二、三六四	四、六五	一、六八九	二〇、三八	七五一	九、〇四八	一、七四五	二九、四二二
墨西哥	六五	二、六九八	四、五三	一三、九一一	二、八四	二、五六	七六	—	—	一九、二七一
政馬	八	五七五	五八〇	三、二二	三、七九	三、八八九	二、〇一	三八、一五一	五、四九五	五、四九
サルヴァドル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パナマ運河地帯	二八四	七〇	—	—	—	—	—	—	—	—
パナマ	二二	一、五〇三	三九	一、八八二	四、五〇	五、九四三	一六八	二、五二四	九、五五	九、二一一

グアテマラ	二六	四七	三七八	一、四一四	二、九四	五、五五	八三	一、五八	八七一	八、九六四
ホンデユラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其ノ他中米諸國	三八	三三	七四八	二、四六〇	一、三〇三	一三、一一〇	七六八	九、七六八	二、八七	二五、六五一
シアマイカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハイチ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秘露	二六八	五七九	三二	一、三四	二、九七	三、二九二	二〇	二、三四一	五七一	五、七七八
智利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亞爾丁	一、五九一	一七、〇三	三、二七七	七、八六五	一九、二二〇	二六八、〇八	四、六三	九、三三	四七、六九一	四、五、四七
伯刺西	三〇	二、八八	九四六	三、七六	二、〇五三	二、八、〇八	七、四三	一一、五四五	一九、七七	二、四七、二七七
ウルグアイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
グエネズエラ	二四	一五七	一、二〇三	六、五七	三、二八	三、五七	六三	一〇、四四〇	五、九九	五、九九八
コロンビア	四七	三三二	八八〇	一八、〇九	八、四七九	七五、八〇	二、三六六	三、八四六	一、九七〇	一三、一七七
英領ギアナ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其ノ他南米諸國	二四	三九	六七八	二、六五	二、七五	二、六三	六五八	九、二八四	四、二六	三、八九
埃及	三三	四、二八〇	三七三	二、〇五四	一、九〇五	二、二八	九七〇	一四、三九八	三、六二〇	四、〇一四
南阿聯邦	七四	二、九三六	二、九五	二、三三四	一、四九	一四、〇〇七	二、二九	三〇、六一	七、三三七	六、〇、三〇
ケニアガンダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タンガニカ	六	三四	八二	三、四〇五	二、二八	二、六八八	九	二、八九	一、一〇〇	六、六九六
モザンビク	二七	九七	四五六	一、八五四	二、四七	三、四六	二二六	三、三二	九三八	八、六三八
東部アフリカ	七	七〇	四三〇	一、五五	六八三	九、二九	二二	二、二九八	一、三四一	一三、二六二
佛領モロッコ	二四	一、四四五	一、六五	八三	八七四	七、八三	一、二四九	一四、九九一	二、五〇二	二五、〇八
ナイジリア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴールドコースト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—







瓦斯白熱照明會社の電球設備を合併して成立せるものである。大戰後米國G・E・Cが之に参加し、資本の割合はA・E・G及びシーメンスが各三三%三分ノ一、國際G・E及びコツベル會社が各一六%三分ノ二宛になつてゐた。

(コツベル會社は個人銀行でその背後に有名なダナート銀行がある) 併しこの會社はG・E・Cの資本が参加したとは云へ在ゼネバの國際電球カルテルの主宰者であり指導者である。子會社は歐洲各地に散在し勢力は殆んど全世界に及んでゐる。獨逸に於てはオスラムの外にベルグマン・ゼー・ピンチ、ラデイウム、ウオルフラム等の電球會社があり、カルテル外のものとしてはチューリッゲン地方に四十有餘の小電球製作工場がある。

英國 英國には電球生産者組合 (The Electric Lamp Manufacturers' Association of Great Britain, Ltd.) 即ちリングがある。之は互に特許の交換、販賣の協定等を行ふ一種のカルテルであつて、その製品は一流品と目され英國全生産數量の約九割を占め、市場を殆んゞ獨占してゐる。このリング以外のものはアウトサイダーと云ひ、品質は二流品と目せられてゐる。一九三一年六月のE・L・M・A規則 (Electric Lamp Manufacturers' Association Rule) によればその聯盟員は十七社で、一九三一年五月七日瓦斯入特許期間の満了後リング以外の會社にして之を製作するもの續出し、就中クロムプトンの如きはリング外の製品としては品質の優良なるものとされてゐる。近年本邦品の進出著しき爲め、自國の製品に脅威を與へリング及びリング外の同業者は團結し、本邦品に對抗しつゝあるは注目に値する。

和蘭 和蘭には有名なヒリツプス電球製造會社があり、之はG・E・C、オスラムに亞ぐ世界第三の大電球會社である。

G・E・Cの資本参加運動はこゝにも延び、遂に一九二九年五月G・E・Cの資本参加はこの會社の資本増加の機會を捉

へたのである。同會社は又リヒト合同電球會社、スイス・エヂソン電球會社等に参加し、G・E・C資本との交錯と相俟つて完全に國際資本の形態を備へるに至つた。同國にはこの外スプレンドール電球會社がある。

佛國 佛國に於ては一九二一年フランスG・E・C及びトムソン・ハウストン會社の電球設備を合併して設立されたコンパニ・デ・ランベが最大の會社であり、獨占的地位を擁してゐる。G・E・C系イリス、マツダ、メタル等シンデケートに屬するものは賣値協定、生産制限、輸出禁止等を協定してゐる。アウトサイダーとしてはヤコボス、アーマー、フアースト等がある。

チェッコ・スロバキヤ この國は電球工業旺盛にしてG・E・C系統のものとしてはオスラム、ドラメンス、ヒリツプス會社等あり、この外アウトサイダーも相當にある。

其他の諸國 スイスには前述のリヒト合同電球會社があり、オスラムとフィリツプスとの資本が互に交錯しオーストリアにはメタックス、ハンガリーには合同電球電機會社あり、又加奈陀にはカナダ・ゼネラル・エレクトロリツク會社があり何れも國際G・Eの脈が通じてゐる。

以上記述せし處に依つて見るに世界の主要生産國に於ては何れも獨占的の傾向強く、オスラム、フィリツプス各資本の背景が特に注目さるゝが、更に之を仔細に觀察するとその底を流るゝG・E・C資本の勢力が如何に大であるかが窺はれると同時にこれ程整備した國際資本の交錯は稀に見るべきものであらう。

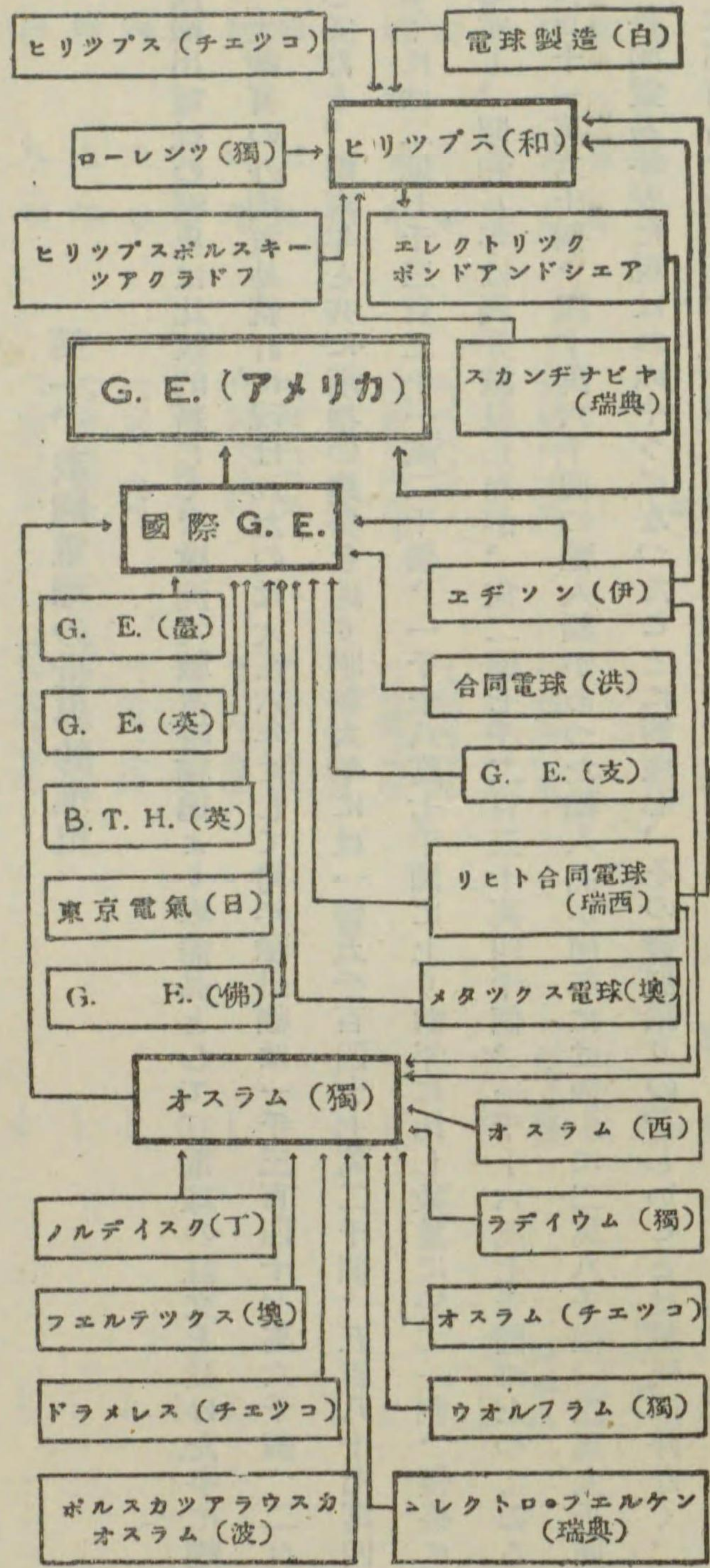


第二、國際電球カルテルの結成とその機能

國際電球カルテルは一九二五年(大正十  
四年)に獨逸のオスラム有限責任會社の主唱によりゼネバ市のフキニックス協會に於  
て成立したもので、加盟會社は和蘭、佛國、獨逸、英國、スカンデナビヤ、伊太利、日本、その他を合せて十八ヶ國の會  
社合計二十七社をメンバーとしてゐる。世界にその覇を唱へてゐる米國のG・E・Cは在巴里の國際G・Eを通じて間接的  
に之に加盟して居り、直接に参加してゐぬが、G・E・Cは世界全國の有力なる電球會社と資本的又は個々に協定を結ん  
でゐるので、このカルテルの範圍は直接間接に全世界の電球會社を包含してゐる一面、G・E・Cはその總元締とも云へ  
る。

國際電球カルテルによる協定の内容は發明及び技術の交換、價格の統制、販賣の統制、商品の標準化等に及んでゐるが  
その主目的は販賣の統制即ち販賣數量及び販賣市場の協定であつて、之はとりもなほさず生産の無統制と競争から脱却し  
資本を最も合理的に驅使しやうとする合理化運動の一表現に外ならぬ。今、協定されたる販賣統制に關して見るに、加盟  
會社に對して或る一定期間(標準年度)の販賣實數を基礎とし向後に於ける販賣割當額が決定さる。この割當額の合計は即ちカ  
クテルの販賣額の總計となる譯である。販賣は國內市場と外國市場とに分れ、該標準年度に於て有せる外國市場は現有勢  
力尊重の意味にて將來引續きその會社の市場として確保さるゝと同時に新市場への進出は許されぬ。國內市場に於ける販  
賣額が割當額に達せぬ場合は何等保障をされぬが、一外國市場に對する販賣額が割當額に達せぬ場合は他の外國市場に於

て販賣することを許され、割當額以上に販賣した場合は一定の罰金を支拂ふの義務を負はされ販賣額が割當額に未滿の場  
合は補償金を給與される。



第一八圖 世界電球界に於けるG.E.の支配網

斯くして該カルテルは販賣の統制により間接に生産の統制を行ふ結果となつてゐる。併し

ながら販賣の統制に當つては共同販賣の形式を採用せず又輸出に際しては輸出價格を一般的に決定してゐぬが、電球會社  
若くは有力なるものゝなき地方に對しては無益の競争を防ぎ相互の利益擁護の爲め價格の協定を行つてゐる。

このカルテルは一九三一年(昭和六年)に至り更に十ヶ年間延長せられ、加盟會社は互に共存共榮の利益を享受してゐる。現



在我國に於ける加盟者は日本内地を主たる販賣區域とする東京電氣會社のみで、他は所謂カルテル外の製品として世界市場に進出し、その牙城に逼りつゝあるのである。

### 第三節 我國電球の世界的進出と各國の輸入防止問題

#### 第一、我國電球の世界的進出

我國輸出電球の歴史は比較的新しく、歐洲大戰當時獨逸より軍需品として豆電球の注文を受けた事に端を發したとも言はれ、大藏省の外國貿易統計に現はれたのは大正六年にして同年輸出額は一千三百四十七萬六千個、二百八十四萬七千圓を示してゐる。爾來年と共に漸増の趨勢を辿り昭和六年には一億五千四百七十七萬二千個、五百八十七萬四千圓を示し、更に翌七年には二億七千三百三十一萬二千個、一千十八萬七千圓に上り前年に比し數量に於て一割、價格に於て七割三分の増加を示し、昭和八年は幾分減退したが、尙二億七千二百三十萬四千個、一千十六萬七千圓に上つてゐる。之を大正元年に於て百十一萬六千個、四十萬六千圓の輸入額があつた輸入品が同年には僅かに二萬八千個、二萬九千圓となり、爾後大藏省の外國貿易年表に現はれぬやうになつたことに對照し、その發展振りの著しいことは驚嘆の外なく、而も之と同時に總ての本邦商品、特に雜貨に對し、本邦品は斯くも低廉であるの觀念を與へる一種の導火線を造成し、本邦商品の進路を示す羅針盤として國際市場に一異彩を放つてゐる。即ち左表の如くである。

我國電球の貿易狀況

(大藏省調査)

年次	輸出		輸入	
	數量	價額	數量	價額
大正元年	116,600	406,888	11,600	29,000
同 五年	1,051,895	5,874,996	1,051,895	5,874,996
同 六年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497
同 七年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497
同 八年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497
同 九年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497
同 十年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497
昭和元年	2,553,633	19,955,533	2,553,633	19,955,533
同 二年	3,347,669	23,331,955	3,347,669	23,331,955
同 三年	5,555,702	42,531,561	5,555,702	42,531,561
同 四年	8,633,260	65,399,977	8,633,260	65,399,977
同 五年	705,577	5,366,998	705,577	5,366,998
同 六年	1,051,895	5,874,996	1,051,895	5,874,996
同 七年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497
同 八年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497
同 九年	1,898,995	10,187,497	1,898,995	10,187,497

斯くの如き發展は即ち内地に於ける瓦斯入電球の特許期間の満了と金輸出の再禁止による爲替の變調に基因するは勿論本邦の斯工業が家内工業として全く手業的に發達し、本邦人特有の優れたる技能により低廉なるコストにて製造し得ることである。斯くて本邦品は凡ゆる障害を排し、歩一步と整備せる國際電球カルテルの地盤に蠶食して刻々とその牙城に

販路の狀況



通り、本邦品を一種の怪物とまで稱し戦慄せしむるやうになつた。

## 第二、海外市場に於ける我國電球の輸入防止問題

斯くの如く我國電球の海外への進出は我國に於ける電球工業の躍進を示し生産能力の増大せることを物語るものであるが、この一事は忽ちにして世界各國の注視の的となり、或は特許權侵害の提起、或は關稅の引上、或は輸入割當制度等凡ゆる手段を以て包圍さるゝ處となつた。即ち彼等の該準備は世界に互つて蜘蛛の巢の如く、その組織網は一層と科學的と化した。某誌に國際G・E本部から出たと云ふ指令(一)ナショナルG・Eトラスト加盟者は以下の條項嚴守すべし、(二)特許權を以て日本電球を壓迫せよ、(三)各トラスト加盟者は協定地域を嚴守せよ、(四)日本電球を壓迫するに必要な資金は自由に之を使用すべし、(五)日本製電球を壓迫する爲めに言論機關を活用すべし、(六)又政治工作により政府の手によりて之をなすべし、(七)右は最も巧妙にして且つ隱密の間に之をなすべし、(八)日本電球を壓迫する爲め互助の精神に基き協同戰線を張るべしを掲載してゐる。事の真相如何は知るを得ざるも、米國に於けるG・E・Cの特許訴訟、蘭領印度に於けるフリリツプスの特許訴訟その他世界各地に於ける我電球の合法的輸入防止手段は其處に一脈相通するの觀ありしむ。今、主なる販路に於て過去數ヶ年乃至現在行はれる我電球の排撃手段を擧げて見ると、

米國 G・E・Cは先づ本邦品取扱業者たるアソシエテッド・マヌファクチュアラー商會を相手取り無尖端電球の排氣管の件に關し特許侵害訴訟を提起し、之は成立しなかつたが、更に本邦製電球の内面艶消及び螺旋纖維はG・E・Cの有するビブキレ特許及びバツツ特許を侵害せるものなりとして在維府東京ランプ商會、在紐育シスム・ポーモンド社、在桑港ユナイテッド・ジストリビューター商會、ヘイマン、M・セラ一等に對し訴訟を提起し最後の二者の如きは遂にG・E・Cに屈伏し、日本製電球の取扱を斷念せりと傳へられ、又一九三三年十一月二日瓦斯入特許の期間満了に乗じ、本邦製瓦斯入電球の米國に殺到すべきを豫想して同年七月一日を期し電球値段の半額切下げを斷行する一方、本邦品の品質粗惡にして國家經濟上損失の大なるを宣傳し、越えて同年九月には政府を動かして本邦製電球を不當廉賣品として處分する發令及び從來の金屬纖維電球の從價二〇%の關稅の外に更に三〇%を課稅せしめ、極く最近新聞紙に傳ふるところによると米國加州聯邦裁判所では一九三二年七月G・E・Cより本邦製電球輸入業者パシフィック・インポーティング・コンパニー及び東京ランプ商會並にナショナル・ランプ・コンパニーに對し提起されたる特許侵害訴訟は被告側の敗訴なることの判決あり、その判決を下すに當り裁判長は日本製電球は品質粗惡で耐久力短く、且つ米國製品よりも多量の電力を要すと述べ、又G・E・Cの辯護士ライオン氏は輸入を阻止するを得ると述べたと云ふ。以て如何に米國に於て本邦電球を眼上の瘡視し、輸入防止に努めてゐるか窺はれる。

英國 本邦品の輸入増加によつて英國内に於けるリング及びこの以外の電球製造業者の逆鱗に觸れ、我國電球の輸入を抑制する策として初め關稅引上げの要望が猛烈であつたが、當局者の會商數次の後兩者間に協定成立し愈々輸入割當制を實施することゝなつた。その割當は一九三四年三月二日より實施したもので、右會商の結果兩國間に協定された覺書は大要左の如くである。



大阪の電球工業

第一 本邦政府ハ十二ヶ月間對英電球輸入數量ヲ左記ニ制限スルニ必要ナル措置ヲ講ズルコト

二〇V以上(家庭球) 四三〇萬個

二〇V以下ノモノ

自動車球 五六〇萬個

フラッシュユライト 二、二八〇萬個

其他(變形其他) 一一〇萬個

計 三、三八〇萬個

第二 前記制限ハ本邦ヨリノ輸出統制ニヨリ行フコト

實施期間ハ一九三四年三月二日ヨリ始メ十二月トス

第三 各種間二五%ノ委讓率ヲ認ム、但シ二〇V以上ノモノ一個ハ「フラッシュユライト」一〇個又ハ他ノ二〇V以下ノモノ二個ニ相當スルモノトシテ計算スベシ

第四 不遵及ノ原則ヲ認メ今次ノ協定ヲ以テ前例ト看做サルコト

但書 英國ニ到着セル電球ニシテ三月一日以前ニ、本邦ヲ發送シタルモノナリヤニ關シ疑義ヲ生ジタル場合ハ英國政府ハ四月一日以降ニ英國ニ到着セルモノハ本邦ヲ三月一日以降ニ發送セラレタルモノト解釋シ本協定ノ範圍ニ入ルモノト看做スベシ

而して一九三五年三月以降の割當數は普通品は前年通り約百萬圓であるが、この外に新にクリスマス・ツリー約百萬セ(約千八百萬個)の割當を獲得、同價格は約百二、三十萬圓に上り實質的には前年以上の割當と見られてゐる。

獨逸 同國ウォルフラム白熱織條の特許保護期間が一九三三年十月六日を以て経過せる爲め外國品の輸入が増加するを豫想し、一九三三年十月一日より一個三十九瓦以上のものに對しては百疋當り八百馬克、三十瓦竝に夫れ以下のものに對

しては百疋當り千二百馬克となり、又同月同日より特別關稅取扱割當量が決定せられ、一九三〇年より一九三二年に於ける平均一ヶ年輸入量に限り従前通り八十馬克を以て課稅することゝなつた。而して獨逸では新關稅實施以前に於ても特許保護の關係で同國に輸入可能のものは國際「フェブス・コンツェルン」に加盟せる外國會社の電球のみで本邦品は全然不可能であつたので、以上の如き一九三〇年より一九三二年までの輸入を基礎とする新割當制度も事實上本邦品には適用せられぬ譯となる。新關稅が弱流電流に對し千二百馬克の驚くべき高率の課稅をなせしは一面本邦品の輸入を防止すべき目的の下に考案されしものと云ふことが出来る。

蘭、領印度 同地には和蘭の特許法が施行されて居り、米國と同様特許の侵害を楯に本邦品を防止せんとしてゐる。而してフィリッブスの所有する特許權は(一)瓦斯入電球に封入する瓦斯體、(二)導入線、(三)無尖端電球(排氣直管)、(四)スパイラル・フィラメント等で、(一)は一九一七年三月六日より効力を發生有効期間は既に滿期となつたのであるが、同地にては一九三一年七月九日附蘭印法令に依り更に一九三五年三月六日迄有効、目下繫争中のものは(二)、(三)、(四)の特權に關するものである。この侵害問題は單に同地のみでなく、米國その他の地方にても類似の不詳事に遭遇し、解決如何により各方面に及ぼす影響は頗る重大なるものがある。

加奈陀 加奈陀の電球輸入は昭和六年末に始まつた圓相場の低落から本邦品の輸入増加の影響を受け現在では本邦品に對しては爲替相場差額に相當する廉賣稅が賦課せらるゝことゝなり、輸入稅、賣上稅等を加算する時は原價に對する稅負擔率二十割を越ゆるやうになつた。されば本邦品の加奈陀市場に於ける販路擴張は困難な狀勢である。

販路の狀況



伯刺西爾、同國に於ける本邦品とG・E・C品との抗争は熾烈であつてG・E・Cは利益を度外視して本邦品の驅逐に大童となり、或は小賣値段の引下、或は艶消電球の宣傳或は本邦品に對する侮蔑的廣告等凡ゆる手段を弄してゐるが、その効果乏しき爲めG・E・Cは更に既に米國に於て訴訟取下となつた特許侵害問題をも持ち出して總動員をしてゐる。

其他の各國、其他佛國に於ける原産國名の標記強制、墨西哥の高率關稅（併し最近一個當り四〇仙の關稅を四分ノ三に切下本邦品の輸入によつて市價を調節せんとしてゐる）智利、亞爾然丁の輸入制限又は爲替管理等は我電球に對する輸入防止策にして我輸出電球は將來容易に逆緒し難きものあり、現状の儘に放任する時は重要産業も根底より覆滅するの危險が多分に包藏され居り本邦當業者の最も注目すべき處である。

#### 第四節 電球市價の變遷と最近の商勢

##### 第一、電球市價の變遷

電球は大正の初年には未だ高價なる外國品の輸入も相當にあり、價格は真空タンダステン電球で一個七、八十錢乃至一圓二、三十錢位してゐたが、爾來材料の低落と製作技術の發達とによつて漸落し、今や一部には生産原價を割るものも現るゝに至つた。今、日本銀行の調査にかゝる最近十五ヶ年間の電球價格指數と百種を總平均した物價指數とを比較して見ると、大正三年七月を一〇〇とせる大正十一年の指數は電球一二二に對し總平均二二三を示し、大正十三年末には大正三

年七月現在と同一なるも總平均は尙二二八を保ち、降つて昭和十年九月には電球六七に對し總平均は一五四と云ふ指數にある。尤もこの指數は小賣値に對するもの、而して電球の價格は仕向先と品種によつて多大の差異あるも、本表の指數は恐らく内地向電球の平均を示したものであらう。

年次	指數		年次	指數	
	電球	總平均		電球	總平均
大正十一年末	一二二	二二八	昭和四年末	六七	一七二・四
同十二年末	一一一	二二二	同五年末	六六	一五九・五
同十三年末	一〇〇	二一五	同六年末	六五	一四六・六
同十四年末	一〇〇	二〇六	同七年末	六四	一四一・〇
昭和元年末	一〇〇	二〇九	同八年末	六三	一四八・七
同二年末	九六	一八五・七	同九年末	六二	一四九・九
同三年末	九二	一八二	同十年九月末	六一	一五四

備考 1、本表の指數は大正三年七月を一〇〇とせるもの  
2、總平均は調査品種百の指數を平均したるもの

以上を以て見れば電球の價格は最近五ヶ年間保合となつてゐるが、之は一流會社品の平均價格なるものゝ如く、一流會社品は品質勝れ、價格も協定されてゐるので、賣崩れ少く或る種のものも多少低落せるも、全體の平均から見ると最近五ヶ年間は差なしと云はれてゐるが、實際現在は五年前に比し約一割位の低落を示してゐる。併し町工場と稱せらるゝ工場の生産する電球の中には真空タンダステン電球の如きは昭和五年末に一個十一錢乃至十二錢してゐたものは、昨今材料



の昂騰により多少の値上りあるも尙七銭の安値を示してゐることである。

更に轉して輸出向電球の市價を見ると、輸出向の製造業者は内地向よりも比較的小規模の製造業者が多い爲め、價格の競争が特に著しく真空家庭用電球一〇〇ヴォルトもので昭和六年末に一個七銭したものは同八年末には六銭となり、益々低落の情勢を示し、遂に海外市場では凡ゆる手段を以て本邦品の輸入を防遏し、中にはソーシヤル・ダンピングなりとし課税するやうになつたので、茲に日本電球工業組合聯合會では昭和九年九月より輸出向電球に對し全般的の販賣統制を實施し時價より二割乃至三割の値上を實行した。然るにこの値上を發表するや海外よりは市況の不安定を見越してか註文を一時差控へ、極めて不振を呈した一方、その間統制を潜つて販賣するものも現はれ、遂に現在では統制當時よりも却つて一割乃至二割方の下落を示してゐるものもある。

輸出向電球市價の變遷

	昭和六年末	同 七年末	同 八年末	同 九年末	同 十年末
真空家庭用電球 { 100V	七・〇	六・五	六・〇	七・〇	六・〇
瓦斯入家庭用電球 { 100V	八・五	七・五	七・〇	九・〇	七・五
豆電球 { 100V	九・〇	八・五	七・五	八・五	八・〇
トングガリ	一・四	一・三	一・一	一・三	一・一
豆電球 { 100V	一・三	九・五	九・〇	二・〇	九・〇
トングガリ	二・三	二・〇	一・八	二・〇	一・七

第二、最近の商勢

内地向、家庭用電球は第四章第二節に述べた如く、需要の對象たる電燈の取付が漸増の趨勢にあるを以て、本品の需要も之に伴ふて増加するは當然である。併し内地向は爲替並に關稅に關係なく、且つ販路も大體一定せる爲め、輸出向の如く賣行は極度に増減することは先づない。小賣商向は最近輸出の不振に伴ふて輸出向同業者中、之が製造に轉ずるものが少くなく、之が爲め價格の競争が著しく、中には原價以下に販賣するものもあり、總じて採算不引合の状態にある。

豆電球は需要の大部分を占むる自轉車の賣行が著しく増加したので、本品の需要も隨つて著増し、殊に一昨年以來東京品を使用してゐた關西方面の自轉車部分品製造業者が東京品のみでは間に合はぬところから、大阪品を使用するやうになつた爲め、昭和九年の生産は約二割の増加を示し、昭和十年の生産も前年に劣らぬ状況である。

自動車も近年自動車の利用増加に伴ひ賣行は漸増しつゝある。

輸出向、昭和六年より昭和七年に互り安價を以て鳴り、對外爲替の有利に拍車をかけられ世界市場に馳驅した本邦品は昭和八年以降海外市場に於て幾多悲觀すべき材料續出し、遂に昭和十年一月より八月までの輸出額は七十一萬五千個、四百四十萬二千圓となり、前年同期に比し數量四割、價額三割四分の減少を示した。現在(昭和十年九月頃)豆電球、裝飾球はクリ



スマス用として相當の需要あるも、家庭用電球は蘭領印度方面に於ては特許關係で輸出殆んどなく、米國方面に於てもG・E・Cの提訴せる特許侵害が勝訴になつた爲め、同國の取扱商が恐怖の念に驅られて買控へ、その他各方面とも不振の狀態にある。今、昭和九年一月以降各月別に本邦産電球輸出額を示し、その情勢を明かにすることとした。

昭和九年一月以降本邦全國月別電球輸出額

(その一)

Table with columns for Year/Month, Quantity, Price, and Total Value. Categories include 豆電球(裝飾用), 豆電球(其ノ他), 其他(三二燭光ヲ超エザルモノ), and 豆電球(其他). Rows list months from January to December 1934.

第十二章 取引狀況

第一節 内地向取引狀況

第一、取引の経路

Table showing monthly trade statistics for domestic markets from January to December 1934. Columns include month, quantity, price, and total value.

内地向の取引経路は市内向と地方向とに、又市内向は東京電氣會社製品(以下A製)品と云ふ)とその他の製品とによつて異なつて

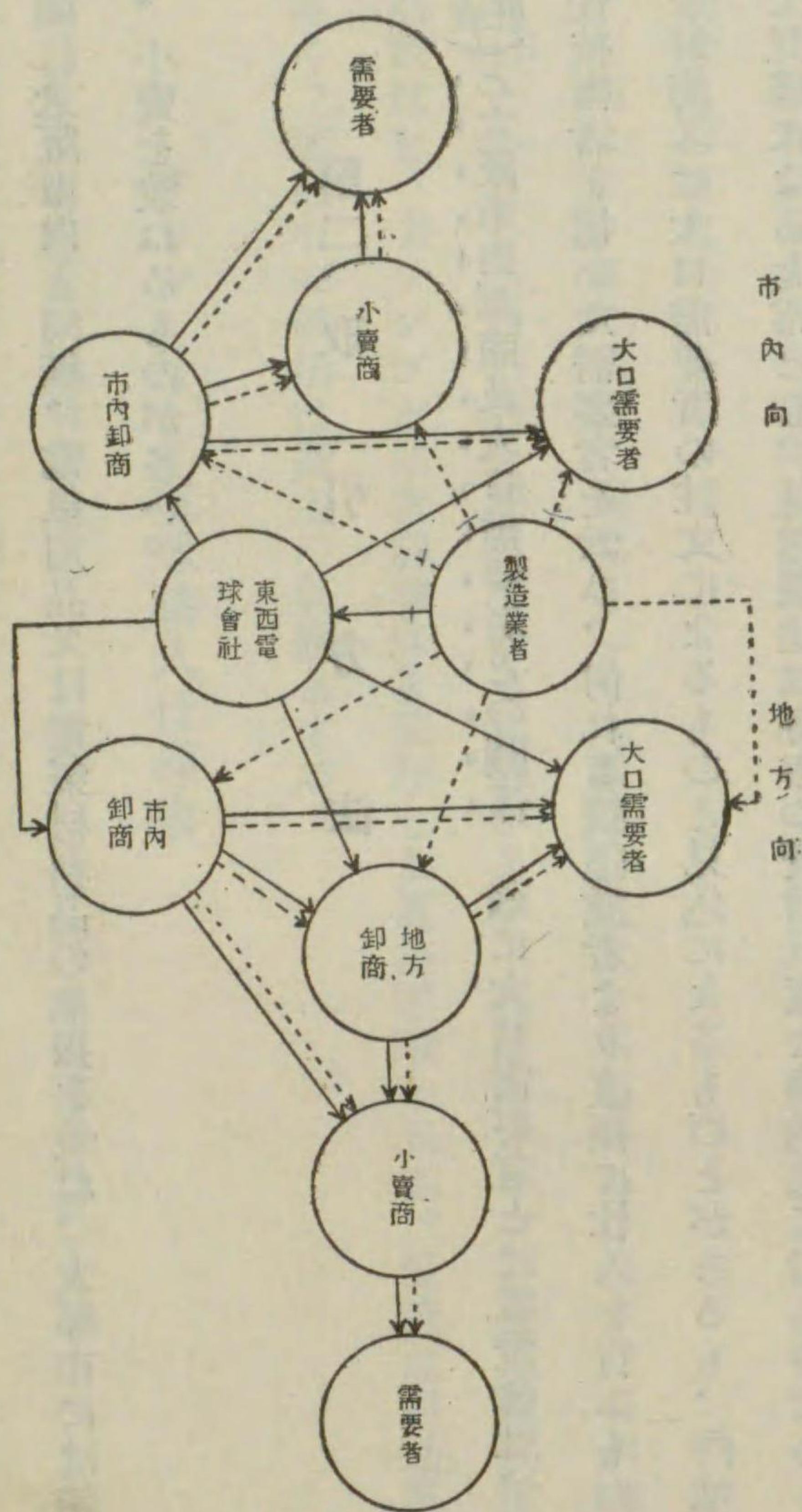
取引狀況



る。東京電氣會社製品は電燈會社向（市電氣局、電鐵會社を含む）、自家用向、小賣店向によつて差異があり、電燈會社向は會社より直接に、又自家用向は會社より直接のものと左記の如き小賣商向と同様の経路を辿るものがある。而して小賣商向は従來特約店から中卸商、小賣商又は特約店から小賣商に仕向けられてゐたが、價格の亂賣、得意先の争奪防止の必要が生じたので、昭和八年八月には阪神共同電氣會社が創立され、大阪、神戸兩市内に供給する電球は凡てこの會社を経ることゝなつた。阪神共同電氣會社は資本金十萬圓（金額拂込）にして、出資者は東京電氣會社と従來東京電氣會社を取扱ふてゐた特約店で、この特約店は大阪市内に十戸、神戸に三戸程ある。茲に自家用は遞信省の試験に合格せる主任技術者を置き、電力會社から電力の供給を受けて、その構内で電氣設備を行ふものを云ひ、小賣商とは従量によつて點燈せる需要者に直接販賣せるものを云ふ。小賣商は特約店、卸商と同じくラヂオ、電氣器具、電氣材料の販賣を兼ね電球のみの專業者はない。その他製品の中、電燈會社向を主とする十三戸の製品（以下B製）はその販賣機關たる東西電球株式會社より直接に、小賣商向は東西電球會社より直接又は卸商を経て販賣さるゝのである。東西電球株式會社は、日本電球會社、東亞電球會社（以上兵庫縣）、ナニワ電球工業會社（以上大阪府）、昭和電球會社（以上京都府）、北斗電球會社、東電々球會社、新興電球會社、帝國電氣會社、旭電氣會社、極東商會社、近榮電氣會社、メトロ電球會社、エビス電球會社（以上東京府）の十三社が販賣方法の合理化と品質の向上とを圖り、積れる種々の悪弊を除去する爲め、昭和十年五月に資本金五百萬圓（拂込百五十萬圓）を以て創立、同年七月一日より事業を開始したもので、之と同時に以上十三社の營業權は凡て新會社に讓渡されたのである。又その他製品中、小賣商向を主とする製品（以下C製）は凡て製造業者より直接卸商又は小賣商に仕向けられて居り、之

は共同的の販賣機關は有せぬものである。

地方向はA製品は全國に一〇、朝鮮に一、臺灣に一、支那（上海）に一、滿洲に三、大連に一の出張所を置き夫々管轄區域を定めて電燈會社、自家用向は出張所より直接に、小賣商向はその地方に設けられたる販賣會社又は辦理店を経、組織的に販賣さるゝを以て、同社大阪工場製品も之等の出張所より各方面に販賣さるゝのである。B製品はA製品と同様、夫々配給區域を定めて居り近畿、徳島、高知方面はその地方を管轄せる大阪支社より、C製品は製造業者より直接又は大阪の卸商を経由して仕向けらるゝのが例となつてゐる、今、一般の電球取引経路を大阪市内と地方向とに分ちて示すと左表



第一九圖 内地向電球取引経路

備考  
直線はB製品、點  
線はC製品の取引  
経路である。



の如くである。

茲に云ふ地方卸商は大阪市内と同様、電氣用品又は電氣材料品の取扱を兼ね、大都市には卸商のみを専業とするものもあるも、小都市は卸、小賣を兼ねるものが多い。

## 第二、取引方法

(イ)製造業者(販賣)と大阪市内卸商及大口需要者との關係 茲に大口需要者とは電燈會社、電氣局並に構内に遞信省の試験に合格した主任技術者を置いた需要者を云ひ、何れも製造業者より直接に仕入を行ふものである。製造業者の製造は規模の大小を問はず卸商又は大口需要者の注文によるものと見込によるものとがあるも、内地向は特種品以外は品質、規格が一定せるを以て見越によるを常とし、見越製造は毎年の賣行狀況を參酌して行ふのである。

卸商の仕入は製造業者が絶えず見越で製造し準備せるを以て、小賣商又は需要者から注文を受けてから行ふを常とし、見越による場合は比較的少い。

賣込はA製品は阪神共同電氣會社對特約店、特約店對中卸商、中卸商對小賣商、特約店對小賣商は夫々特約を結び、得意先の争奪、亂賣を防ぎ、極めて合理的に行はれ、大口需要者には大阪出張所員、小賣商、中卸商には阪神共同電氣會社員並に特約店の店員が適時出張して注文を受く。但し阪神共同電氣會社員が中卸商、小賣商より受註した時は、その特約せる特約店に通知し特約店の意見を叩いて送荷し、B製品は東西電球會社員、C製品は製造業者の店員が夫々大口需要者

卸商又は小賣に出張し受註するのである。

而して賣込は大口需要者向と卸商向とによつて異なり、前者は規格を重ずるもの多く、大阪市電氣局の如きは先づ電氣局内に試験係を設けて提出せる著名電球製作所の電球を試験し、その成績最も優良なるものを實地に點燈して點燈狀況を再試験し、之が左記購入仕様書に適合する時、茲に數量、價格、期間を定め、單價契約によつて購入を取極めるのである。契約は現在年二回即ち四月より九月に納入するものを四月に、十月より翌年三月に納入するものを十月に行はる。後者は普通文書を取替はすことなく、口頭を以て契約を取極め、賣込に際して製品が通りものであれば、永年の取引で品質がよく判明してゐるので、新規製品の外は見本の携帯を必要とせぬが、その他の製品は品質がよく判明せぬので、賣込出張と見本携帯とは常に付きものとなつてゐる。

注文は文書と口頭とを問はず、單に電壓、燭光(ワット)、種類、數量を示してゐるが、買手が卸商、小賣商である時は種類は單にCランプとかHBとかBとかの符號を用ひてゐる場合が多い。茲にCランプとは瓦斯入電球を、HBランプとは螺旋狀織條を使用した真空電球を、Bランプとは直線織條を使用した真空電球を云ふ。受渡は製造業者によつて一様でないが、大體買主の店渡が多く、運送中の破損は賣主の負擔とする。

### タングステン電球購入仕様書

第一條 本仕様書は普通の真空又は瓦斯入タングステン電球の透明又は艶消球に適用するものにして着色又は有色硝子を用ひたるもの其他特殊の電壓大さ構造のものには適用せず

取引狀況



大阪の電球工業

第二條 仕様書に明記せざる條項に就ては昭和四年七月、日本電氣工藝委員會並に社團法人照明學會制定の電球標準仕様書に準據するものとする

第三條 電球の標準電壓は一〇〇ヴォルトとす

第四條 電球の大きさ種別及び壽命の標準は次表に依るものとする

電球の大きさ種別	及壽命の標準
大きさ(燭光)	種別
八	有効壽命
一六	二、五〇〇時間
二五	同
四〇	二、〇〇〇同
五〇	同
八〇	一、五〇〇
一〇〇	同
二〇〇	同
三〇〇	同
四〇〇	同
五〇〇	同
一〇〇〇	同
大きさ(ワット)	種別
四〇	瓦斯入
六〇	同
一〇〇	同
一五〇	同
二〇〇	同
三〇〇	同
五〇〇	同
七五〇	同
一〇〇〇	同
一五〇〇	同
有効壽命	
	一、五〇〇時間

第五條 電球の口金又は硝子球に銘記すべき事項に就ては豫め當局の承認を受くるものとする

第六條 消費電力燭光光束及び能率の基準は次表に依るものとする

真空電球の消費電力並に初能率

大きさ(水平燭光)	消費電力(ワット)	初能率(燭光當り)	大きさ(ワット)	消費電力(ワット)	初能率(燭光當り)
八	一〇・六	一・三三	四〇	一・二〇	一・四〇
一六	一八・六	一・二八	六〇	一九・六	一・三三
二五	二八・〇	一・二二	一〇〇	二九・〇	一・二六
四〇	四〇・八	一・〇三	一五〇	四二・四	一・〇六
五〇	五〇・〇	一・〇〇	二〇〇	五三・〇	一・〇四
八〇	七九・三	九九	三〇〇	八三・四	一・〇三
一〇〇	九八・〇	九九	四〇〇	一〇二・〇	一・〇一
一五〇	一九四・〇	九九	五〇〇	一〇九・〇	一・〇一
二〇〇	二九一・〇	九九	七五〇	一三〇・〇	一・〇一
三〇〇	三八四・〇	九九	一〇〇〇	一六一・〇	一・〇一
四〇〇	四七五・〇	九九	一五〇〇	一九五・〇	一・〇一
五〇〇	五五〇・〇	九九	二〇〇〇	二四〇・〇	一・〇一
			三〇〇〇	三〇〇・〇	一・〇一
			四〇〇〇	三三三・〇	一・〇一
			五〇〇〇	三六六・〇	一・〇一
			七五〇〇	四九五・〇	一・〇一
			一〇〇〇〇	五九〇・〇	一・〇一

瓦斯入電球の光束並に初能率

大きさ(ワット)	初能率(ワット當)	初能率(ワット當)
第一種	四〇	一〇・〇
第二種	三七	九・三
第三種	三四	八・六



大阪の電球工業

六〇	六七二	一一二	六二四	一〇・四	五七六	九・六
一〇〇	一、三〇〇	一三・〇	一、三三〇	一一・三	一、一六〇	一一・六
一五〇	二、一四五	一四・三	二、〇〇〇	一三・四	一、八七五	一二・五
二〇〇	三、〇六〇	一五・三	二、八八〇	一四・四	二、七〇〇	一三・五
三〇〇	四、九五〇	一六・五	四、六五〇	一五・五	四、三五〇	一四・五
五〇〇	九、〇〇〇	一八・〇	八、四〇〇	一六・九	七、九〇〇	一五・八
七五〇	一四、一五〇	一九・〇	一三、四二五	一七・九	一三、六〇〇	一六・八
一、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇・〇	一八、八〇〇	一八・八	一七、六〇〇	一七・六
一、五〇〇	三、一五〇〇	二二・〇	二九、五〇〇	一九・七	二七、六〇〇	一八・四

(註)

第一種は良能率電球にして一般照明に使用され

第二種は長壽命電球にして特別の場合に用ひられ

第三種は電車用等の耐震電球として使用せらるゝものとす

第七條 前表の基準に對する上下の公差(%)は次表に依るものとす

電球の種類別	消費電力		光束又は燭光		能	
	各個	平均	各個	平均	各個	平均
眞空電球	七・五	二・五	一三・〇	四・五	七・〇	二・五
瓦斯入電球六〇ワット以下	二三・〇	四・〇	一八・〇	六・〇	一四・〇	四・五
同 一〇〇ワット以上	一〇・〇	三・五	一五・〇	五・〇	一二・〇	四・〇

公 差 (上下%)

電车用瓦斯入タンクステン電球購入仕様書

第一條 本仕様書は電车用タンクステン電球の透明又は艶消球に適用するものとす

第二條 本仕様書に明記せざる條項に就ては昭和四年七月、日本電氣工藝委員會並に社團法人照明學會制定の電球標準仕様書に準據するものとす

第三條 電球の標準電壓は一〇〇ヴォルトとし六個直列にて直流電壓六〇〇ヴォルトに使用するものとす

第四條 電球の大き及壽命の標準は次表に依るものとす

大き(ワット)	壽命(運轉軒數)
六〇	四〇、〇〇〇以上
一〇〇	二五、〇〇〇以上

(註) 運轉軒數中約六〇%は無點灯運轉にして電車の標定速度は毎時約拾參軒とす

第五條 電球の口金及硝子球に銘記すべき事項に就ては豫め當局の承認を受くるものとす

第六條 織條其他の材料並に構造は耐震電球として適當なるものとす

第七條 電球の形狀寸法は次表に依るものとしアンカーの數は六本とす

ワット/形狀	長さ	公差	直径	公差	心線の高さ	公差
六〇	一一三 m.m	—	六三・五 m.m	(十一)	八二 m.m	(十一)
一〇〇	一一七	—	六五・〇	(十一)	八八	(十一)

第八條 消費電力光束及能率の基準は次表に依るものとす

取引状況



消費電力 (ワット)	六〇	六〇	五七六	九・〇	九・六	七・〇
(±)%	一〇〇	五〇	一、一六〇	七・五	一七・六	六・〇
光東 (ルーメン)						
公差 (±)%						
初能率 (ワット当りルーメン)						
公差 (±)%						

(ロ)製造業者(販賣)及卸商と市内小賣商との關係、小賣商への賣込は、賣込者が製造業者、販賣會社、卸商の何れを問はず凡て店員を派遣して之を行ひ、その方法は(イ)の場合と大體同様である。而して小賣商の中には電氣工事請負業者をも包含し、この請負業者は工事を行ふと同時に電球を取附けるのである。

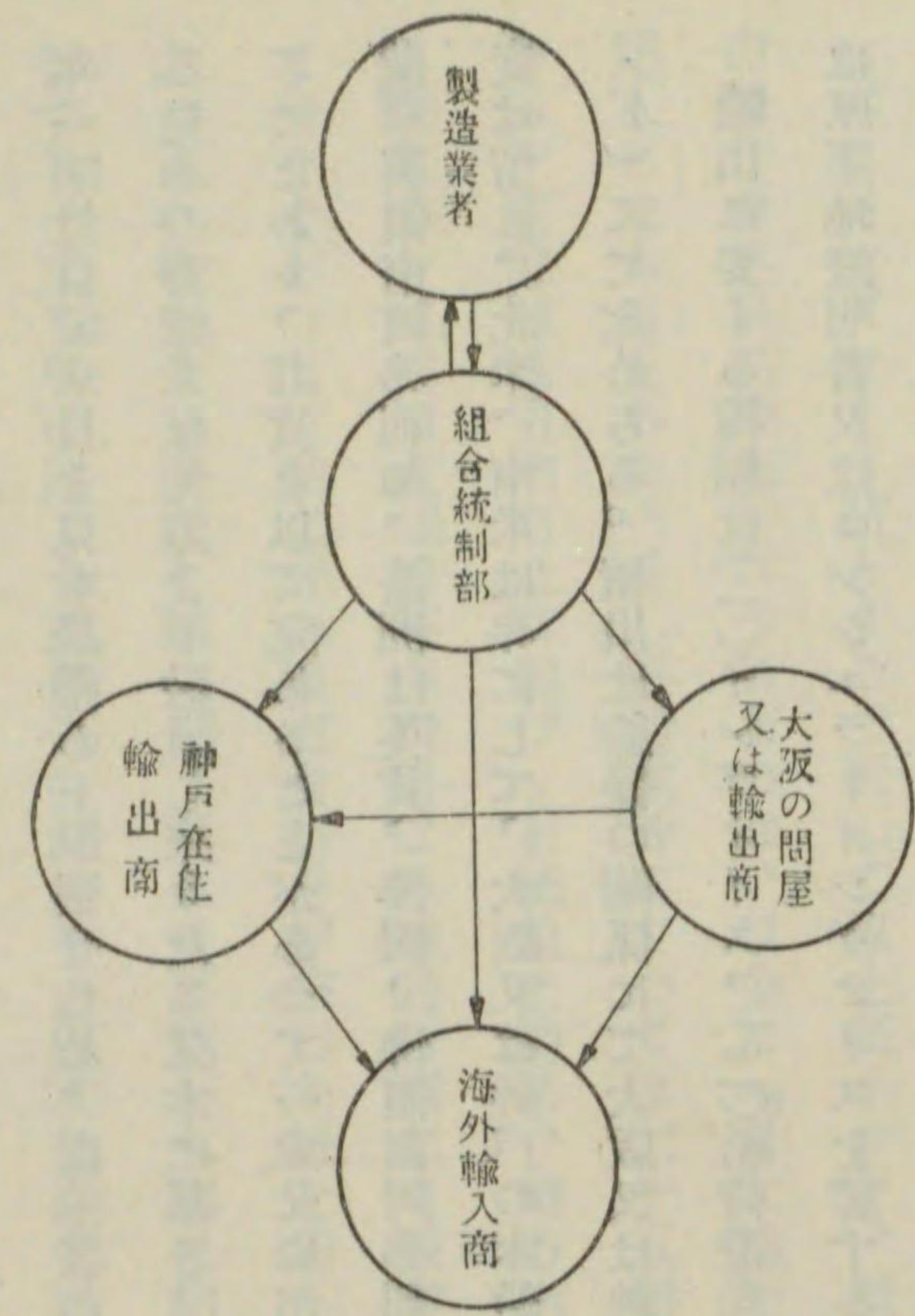
(ハ)製造業者(販賣)及市内卸商と地方卸商及大口需要者との關係(附、地方小賣) 地方への賣込は中には毎月一回發行の商報によることあるも、一ヶ月一回又は隔月に店員を派遣し、集金を兼ね行ふを常とし、その方法は(イ)の場合と同である。

### 第二節 輸出向取引状況

#### 第一、取引経路

輸出向は販賣を統制し、注文が指定であると否とを問はず凡て日本電球工業組合聯合會統制部を経由し、定められたる協定價格によつて販賣してゐるが、最近は多少緩和され、現在では生産の調節は依然として行はれてゐるが、注文は指定

注文の形式となり自由に之を受け、受註後統制部に届出づることになつてゐる。而して輸出は製造業者より海外輸入商へ直接又は大阪、神戸在住の輸出商或は内地向と輸出向とを併せ行ふ所謂問屋を経、大阪の製造業者の中では滿洲國を除いては海外へ直接賣込むものは極めて少い。今輸出向の取引経路を圖示せば左の如くである。



第二〇圖 輸出向電球取引経路

#### 第二、取引方法

(イ)製造業者と問屋又は輸出商との關係、輸出向製品は仕向地によつて様式を異にし、且つ數量も一定せぬから、受註後に製造するを常とし、内地向の如く見越で製造することは殆んどない。受註は双方店員の派遣又は書面にて行はれ、歐米方面は新規意匠を好む爲め、種々變つた見本を製造して注文を受くること少くないが、その他の方面は豫め提出した

取引状況



見本によるを常としてゐる。

註文の際には双方互に文書を取替し、文書には型、口金の形状、織條の種類(直線、スパイラルの別)、電壓、燭光、マーク、包装の方法、數量、價格、納期等を記載し之に捺印する。納期は船積の關係上嚴格であるが、別に制裁なく、數量は個を以て單位とし、價格は邦貨、受渡は輸出商の指定せる運送店の倉庫、税關又は本船渡である。

(ロ)製造業者又は問屋の直輸出 海外と直取引をなすに當つては、受註は滿洲、支那、南洋等の如き所にあつては、毎年一回位自家店員を見本携帶の上出張せしめ、直接彼の地の取引商と取極めしめることあるも、多くは豫め送附し置きたる見本の番號又は先方より送附し來りたる見本に基き、文書又は電報にて取極めらるゝのである。價格は外貨を以て定めることあり、邦貨を以て定めることがあつて一定せぬが、普通滿洲、中華民國、南洋、比律賓は邦貨、英國、埃及、新西蘭、英領南阿弗利加、濠洲は英貨、佛國、佛領南阿弗利加は法、和蘭、瑞典、諾威、白耳義、丁抹は英貨又は法、英領印度は留比、北米、南米は弗にして、大阪又は神戸の本船渡(F・O・B)なることあるも、多くは到着港の本船渡(C・I・F)にて定めらる。積出は船線の關係にて大阪又は神戸に於てし、現在は神戸積が多い。

輸出に要する種類は(一)インヴォイス、(二)船荷證券、(三)保險證券、(四)爲替手形等にして、この外仕向先によつては原産地證明書又はコンシュライインヴォイスを要する。

### 第三節 電球の包装

電球の包装は内地向と輸出向とにより、又電球の種類によつても異なつてゐる。

内地向 内地向の中で家庭用電球は、電球一個づゝ波形紙サツクに入れ、之を五十個づゝ紙函に納め、更に之を四個づゝパッキングケース詰とする。而して以上紙サツク、紙函、パッキングケースの表面には夫々製造業者のマークを印刷し尙聯合會が製品検査を行へるものは、口金に『日工檢』の三字を押捺し、又電球によつては硝子球に製造業者のマークを記入したのものもある。併し製造業者によつては二十五個包紙函に納め、之を八個乃至十二個位炭俵に入れ包装するものもある。豆電球は市内向は百個づゝを紙函に納め、地方向は更に適當量を木箱に入れる。

輸出向 家庭用電球で滿洲國向は内地向と同じく波形紙サツクに入れ、その他の國へ仕向けるものは一個づゝボール紙で巻き、その上に註文者の指定商標を押捺した紙を巻く。斯くせしものは滿洲國向と否とを問はず二十五個を紙函に入れ之に省令検査合格證紙を貼付し、更に五百個を木箱に納め、木箱の周圍に帶鐵をかけ、外面に外装用の検査合格證紙を貼付する。尤も中には二十五個入の紙函を十個又は四個詰として外装するものがあり、又木箱の外にパッキングケースを用ひるものがある。パッキングケースで外装する場合は多く輸入國が重量によつて關稅を課してゐる地方である。

豆電球の包装は一定せず或は百個を紙函に納め木箱詰とするが、木箱に入れる數量は千個、五千個、一萬個等である。裝飾電球は多くはセットものとし、即ち一セット一〇〇ヴォルトものは八個づゝを、同じく二〇〇ヴォルトものは十六個づゝをシリーズし、之にソケット、コード等をつけ紙函に納めて木箱詰とし、又米國向のC<sub>6</sub>は百個又は二十五個を紙函に入れ、この紙函五十個又は二百個を木箱詰とする。電球の包装に關しては現在大した非難を受けぬが、たゞ輸出向内装



用紙函に意匠を用ひること及び特に滿洲國方面に仕向けらるゝものは運送中盜難にかゝり易いこと等で、後者にあつては夫れだけ需要者が多くの負擔を課せらるゝことにもなるから、この防止方法の考究は相當重要性が認められる。

#### 第四節 代金の決済

決済 代金の決済は當業者の規模の大小と經營方法如何によつて異なり様でないが、大阪市内取引の中、大阪市電氣局、鐵道省の如き官公衙又は電燈會社は納品檢收後一ヶ月乃至二ヶ月位してから現金にて支拂はれ、卸商又は小賣商向は普通二十日勘定の月末又は翌月五日に多くは現金にて支拂はれ、地方取引は毎月一回又は二ヶ月目一回賣込を兼ね出張の時現金又は手形(三十日乃至六十日サイト)にて決済され、又遠隔の地或は註文主の信用如何によつて荷爲替を附し取立を銀行に依頼することもある。

輸出向は輸出商が大阪市内に在住する時は月末一回(二十五日締切)現金拂、又は積出拂、神戸在住の時は月二回(十四日、二十八日)勘定の現金拂を普通とし、中には毎週一回の現金拂、積出拂、檢査後拂その他種々の方法で行はれてゐる。

海外へ直接に輸出する時は、滿洲國に對しては一現の場合には前金又販賣代金の二割乃至三割の手附金を受取つてから荷爲替附とし、信用程度が判明し確實性が認めらるゝに至らば手附金を徴收せず單に荷爲替附とするのである。英國、濠洲、歐洲、北米、南米等に對しては信用附の荷爲替を主とし、その他の國に對しては現金支拂と同時に現品を引渡すD・Pとするのが普通で、手形引受後現品を引渡すD・Aは現在では殆んさない。而して爲替手形には一覽拂と一覽後三十日

乃至六十日拂とがある。

歩引 註文高の何パーセントかを註文の際賣手が値引することがあるが、この歩引は一步乃至二歩のことあり、或は之を行はずして正味の場合があつて必ずしも一定せぬが、普通内地向はなく、輸出向は英領印度へ直輸出する時は戻口錢として五歩、その他は之を行ふ時一步乃至二歩である。

### 第十三章 海外市場に於ける本邦品の狀況

前章迄は主として内地に於ける一般の狀況であるが、更に本章に於ては海外市場に於ける本邦品の取引狀況に關し述べることとした。その資料は曩に本邦製の電球に關し、海外各地駐在の本邦各公館並に大阪市上海、天津、大連、哈爾濱の各貿易調査所その他本市通信囑託員に左記事項の調査を依頼し得たる報告である。

而して紐育は昭和八年三月在紐育日本商務官、亞爾然丁は同年二月在ブエノスアイレス帝國領事館、秘露は同年十二月在里馬商工省貿易通信員よりの報告に基き、當部に於て更にその後變動のあつた事柄及び最近の事情を訂正附加方を依頼した處、夫々回答があつたので、之を適宜取捨して収録した。

#### 調査事項

##### 一、本邦品と外國品との競争狀態

海外市場に於ける本邦品の狀況



- 二、本邦品の需給状況
- 三、本邦品及本邦業者の缺點
  - A、品質上の缺點
  - B、取引上の缺點
  - (イ)賣込方法
  - (ロ)荷造其他輸送方法
  - (ハ)代金支拂方法
  - C、其 他
- 四、本邦品の改善策
- 五、需要者の嗜好其他に就て本邦業者の留意すべき點
- 六、海外市場に於ける本邦品の將來
- 七、海外市場に於ける電球工業

## 一、哈爾濱

### 第一節 需給の概況

哈爾濱を中心とする北滿に於ける需要電球はすべて日本、大連、上海からの輸入品で、その數量年大約八十萬個と推定されてゐる。この中哈爾濱市内に於て消費せらるゝ數量は二十萬個前後で、他の六十萬個は背後地たる諸鐵道沿線及び松花江下流地方で消費されて居り、平齊線經由齊々哈爾方面へ直輸入される少量のものを除いて、濱北沿線、松花江下流都市は勿論、遠く東はボグラニチナヤ、西は滿洲里方面まで需要電球の殆んど大部分は依然當地から仕向けられてゐる。尙聞く處によれば、これ等電球用品の中心市場として、以前は新京乃至遠く北京、天津方面まで逆移出した時代もあつたことである。

### 第二節 本邦品と外國品との競争

以前オスラム(獨逸)、フィリップス(和蘭)等の外國高級品が優位を占めた時代もあつたが、日本の所謂輸出電球が輸入されてから、殊に圓爲替低落以來はこれ等を完全に壓倒して、現在外國品はオスラム、フィリップス、オークル(獨逸)諸會社のものを合し僅かに五萬個見當で、これ等は上海に於て外國電球を一手に代理取扱つてゐるカルコ會社の手で滿洲一圓

海外市場に於ける本邦品の状況(哈爾濱)



に輸出、當地に於ても主として外露商間に取扱はれ、需要先もキタイスカヤ街の店頭用乃至一般上流家庭用に使用されてゐるに過ぎず、數量から言つて殆んど問題にならない。

次に残餘のすべてを占むる本邦品中、高級品に屬する東京電氣のマツダランプ(T.G.E)は、事變後狀況有利には展開しつゝあるやうであるが、未だ南滿に於けるその努力には程遠く、現在哈爾賓への輸入量は八萬個前後と見られ、従つて他の七十萬個即ち北滿全需要の九割までは安物の輸出電球といふことになる。而してその大部分は大阪品が占め、これに亞いで名古屋品、東京品の順序である。尙右の外に蘇聯品が北鐵で使用される以外、一時市場に出たこともあるが、品質粗悪の爲め今では殆んゞ姿を消してゐる。

第三節 需給並に取引

需要品の種類

市内及び沿線の電燈廠は何れも電壓一定せざる爲め、次のやうに電球ヴォルトも區々である。

電業公司(哈爾賓)	一二〇ヴォルト
北滿電氣(同)	一〇〇
佳木斯、三姓、北安鎮	一〇〇
牡丹江各電燈廠	一一〇
滿洲里、海拉爾、齊々哈爾	一一〇
綏化、一面坡、海倫	一一〇
ボグラニチナヤ其他電燈廠	二二〇

(實際には一二〇ヴォルト程度に引上げてゐる)

但しドロップせる處は一八〇ヴォルト程度

右の如く一〇〇、一一〇、一二〇、一八〇、二二〇ヴォルト品と多種に上るが、數量的には一〇〇及び一八〇ヴォルト品は僅少、一一〇ヴォルト品は一〇〇ヴォルトにも一二〇ヴォルトにも代用出来るといふので需要多く、二二〇ヴォルトは専ら奥地向と言ふことが出来る。

次に型から言へば、従前は殆んど茄子型に限られてゐたが、最近漸次P・S型が歡迎される傾向にあり、今のところ茄子型タングステン三分ノ二、並ガス入三分ノ一といふ比例である。而して前者に於ては一六、二五、五〇各燭光、後者に於ては三〇、四〇、六〇各ワット品の需要最も多く、又ガス入の普及と共に透明のものよりも漸次艶消のものが多く需要され行く傾向にある。

需要の時期 夏季六、七、八月は殆んど需要なく、九月から翌年四月の解氷期頃までを需要期とす。

最近の卸及小賣値段 當地に於ける最近の卸及び小賣値段左の如し。

種	卸値(百個以上)	小賣値
茄子型(二〇〇V) 一〇一五〇燭光	七錢(邦貨)	一三錢(邦貨)
同 (二二〇V) 同	九	一五
普通(二〇〇V) 三〇一六〇W	一五	二〇
ガス入(二二〇V) 同	一八	二五
オスラム		
ファイリップス 六〇W以下		二七六
T.G.E		(協定値段)
		三〇

海外市場に於ける本邦品の狀況(哈爾賓)



取引の経路 前述の如くオスラム、フリッツプス等外國品は上海のカルコ會社から一手に當地外商へ卸され東京電氣製品は當地に出張所をおき、大連支店を通じ主として大連工場品を輸入賣捌いてゐる。他方所謂輸出電球の方は主として後掲する邦商及び滿商の手で、殊に最近は卸商の直輸入にかゝるもの多く、滿商は一部川口を通じて仕入れる外、當地邦商筋からの仕入れが比較的多いやうである。

輸入経路は在來は大連、京濱線經由に限られてゐたが、拉濱線の開通と共に最近は大連、拉濱經由又は清津、拉濱經由で輸入されてゐる。尙齊々哈爾方面へは當地の仕切で直接平齊線經由輸送も行はれてゐるやうである。

代金決済方法 滿商の直仕入は川口決済、邦商のそれは大體二ヶ月サイトを普通とし、當地問屋筋と沿線及び奥地の取引決済は従來は以前のもを決済して新規買入をなすといふ。本品に限らず一般奥地取引のルーズなものであつたが、最近是不況その他の原因から漸次現金取引に替りつゝある。

主要取扱業者 當地に於ける主なる取扱商左の如し。

一、邦 商

東京電氣株式會社出張所	哈爾濱道裡水道街
大島電氣會	同 石頭道街
和登洋行	同 地段街
松岡洋行	同 田地街
睦商會	同 斜紋街

二、滿 商

義源生	同 石頭道街
利達號	同
東茂號	同
双盛永	同 道外南頭道街
裕源昌	同 景陽街
金昌利	同 正陽街
東昇利	同

三、外 商

シーメンス會	同 道裡中央大街
クンスト、マルベルス會	同
マウラ商會	同 石頭道街

第四節 本邦品の缺點とその改善策

本邦の所謂輸出電球も内地の統制實施により最近品質の點に於ても漸次改善を見つゝあることは事實であるが、依然明記ワットより一割以上多く、それだけ電氣を多く喰ふこと、而も強く、耐久力に乏しい、といふ缺點がこゝでも聞かされる處である。そこで値段は高くてもよい、より品質の良いものなれば、充分他品を壓倒して賣込んでみせるとは一部當業

海外市場に於ける本邦品の状況(哈爾濱)



者の言葉である。前掲の如く外國品乃至本邦高級品との値段に格段の開きがあり、従つて値段を多少高くすると、前記の缺點を改善するに於ては、決して外國品に現在の地位を脅かされる懸念はないものと思はれる。寧ろそれよりも、「品質よりも値段の安いもの」といふ一般滿商の商策に乘じ、或は乘ぜられて歐米向のベケ品或は滿洲向品を取扱つてゐる。内地問屋筋の目先ばかりの商法に自制を促がしたい。現に内地の輸出電球の統制値段が七錢とか九錢とか言はれてゐるに拘らず、これに税金諸掛三割を見込まねばならぬ當地に於て、同様七錢乃至九錢といふ卸値は一見甚だ不合理のやうであるが、前述の如き事情で統制の不徹底を曝露してゐる一證左とも言へやう。

尙本品に限つたことでないが、拉濱線京圖線の開通に伴ひ、哈爾濱向輸送経路には、大連、拉濱線經由、大連、北鐵南部線經由、北鮮拉濱線經由と種々あるが、これ等に對して内地出荷主に於ても充分な認識を持ち、時と場合によつて常時と異なる輸送経路を指定されることがあつても、荷受主の意圖に添ふやう處置し、以て彼等に不測の損害或は迷惑を蒙らさないやう留意することが肝要である。

## 第五節 哈爾濱に於ける電球工業

大正八年頃當地大島洋行主によつて、内地より職工を招聘、電球製造を行ひたることあるも、該職工の品行上の問題から暫くにして閉鎖し、その後企圖するものなく、全然製造は行はれてゐない。然し今後専門的にやれば相當採算が採れるやうにも言はれてゐるが、今の處邦人方面にもまた計畫あるやうには聞かない。(昭和九年十一月哈爾濱大阪貿易調査所報告)

## 二、奉 天

### 第一節 本邦品と外國品との競争

奉天に輸入せられる電球は、電氣用品中相當重要な地位を占めてゐるが、幸ひにして製品は完全に本邦品が市場を獨占し殊に圓爲替の低落以來非常に割高となれる外國品は現在全くその影を見ないと云つて差支へない状態である。尤も事變前舊軍閥華やかなりし頃は外國品も相當勢力を有つてゐたのであつて、支那側官廠の御用として米國の G・E 會社製品 (General Electric Co.) 等は上海の工場より供給され本邦品に對抗して活動してゐた。當時支那側電燈廠に於ては G・E 電球と東京電氣の マツダランプを指定購入品として居り、この外獨逸の A・E・G 電球(アルゲマイネ會社製品)、獨逸西門子 (Carlowitz & Co.) 會社のオスラムランプ、獨商禮和洋行發賣の白耳義製フィリップス等も輸入され、一時高級品には販賣協定さへ設けられてゐたのであるが、前述の如く外國品は漸次勢力を失ひ、右協定も自然消滅の状態で、現在當市場に於いては東京大阪方面に於ける本邦各電球製造會社の製品が獨占的に供給され相當激しい販賣競争が行はれつゝある。本邦製の電球では東京のマツダランプが當地南滿電氣株式會社の指定品として日本側に於いては絶對的な勢力を占めてゐるが、これに對抗する其他各電球製造會社は格安品を以つて滿洲人側に地盤を築き市場の覇權を握らんとしてゐる。而して東京電氣は大連に電球工場を有し南滿電氣には同工場の製品を主として供給してゐるが、從量制度により電氣の供給を受けるものは電

海外市場に於ける本邦品の状況(奉天)



球の撰定が自由に出来得るため他社の電球も多少この方面に需要されてゐる。當地に於ける電球の需要數量は南滿電氣株式會社(附屬地)及び滿洲人側の奉天電燈廠に於ける供給點燈數を以てその大體の數字を示すことが出来るが、最近に於ける南滿電氣の點燈數は定額燈一萬八百燈、從量燈九萬六千四百燈に達して居りマツダランプを標準とすれば一ヶ年約一燈半を消費することになり日本側に於ける一ヶ年の電球需要數は合計十六萬八百個に達する。次に奉天電燈廠に於ける點燈數は最近の報告によれば總計二十萬燈で、同廠に於いては全部從量制により送電し電球の撰擇は需要者の自由に任してあるから格安品を標準として一ヶ年三個の電球を消費するものとせば滿洲人側に於ける電球の需要數量は一ヶ年約六十萬個と看做される。従つて當市場に於いては一ヶ年總計八十萬個に近い電球が需要されることになるが、この外當地取扱商の手を通じて奥地に再輸出せられるものもあるから、之等の數を合すれば實際の輸入數量は前記數字を凌駕するものと見られるが、資料の據るべきものがないので遺憾ながら示し難い。

タングステン球と瓦斯入電球の需要割合について見るに、南滿電氣に於いては定額燈に對しては普通タングステン球を指定供給して居り、瓦斯入電球は價格が高い爲め未だ全般的に普及されず日本側に於いても漸く全需要の四割を占めるか占めない程度で、滿洲人側に於いても最近高級品として瓦斯入電球を需要するやうになつてはゐるが、數量は極めて微々たるものである。尙市場に於いて需要される電球の燭光は、殆んど全部六〇ワット以下のもので、高燭電球は日本側及び特殊な方面に需要される以外滿洲人側の需要は皆無と云つて差支へない状態で、全需要の一割も占めてゐないであらう。

## 第二節 需給並に取引

當市場に輸入される本邦製の電球は、製造工場より直接仕入れるものと大阪方面に於ける輸出業者の手を通じ輸入するものとに區別されるが、生産者對當地取扱者間に於ける取引も特別な契約により取引されてゐるもの少く、任意必要に應じ注文することが多い。尤も東京電氣の如きは大連に工場を持つて居り、南滿電氣に對しては特殊な契約を結び、直接同工場の製品を供給してゐるが、一般取扱業者に對しては代理契約を結び當地出張所を通じて代理店に配給してゐる。又一方本邦に於ける生産業者が直接當地に出張所を設け卸と小賣を兼ね販賣してゐるものもある。外國商は多く上海に於ける製造工場又は取扱業者を通じ輸入してゐるが、現在では殆んど輸入を見ず舊ストック品が多少市場に残つてゐる程度である尙電球の輸入経路は大阪より船便により大連經由當地に輸入され、安東を經由する場合は絶無であるが、輸送日數の關係から總て定期船を利用してゐる。而して大連からは滿鐵線により當地に輸入されるものであるが、大阪より積荷して奉天に到着する迄に要する日數は普通二十二日乃至二十三日である。貨物船を利用する場合には當地着迄に一ヶ月以上の日數を要する爲め之を利用するものはない。當地に於ける主なる取扱業者を示せば左の通りである。

### イ、日本商

東京電氣株式會社奉天出張所	坂口秀夫	奉天八幡町五
滿洲電氣商會	築瀬泉	同浪速通り二二
寶信洋行	東津卯右衛門	同加茂町七

海外市場に於ける本邦品の状況(奉天)



大阪の電球工業

源隆洋行	尾形清	同	浪速通り
華豐洋行	汾陽泰造	同	
藤岡電氣商會	藤岡増吉	同	春日町
朝日電池製造株式會社奉天出張所	黑崎宇二	同	江ノ島町五
三隆洋行	三井彌作	同	大北門裡
華東洋行	依田三郎	同	小北門裡
和登商行	町田公平	同	富士町
渡邊電氣商會	渡邊信一郎	同	八幡町三
旭光電氣商會	黑崎宇之助	同	江ノ島町三
泰平洋行	同	同	千代田通り
口、外 國 商			
慎昌洋行(米國)	(Andersen Meyer & Co.)	奉天商埠地	
開洛公司(同)	(Kellagg Switch Board & Supply Co.)	同	
禮和洋行(獨商)	同	同	

本邦に於ける生産業者と前記取扱商の取引につき概略を述べれば、東京電氣のマツダランプは南滿電氣に供給されるものを除き一般市場向のもの、華豐洋行が奉天地方の總代理店を引受けてゐる。滿洲人向としては種々雑多な電球が供給され取扱商に於いても一軒で數種の電球を取扱つて居り、下級品は無印のものが多い爲め詳細は知り難いが、現在比較的名の通つてゐるものを示せば左の通りである。

商 標	取 扱 者 名	生 産 者 名
ユニットランプ	朝日電池株式會社奉天出張所	大阪朝日電池
クラウン	同	東京(名稱不詳)
愛國ランプ	滿洲電機商會	東京愛國電氣株式會社
同	寶信洋行	同
同	和登商行	同
同	同	東京マスタートラップ電球製造會社
マスタートラップ	同	大阪鈴木商店
SNランプ	同	大阪浪速電球株式會社
ナニワランプ	泰平洋行	姫路市日本電球株式會社
日本ランプ	滿洲電氣商會	東京(名稱不詳)
サン電球	藤岡電氣商會	

電球に對する需要時期としては、當地は點燈時間の長い冬期が長い關係から、一般に冬期に需要が増加し夏期に減退するのを普通としてゐる。

當地に於ける電球の取引は、普通一個を單位として行はれてゐる。而してタングステン電球は六〇ワットを標準とし、それ以下は燭光に關係なく同値段で販賣されるのが普通で六〇ワット以上は光力に應じ値段に多少の差異をつけてゐるが瓦斯入電球は普通燭光に従つて價格を定めてゐる。

本邦生産業者對當地取扱商間に於ける取引價格は工場所在地の汽車渡(F.O.R.)或は本船渡(F.O.B.)値段により決定さ

海外市場に於ける本邦品の狀況(奉天)



れるが、時により工場値段にて送り附けにするものもある。輸入業者の手を経る場合は總て大阪港(F・O・B)値段で受渡が行はれてゐるが、東京電氣株式會社の如く生産業者が當地に出張所を設置してゐるものは當地驛渡値段により受渡が行はれてゐる。電球の荷造はボール紙に個々に包装せるものを二十四、五個を以て一ボールとして紙箱に入れ、更に百五十ボール乃至二百ボールを以て一箱とし木箱に詰めて荷造する。而して電球は輸送中破損の虞れが多いが、多くの場合當地取扱業者が負擔することになつてゐる。代金の支拂方法は相手方の信用状態により一様ではないが、三十日乃至六十日サイトD・Aか又はD・Pにより決済するのが普通である。當地取扱業者對滿洲人側取扱商との取引は昭和五年の銀價暴落以前は長期の延で取引され端午節(五月)仲秋節(八月十)等の各舊曆節句に決済し、舊年末に大決済をする慣習であつたが、銀價暴落以來現在では總て現金主義に改められ、普通日本側商店で行つてゐる様な月末決算の方法をとつてゐる。

奉天に於ける電球の價格は、各生産業者並に當地取扱商間の競争が激しくその詳細を知ることには困難であるが、滿洲人向の雜牌について見るに、大體に於いて大阪F・O・B値段がタングステン六〇ワット以下一個五錢五厘乃至六錢五厘、瓦斯入で八錢五厘見當である。之に大連に於いて輸入手續完了迄に要する諸掛費用一錢五厘と奉天迄の運賃約一錢合計二錢五厘を加へたものが當地に於ける輸入の價格となるが、卸賣價格はこれに一割乃至一割五分の利潤を加へたものである。小賣價格は更に七割から八割増を以て販賣せられてゐる。最近の當地卸賣相場はナス型電球(タングステン)八錢五厘乃至十二錢五厘、瓦斯入一二ワット半より六〇ワット迄十六錢、一〇〇ワット二十六錢見當である。東京電氣のマツダランプは當地出張所の手を通じ販賣せられてゐるが、奉天に於ける配給價格はタングステン球六〇ワット一個二十六錢四厘となつてゐる。

る。瓦斯入電球は燭光に従つて値段に差異あるが、マツダランプは現在左の如くである。

三〇ワット以上四〇ワット迄	一個	〇・二九七	六〇ワット迄	一個	〇・三三〇
一〇〇ワット	同	〇・五九四	二〇〇ワット	同	一・一九〇
三〇〇ワット	同	一・七九〇	五〇〇ワット	同	二・九七〇
七五〇ワット	同	四・一六〇	一〇〇〇ワット	同	五・〇八〇
一五〇〇ワット	同	七・二六〇			

### 第三節 本邦品の缺點とその改善策

現在の處敵手であつた外國品が完全に壓倒され、本邦製品が市場を獨占してゐる状態であるから特筆すべき非難の聲はないが、電球の製造には大規模の仕掛けを要せず比較的簡単に生産し得る爲め、本邦に於いて小生産業者が無暗に粗製品を濫造する嫌があり、往々にして艶消タングステン球を瓦斯入とし市場に販賣してゐるものや、八〇ワットの光力しかないものに一〇〇ワットのネームを附し市場を欺瞞してゐるものなどを見受けるが、之等は本邦當業者に於いて充分の注意を要する點である。輸送の方法、その他代金の決済方法等に就ては改善を要すべき點はない。

### 第四節 本邦品の將來

奉天に於ける電球の需要は、現在本邦品が獨占的に市場を支配してゐる状態であり、將來に於ける見込も滿洲國の發展

海外市場に於ける本邦品の状況(奉天)



と共に益々有望であるは疑を容れない。舊軍閥時代には政治的な壓迫などもあり、本邦品と云へば動もすれば之を輕視排斥せんとする傾向があつたが、今後は斯る懸念もなく、各地の開發に伴ひ電球の需要は増加の一途を辿るであらう。尙現在當市に於いて電球の製造に従事してゐるものはない。(昭和九年七月奉天本市囑託員報告)

三、大連

第一節 需給狀況

一般狀況 大連に於て消費せられる電球には、地場にて生産されるものと輸入せられるものとある。その輸入相手國は日本、獨逸、米國、和蘭、英國等であり、G・E、オスラム、フィリップス、愛國、ナニワ、日本、國榮、東亞等がその商標の主なるものである。又地場製品は目下のところ東京電氣株式會社の一工場あるのみで、天威牌の商標を附して居るこの地場製品の生産高は近年頗る増加し一ヶ年五十三萬乃至百七萬個に達して居り、之が内地よりの電球輸入を制御して居る事になつてゐる。

本邦品と外國品との競争 前述の通り外國品には世界的に優秀を誇るG・E、オスラム、フィリップス等あるが舊政權時代には奥地の需要もあり相當輸入を見たが、内地の電球生産力の増大と之に依る價格の低下に依り内地品の輸入増加を來し、外國品が漸次減少し來り居りたる折柄滿洲國の成立となり、頗るその輸入量を減少した。大連市場に於ては外國品

との競争は殆んど今日では問題とならず、本邦品の獨占舞臺となつてゐる。寧ろ本邦雜牌品の競争的輸出に依り市場では本邦品同志の競争が醜く觀ぜられる位である。

輸入狀況 大連港に輸入せられる電球は全部大連又は州内にて消費せられるものではなく、大部は滿洲國へ仕向けられるものであり、その幾割が滿洲國へ向けらるゝや不明であるが、業者の見る處にては約半數が滿洲國へ向けらるゝとの事である。即ち昭和元年には次表の通り約三十四萬圓の電球輸入を見たが、内十七萬圓乃至二十萬圓が滿洲國へ向けられたと見るべきで、又昭和八年には五十七萬圓餘が輸入されて居るが、之も同じく二十八、九萬圓が滿洲國へ仕向けられ、残りが大連その他州内で消費されたと見る事が出来る。今大連港の昭和元年以降の電球輸入高を國別に示せば左の如く日本が最優位を占めて居る。只次表を作製するに當り、滿洲國成立に依り昭和八年以降は國幣圓を以て單位とし、昭和七年は稅關接收の年にて金單位にて表はすの止むなきに至り、單位の統一の出來なかつたのは残念であるが、輸入の趨勢を知る上に於ては何等差支へないと考へる。

大連港電球國別輸入額

	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年一月迄
日 本	海關兩 二〇元、三〇	海關兩 二〇元、三〇	海關兩 二五八、七三四	海關兩 二八三、二	海關兩 三四〇、二四九	海關兩 四七六、三六八	金單位 二五、五二八	國幣圓 五〇七、〇三四	國幣圓 四三三、五五三
中華民國	一五、五三	三六、九六	一六、一四	二七、五六	二九、二五	一八、八六	九二	二、三三八	一一、七三
英 吉 利	八元	三三	一、五三	五、四三	一、六七	五、六三	二〇八	七三	八四三
獨 逸	九、一七	七、三四	三〇、五五	三四、九〇	二六、六三	四〇、一九	三、四三七	一、〇一	二、四七五

海外市場に於ける本邦品の狀況(大連)



大阪の電球工業

北米合衆國	五	九元	一、〇三〇	三、六四	五、四八五	二、九二五	二、五	四八
和蘭	一三	一	一、九七	一、六	二、〇	一、八六	一	一
佛國	六	一	一	一	九五	一	一	二四
香港	一	三	一	一	一	一	一	一
伊太利	一	一	一	五	一	一	一	一
白耳義	一	一	一	一	三、六〇	一、六	一	一
計	三九、四三	二五、〇三	三〇、八八〇	二六、〇〇	四九、六〇	四八、〇五	三〇、三九	四八、七六

需要狀況 大連にて需要さるゝ電球には地場製品の天威牌の外愛國、ナニハ、日本、國榮、東亞等の日本品、オスラム、フリリツプス、G・E等の輸入品がある。現在最も多く消費さるゝ電球は東京電氣の天威牌である。大連に於ては電力の供給は滿洲電業株式會社が獨占して居り、この會社の指定或は取扱ふ電球が最も多數に消費さるゝのは當然である。即ち滿洲電業株式會社と東京電氣株式會社とは特別の契約を結び、大連市内其他の定額燈は勿論、從量制のものも全部東京電氣製の天威牌である。大連に於ける電燈需要家は五萬三千軒で、その燈数は大約五十萬燈である。内滿人方面は定額燈多く、邦人方面は從量制が多い。今一燈當り一年一個半を消費するものとせば、大連に於ける電球の消費は一ヶ年七十五萬個である。

型式は全部エヂソン・ベースでスワン・ベースは殆んど使用されず、ベースの寸法は一吋物が多い。又形はナス型最も多く、丸型之についてゐる。透明のもの、半艶消のもの最も多く需要せられ、全艶消のものは近時少くなつた。色球等は一部に需要あるに止まり數量も僅かである。懷中電燈用の豆球は何等據るべき統計はないが、年約二萬個と稱せられ主として日本より輸入せられて居り、以前はエヂソン式のものが多かつたが、近時自轉車用のものは大抵スワン・ベースものになつた。ヴォルトは一・五ヴォルトもの、二・五ヴォルトもの、二・五ヴォルトもの多く、三・五、四・五ヴォルトものもある。普通の電球のヴォルテージは全部一〇〇ヴォルト乃至一一〇ヴォルトである。

價格 滿洲電業株式會社にては、定額燈は特定の低廉料金にて交換して居るが、從量制のものは左の通りの値段にて需要家の求めに応じて居るから、之をマツダ即ち天威牌の小賣値段と見る事が出来る。

種類	ワット	單位	値段	種類	ワット	單位	値段
真空電球	六〇ワット迄	一個	〇・一八圓	瓦斯入透明	三〇〇ワット	一個	一・三五圓
瓦斯入半艶消	三〇ワット	同	〇・一八	同	同	同	一・八五
同	透明	同	〇・二三	同	同	同	二・四〇
同	半艶消	同	四〇	同	同	同	三・三〇
同	同	同	六〇	同	同	同	四・〇〇
同	同	同	一〇〇	同	同	同	一・五〇
同	透明	同	一五〇	同	同	同	三・〇〇
同	同	同	二〇〇	同	同	同	同

其他愛國、ナニハ、日本、國榮、東亞等は真空タンダステン六〇ワット迄は大連沖渡六錢五厘乃至七錢であり、瓦斯入は普通八錢五厘乃至九錢五厘である。又六〇ワット以上は一個九錢位である。何れもエヂソン・ベース一吋物、ヴォルテージは一〇〇ヴォルト乃至一一〇ヴォルトでヴォルトが高くなると一個六〇ワット迄九錢五厘位となる。大連は前述の如く一〇〇ヴォルトであるが、奥地向用として二二〇ヴォルトのもの、需要がある。又右は輸入値段で、卸又は小賣せられる

海外市場に於ける本邦品の狀況(大連)



場合は一個九錢乃至十五錢となる。大連の雜牌取扱業者は主として輸入し小賣して居るからその間の口錢率も多い。豆球は卸二錢乃至三錢、小賣一個五錢乃至七錢である。色球、寫真用球等需要少きものは割高で一個四十錢で小賣せられてゐる。

**荷造** 電球は破損し易きものなれば一個宛を段ボール卷の容器に入れ、更に長さ幅共約一尺一寸、深さ約四寸の段ボール製の函に入れ之を更に木箱に詰めるのであるが、一箱の内容は約二百五十個である。電球輸送中の破損の責任は賣買當事者間の契約に依り一定しないが、三分迄の破損、即ち百個の内三個迄の破損は買主が責を負ふ事になつてゐるのが普通の習慣である。然し普通破損は三分迄に止まるやうである。

**取引條件** 大連に於ける電球の取引は滿洲電業株式會社對東京電氣株式會社の電球供給契約は別とし、其他は日本内地の工場に注文を發し一ヶ月乃至二ヶ月目に入荷その際の支拂は一ヶ月サイトを普通とし、現金取引六十日サイトも行はれて居り、滿人との取引は川口を通ぜざるものは普通現金取引(荷爲替は參着拂)となつてゐる。當地では輸入商が小賣する場合は多いが、小賣は全部現金である。

**取扱商** 大連に於ける電球取扱商は左の通りである。

邦 商 大連市連鎖街本町通り

同 常盤橋

同 浪速町八九

東京電氣株式會社

滿洲電業株式會社

山形洋行(山形忠吉)

同 伊勢町三二

同 同 五八

同 山縣通一八

同 浪速町八九

同 監部通七四

同 同 一〇九

同 吉野町三〇

同 西公園町二一

同 得勝街三三

同 平和街一

同 得勝街三六

滿洲電氣合資會社

佐藤電氣商會(乃村久綱)

齋藤公司(齋藤文男)

合資會社竹田電氣商會

佐井田洋行(佐井田實造)

高石商會(高石嘉人)

村上商店(村上實造)

東亞電氣製作所大連出張所

德本洋行

福信電氣洋行

福本電氣洋行

## 第二節 本邦品の缺點とその改善策

大連に於ては前述の通り外國品との競争はなく、却つて本邦品同志の競争が激甚であるから次第に値の競争となり、最近に於ては新規進出は至難とされてゐる。斯くの如き競争の結果新ベースを使用してゐたのが古ベースを使用して價格の低廉を計り、其他往々にして光力の割にアンペアを食ふもの、壽命短きもの等品質粗惡のものを敢て輸出するの弊を生ずる。之は畢竟電球製造が比較的小規模で出来、之等が同一市場で無暗の競争を續けるからである。又現在滿洲殊に大連で

海外市場に於ける本邦品の狀況(大連)



は、新規商標の賣出しが甚だ困難な事情にあるから、餘り滿洲市場が好望たるかの様に空宣傳するのも慎しむべきであらう。

(昭和九年十二月大連大阪貿易調査所報告)

四、天 津

第一節 本邦品と外國品との競争

天津市場に於ける電球は、海外より輸入さるゝものは一時約二十萬元に達したが、最近では年々減少しつつある。殊に一九三三年五月の輸入税改訂によつて従價二〇%のものが従量税百個に付四金單位(十一月二十二日建値百)となり、上海品の旺盛に引代へて輸入は益々困難、當地に於ても最近では電球工場の設立さへ行はれつゝあり、一九三四年八月の輸入額僅か二萬元程度となつて、今後特別の事情無き限りその發展は困難と見られる。一九三三年の数字に就いて外國品の競争状態を見るに輸入總額約十二萬元中六五%は本邦品、これに亞ぐものは獨逸品の一二%、和蘭の七%、英國の六%、米國三%、其他七%、其他の中には關東州よりの輸入が少量ある。支那品に就いて見るに、一九三三年度の上海移出は百萬元にして前年の五十五萬元に比して殆んぎ倍額に近い増加で、これに對する天津の移入は十二萬元より十八萬元に増加、全く輸入外國品を壓倒してゐる状態である。左に天津の輸移入額を示す。

	一九三二年	一九三三年
輸 入 額	一九二、〇八〇元	一二一、五〇八元
移 入 額	一一八、五〇二	一七七、一三二

(註) 輸入額は年平均数を以て金單位を元に換算せり。

第二節 需給並に取引

需給狀況 北支那市場に需要されてゐる電球は本邦製、米國製、歐洲製等の輸入品が多種類に亘つて需要されてゐる外上海製華人工場品、外國工場品、日本工場品等が夥しく移入されて居り、更に最近當地に於ても電球製作工場の設立計畫中のもの二、三工場ある状態である。従つて之等製品が夫々種類、値段、特徴を異にし、その競争状態は實に混沌として名狀し難いものがある。尙天津に於て使用される電球のヴォルテージは二二〇ヴォルト(瀋州、唐山は二〇〇ヴォルト)で、スワン式が多く需要される。今、北支那市場に於ける主なる電球を擧ぐれば次の如くである。

協定電球 普通、タングステン電球共に各社が全支を通じて卸値段を協定せるもので、この協定を行へる電球はG・E オスラム、フイリツプス、テコン等の電球である。但し昨今の如く各品共競争熾烈の北支市場ではこの協定値段を堅持し得ず、漸次協定値段以下に割引を行ひ上海製安物品に對抗しつつある。

協定外電球 上海工場で製作されてゐる電球中當市場に移入されてゐるものはその品名區々にして出鱈目のもの多く、又品質も大同小異である。これ等無數の支那製品名中には協定電球を眞似てゐるものが多數ある爲め、協定電球の蒙る損

海外市場に於ける本邦品の狀況(天津)



害も相當大なる模様である。東京電氣以外の本邦製電球は従前多數の輸入を見て當市場に於て相當優位を占めてゐたものであるが、一九三三年五月の支那海關稅率改正によつて電球一個につき〇・〇四金單位を課稅せらるゝことゝなつたので本邦製安物電球の輸入は全く跡を絶つに至つた。殊に豆球の如きも同率の輸入稅を要することゝなつたから全然輸入中絶の姿である。

**電球の値段** 協定電球は卸値百個につき四十弗と協定されてゐるが、上述の如く支那製品と競争上幾分の割引を行ひつゝある。協定外電球の値段は千差萬別、實に混沌として判然せず、上海華人工場製品中品質相當なるもので大體卸一個銀十一仙乃至十一仙五厘見當で、これより品質下位のもので毎個十仙見當である。従つて最近設立を見た天津東成電球外二工場に於ても上海移入品と競争するには當然卸値十仙以下の製品でないと對抗し得ないものと當業者は語つてゐる。今、當市場に於て需要されてゐる有名品の値段表を示せば次の如くである。

品 種	燭光	卸 値 (百個に付)	小 賣 値 (一個に付)	仕 入 先	品 種	燭光	卸 値 (百個に付)	小 賣 値 (一個に付)	仕 入 先
G・E	五	二八・〇〇	〇・三三	日 本	S	五	二八・〇〇	〇・三三	上 海
同	一〇	二六・〇〇	〇・三三	同	同	一〇	二六・〇〇	〇・三三	同
同	二五	二六・〇〇	〇・三三	同	同	二五	二六・〇〇	〇・三三	同
同	四〇	二六・〇〇	〇・三三	同	同	四〇	二六・〇〇	〇・三三	同
同	五〇	二六・〇〇	〇・三三	同	同	五〇	二六・〇〇	〇・三三	同
同	六〇	二六・〇〇	〇・三三	同	同	六〇	二六・〇〇	〇・三三	同
同	七五	二六・〇〇	〇・三三	同	同	七五	二六・〇〇	〇・三三	同
同	一〇〇	二六・〇〇	〇・三三	同	同	一〇〇	二六・〇〇	〇・三三	同

品 種	燭光	卸 値 (百個に付)	小 賣 値 (一個に付)	仕 入 先	品 種	燭光	卸 値 (百個に付)	小 賣 値 (一個に付)	仕 入 先
S	一〇〇	三〇・〇〇	〇・三五	同	カスラム	六〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
フリリッブス	五	一四・〇〇	〇・二六	同	同	七五	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	一〇	一四・〇〇	〇・二六	同	同	一〇〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	二五	一四・〇〇	〇・二六	同	同	二五	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	四〇	一四・〇〇	〇・二六	同	同	四〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	五〇	一四・〇〇	〇・二六	同	同	五〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	六〇	一四・〇〇	〇・二六	同	同	六〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	七五	一四・〇〇	〇・二六	同	同	七五	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	一〇〇	一四・〇〇	〇・二六	同	同	一〇〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	カスラム	一四・〇〇	〇・二六	同	同	一三〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	同	一四・〇〇	〇・二六	同	同	一五〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	同	一四・〇〇	〇・二六	同	同	二〇〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	同	一四・〇〇	〇・二六	同	同	二五〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	同	一四・〇〇	〇・二六	同	同	三〇〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	同	一四・〇〇	〇・二六	同	同	三五〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	同	一四・〇〇	〇・二六	同	同	四〇〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同
同	同	一四・〇〇	〇・二六	同	同	四五〇	三〇・〇〇	〇・四〇	同

又瓦斯入電球の協定卸値段は四十ワット八十仙、六十ワット一弗、百ワット一弗四十仙であるが、實際はこれより相當割引して取引されてゐる。

**取引経路** 東京電氣のテコン (Tecon) は當地三井物産會社が代理店として取扱ひ、輸入後市内各取引店へ廻されてゐるが、歐米物協定電球は關稅改正後多く上海に於て製作さるゝやうになつた爲め、上海より北支總代理店へ移送され、總代理店より一般小賣商に卸されてゐる。協定外の安物品は上海工場より當地の華商卸商乃至小賣商へ直接販賣されてゐるものが多い。この移入の場合は運賃諸掛荷主持ち天津埠頭渡しで、代金は支那銀行經由參着拂手形決済が多く行はれてゐる。

海外市場に於ける本邦品の狀況(天津)



大阪製電球は大阪所在の電機製作所乃至電氣器具輸出商より仕入れてゐるが、大抵シフ天津取引でD・P三十日拂爲替附の場合が多い。

代金決済方法 華商の多くは大抵の場合信用掛賣取引を普通とし、現金取引を爲すものは極めて少數である。電球の取引も一般品同様月末計算、三十日計算、四十五日計算等種々なる決済方法が行はれてゐる。而して近來は製品の種類激増と共に各品の販賣競争激烈なるため自然取引條件緩慢化しつゝあり、協定電球及び協定外電球何れも好條件を附して販賣に腐心せる有様であるから、或は二ヶ月、三ヶ月、半年拂、委託販賣等相手方信用の差異によつて種々なる信用取引が行はれてゐる。

取扱商

一、華商(大小七十數軒を有せるも主なるものは次の如くである。)

鼎昌電料公司	天津東馬路南頭路西	京津電氣公司	日本租界旭街
華通電料商行	天津東馬路南頭路東	義昌洋行	日本租界旭街
亞東電料行	天津東馬路	太平洋洋行	日本租界壽街
協興電器公司	天津日本租界福島街	天津洋行	日本租界福島街
中國電氣公司	天津佛租界四號路	大澤洋行	日本租界旭街
		茂泰洋行	日本租界榮街
三井洋行(三井物産)	日本租界山口街		
		三、外商	
		Andersen, Meyer & Co. 96 Taku Road, B. C.	

Siemens China Co. 英租界 (Philipp) 普豐洋行 英界中街  
(註) Andersen, Meyer は G. E. Siemens はオスラム、普豐洋行はフリッツプス電球の販賣代理店である。

第三節 本邦品の將來

支那政府が國內電氣工業發展の見地より電球輸入關稅を引上げた結果高級品を除いては輸入困難となり、殊に從來大阪方面より輸入されつゝあつた安値電球は上海製移入品の壓迫を受け全く競争圏外に於かれてゐる状態である。而も天津に於ては邦人、華人經營の新工場が設立され、近く製品の出現を見んとしつゝあるから尙更輸入の見込は薄い譯である。邦品として販賣に多大の犠牲を拂ひつゝあるは東京電氣のテコンであるが、それも排日氣分と割高によつて如何に努力しても到底支那製電球に追隨し得ない。従つて本邦品の將來としては、(一)内地生産原價が遙かに割安に低下するか、(二)爲替關係の有利化か、(三)現在の支那關稅の引下げのなき限り先づ悲觀的ならざるを得ない。只問題は邦人工場の對支進出であるが、之は現に上海に於て既に行はれ、天津に於ても近く實現さるゝことであるが、工場の進出は電球工場のみに限らず内地工場と事情を異にせる爲め、工場の設備、原料の買入、邦人技師職工の待遇、華人職工の能率等内地工場に比し不利の點ある爲め、輸入税のハンディキャップのみにては經營困難であり、而も競争激烈であるから餘程豊富なる資力あるか、又は獨特優秀品を生産して競争品を壓迫し通せる工場でない限り、結局共倒れの憂目を見る例が多い。この點邦人工場對支進出に就て充分考慮する必要がある。

海外市場に於ける本邦品の状況(天津)



第四節 天津に於ける電球工業

從來天津市場に於ては本邦製電球の輸入相當旺盛であつたが、一九三三年五月支那輸入税の引上げを轉機として上海に於て俄かに國內工場の擡頭を見、本邦品の輸入は激減し、之に代つて北支市場へは上海移入品が殺到し來つた。それと共に天津に於ても電球工場の設立は輸入税改正直後から既に計畫の噂はあつたが、上海移入品が相當地歩を占めて居るのと資本、技術等の關係で實現するに至らなかつた。然し最近に至り左記三工場の設立が進捗されつゝあるから、天津製品の市場に現はるゝのも近々のことであらう。

一、東成電池工廠 日本租界伏見街に於て既に機械据付を終り、着々準備進捗し居る模様である。同工場は佛租界二號路天成洋行主邦人小谷清氏の經營にかゝり、普通瓦斯入電球共に製造計畫を有し、年内に製造着手を急いでゐる。製造計畫は口金は内地より輸入するも硝子球其の他は當地で製造する豫定で、一日の生産高約三千個といはれてゐる。

二、茂泰電球製造部 日本租界伏見街に工場を設け目下機械据付中である。同工場は日本租界榮街茂泰洋行主神谷要次郎氏の經營にかゝり、主として硝子球、口金其他材料を内地より輸入し、同工場に於て加工製造する計畫である。

三、益元實業工廠 河北に在り、華商經營にかゝる同工場は邦人技師二名を招聘し、九年十月末機械の据付を完了し製造を開始したるも、機械に故障を生じ製品の生産を見ず目下修繕中である。(昭和九年十二月天津大阪貿易調査所報告)

五、漢口

第一節 輸移入狀況

最近漢口に輸移入される各種電球は年額約二十萬元と推定されるが、その内約六割十二萬元は外國品、即ち外國産及び上海外人工場製品で、約四割八萬元は支那品、即ち上海支那人工場製品と見ることが出来る。海關統計を示せば左の如し

年次	外國産	上海外人及支那人工場製	合計
一九二七年	四、六一	二五、〇五〇	五、七四一
一九二八年	五、二九	二六、六六〇	八、五七九
一九二九年	五、四三〇	二、六一	七、九八一
一九三〇年	八〇、二六八	五、九七六	一四〇、二四四
一九三一年	九、〇七九	四九、(九〇)	一八、二六九
一九三二年	二、七四八	(推定) 八〇,〇〇〇	一〇七,七四八
一九三三年	二五、六七	(同) 一〇〇,〇〇〇	一二五、六七

第二節 本邦品と外國品との競争

現今漢口方面に於て需要される電球は前記輸移入品と漢口邦人工場製品であるが、輸移入品は日、英、米、獨、丁抹五海外市場に於ける本邦品の狀況(漢口)



ケ國の各有力電球會社品で數十年來對支賣込方法を協定してゐる所謂協定球と、この協定に加入してゐない所謂雜球の二種に大別し得る。而して輸移入品の大部分は協定球であるが、英、獨、丁各國の協定會社(即ち英國の General Electric Co., Ltd. 獨逸の Osram China Co. 丁抹の Philip China Co.)は二、三年前上海に工場を設けて一層有利の地位を占め益々發展してゐるのに反し、本邦協定球は平時に於ても同値たる歐米協定球に比して賣行不良(本邦品と歐米品が同値なる時は支那人は一般に歐米品を歡迎する)なるに加へ、支那數年來の排日貨と昨年五月以來の輸入關稅高影響を以てして愈々不振を極むるに至つた。本邦產雜球も亦同様の影響を受け居る一方、上海日支人工場殊に支那人工場製品の發展著しいものがあるので、今や本邦產は上海で製造困難な色球其他特殊電球を除くの外、輸入殆んぎ杜絶の状態に陥つてゐる。漢口邦人工場製雜球に至つては品質、値段共上海產に一籌を輸し、僅に田舎向として命脈を保ち居るに過ぎない。前記協定の要旨は大略左の如し。

- 一、目的—斯業の保護及び發達を期す
  - 二、協定期間—無規定
  - 三、協定區域—支那本部、滿洲、蒙古、西藏、香港、澳門、土耳其
  - 四、代理店—各市場に一軒宛指定す
  - 五、値段—毎月協定し割戻法等に依る値引を嚴禁す
  - 六、マーク—商標登錄をなし堂々類似品に對抗す
  - 七、協定加入會社及び漢口代理店名左の如し
- 日 本 東京電氣會社 (Tokio Electric Co.)

漢口代理店 三井物産會社漢口支店

英 國 General Electric Co. Ltd.

漢口代理店 General Electric Co., of China. (通用電器公司)

同 China Electric Co., Ltd.

漢口代理店 Representation for British Manufactures Co., Ltd (聚源洋行)

米 國 Andeson Meyer & Co., Ltd.

漢口代理店 Andersen Meyer & Co., Ltd. (慎昌洋行)

獨 逸 Osram China Co.

漢口代理店 Siemens China Co. (西門子洋行)

丁 抹 Philip China Co.

漢口代理店 Carlowitz & Co. (禮和洋行)

同 Hane Yung

漢口代理店 無し

八、保證金—協定嚴守の爲め加入各社共相當多額の保證金を積立つ

### 第三節 需給並に取引

需用品の種類 現在漢口市場に於て賣行最も良好な本邦產電球はタングステン球で、鐵道列車用球が之に次ぎ、其他左

海外市場に於ける本邦品の狀況(漢口)



の數種である。

- 一、タングステン電球 (オーデイナリー・バキニウム・ランプ)
  - (イ)丸型一〇〇燭光 (ロ)細長型五乃至五〇燭光
- 二、スパイラル・フキラメント・ランプ (コールド・フキラメント・ランプ)
- 三、瓦斯入ランプ (ガスフイルド・ランプ)
  - (イ)無色(クリヤー) (ロ)白色(オパール) (ハ)晝光色燈(デーライト) (ニ)列車用(ロコモティブ) (ホ)懐中電燈(フラッシュライト)
  - (ヘ)自動車用(オートモビル・ランプ) (ト)ファンシー・ランプ(クリスマス・ランプ)
- 以上ワットは二五、三〇、四〇、五〇、六〇、七五、一〇〇、一五〇、二〇〇、三〇〇、五〇〇、七五〇、一、〇〇〇
- 四、電話交換臺用電球 (サイン・ライト)
  - (イ)ヴォルト一〇、一二、二四、二五 (ロ)燭光一五、一〇、一六

需要の時期 一定しないが、大體に於て夏季は取引閑散である。

最近の卸小賣値段

(イ)協定球

タングステン球及びスパイラル・フキラメント・ランプ	卸賣	五乃至五〇燭光	百個に付	四〇〇〇元の一割五分引
瓦斯入電球	小賣一個建			
四〇ワット	〇・五〇元	五〇ワット	〇・六〇元	七五ワット
				〇・八〇元

(ロ)上海産雜球

オパール(タングステン球)	卸賣	五乃至五〇燭光	百個に付	最上品一八・五〇元	普通品一二・〇〇元—一四・〇〇元
小賣値段は右卸賣値段より二、三割高					

取引の経路 東京電氣會社協定球は總てその代理店たる三井物産會社支店の手で委託販賣の形式により直輸入され、

その他の雜球は大部分邦商三友電氣公司、誠記洋行、合信洋行、泰信洋行等の手で本邦及び上海より輸入される。

代金決済方法 協定球は東京電氣會社代理店間は委託荷賣拔と同時に現金送金、代理店對支那商間は大抵荷渡後三十

日拂か二ヶ月の期限付手形拂である。雜球の内本邦産は對本邦三十日手形拂(三十日D・P)、對支那商舊節季(舊年末、端

拂を普通とし、上海産は對上海三ヶ月拂、對支那商舊節季拂を普通とする。

#### 第四節 本邦品の缺點とその改善策

品質上の缺點 協定球には缺點少いが、雜球には無試験球が多いので大體左の如き缺點がある。

- イ、織條がよく切られて居ない。
- ロ、口金の取付不十分で、曲れるもの或は脱離し易いものが多い。
- ハ、導入線の接続及びハンダ附不完全なものが多い。

海外市場に於ける本邦品の状況(漢口)



二、球内の排氣(真空程度)が不充分である。

而してこれ等缺點を有する雑球の輸移入が少くないので本邦電球の信用を害してゐる。

取引上の缺點

一、賣込方法に就て 本邦産雑球は本邦よりカタログ、見本等を支那商に送附して粗製品の直接賣込をなすものがあるので、自然本邦品の品質を益々低下せしむると共に本邦品の信用を失墜せしめ、當地邦商の賣込を一層困難ならしめてゐる。

二、荷造其他輸送方法に就て 現在本邦産電球の荷造方法は一個宛ボール紙角捲又はロール捲となし、之を二十五個宛紙函に詰め、この紙函二十個宛を木箱に入れ腰板を添へ鐵帶で締めるので別に缺點はない。

三、代金支拂に就て これも亦別に缺點はない。

従つて品質上に於ては前記の如き缺點なからしめる様改良の法を講ずべく、賣込方法に就いては妄りに支那商に對し直接賣込をなすことを廢止すべきである。

嗜好其他に就て留意すべき點 邦人側では燭力同一ならば小型で肩細な上品なる型を好むが、支那人側では一般に大型で肩肥りのものを好んでゐる。又本邦品の包装はボール紙角捲であるが、歐米品がロール捲なので排日貨の際其區別明瞭なる爲め、本邦品の賣行が忽ち杜絶する。従つて本邦品の包装は最近殆んど全部ロール捲に變更さるゝに至つた。尙本邦産雑球は支那側當業者が排日貨の影響を免れ且つ奇利を博せんが爲め、特に協定球類似のマークを附する様仕入先邦商に

註文し邦商亦これに應じてゐるので、同一雑球でも各支那商によりマークを異にしてゐるのは注目に値する。

### 第五節 本邦品の將來

本邦協定球 (Tecon) は協定に拘束されて歐米協定球と同値なる爲め平時に於ても賣行思はしくないが、殊に數年來排日貨頻發の影響を受け異常の不振を極めてゐる。本邦産雑球も亦排日貨の一方、昨年五月來輸入關稅増徴の影響を受け割安な上海産と競争出來ず、輸入殆んど杜絶の状態にある。而して本邦産雑球と上海産の中間に位するものを以て進出を圖る外あるまいと云はれる。

### 第六節 漢口に於ける電球工業

現在漢口地方に於ける電球製造業者としては、邦人經營の德喜電料公司一軒のみであるが、工場の規模極めて小さく且つ使用機械不完全な爲め、製品の品質は本邦及び上海産雑球に劣り、唯市内の安物買筋及び田舎筋へ若干賣行を見てゐるのみで、今後品質の改良を圖らねば遂に市場より驅逐さるゝに至らうと云はれてゐる。今、該工場現在の生産力及び製品の種類、値段等を示せば左の如くである。

一、生産能力 電球一日千個、實際生産高一日平均六、七百個

二、製品の種類 (イ) タングステン球、(ロ) スパイラル・フィラメント・ランプ

海外市場に於ける本邦品の状況(漢口)



大阪の電球工業

三、製品の卸賣値段 タングステン球及びスパイラル・フキラメント・ランプ共同一値段にて大體左の如し。  
 五ワット乃至六〇ワット 百個に付 一六元  
 七五ワット乃至一〇〇ワット 同 二二二元  
 (昭和九年七月本市漢口囑託員報告)

六、上 海

第一節 輸 入 狀 況

上海に於ける電球の輸入額は、過去に於ては海關統計に單獨の項目がなかつたので詳細は不明であるが、今、電球をも含む各種電燈の輸入額を検するに左の如し。

上海 港 電 燈 輸 入 額		(單位千海關兩)	
一九二五年	六四〇	一九二九年	七二二
一九二六	七六〇	一九三〇	七〇六
一九二七	五三六	一九三一	八〇四
一九二八	六四六		

最近の輸入額は電球のみの數字が出てゐる。即ち左の如くで非常に減少してゐる。

上海 港 電 球 輸 入 額

(單位千海關金單位)

一九三三年 二二二  
 一九三四年一月一十月 九五

元來電球は上海市場に於ては販賣競争の最も激甚な商品に屬し、外國品としては上海に工場を有するG・E(奇異安)の外に獨逸品オスラム及び同社製品たるウオツタム、A・E・G、和蘭品フィリップス(飛利浦)、米國品ウエスチングハウス、G・E・C、ハンガリー品タングスラム(太司令)及び少量の伊太利品、日本品としては東京電氣のテコン(天光)、B・W・Z、T・E・C、東京電燈のトウランプ、東京旭電球の製品、大阪及び名古屋の雜牌物及び無商標品、支那品としては亞浦耳、克來勝、華德、華通、雷亭等が入り亂れて販賣戦を演じてゐた。このうち著名外國品は各本社の資本關係の接近を反映し、競争防止の見地から一九二五年以來東京電氣をも含めて價格協定を行つて來た。然るに一九二九年以來銀價が暴落に暴落を續け爲替關係から輸入が不利となつたため、一九三二年七月協定を一步進めて共同製造販賣の實行に移り、各自製品の本國よりの輸入を中止し、上海の工場で一括して製造するに至つた。これにはG・Eが統率者となり、G・Eと同一資本のウエスチングハウス、多少ともG・E資本の入り込んでゐる獨逸のオスラム及び資本系統の異なる和蘭のフィリップスの三者が参加し、上海のG・E・エヂソン工場で同一品質の電球を製造せしめ、これに各自の商標を附し別に共同で設立した米國會社中和燈泡公司(China United Lamp Co.)の手を通じて賣捌いてゐる。販賣價格も勿論同一でG・E資本系の東京電氣も依然同一協定價格を維持してゐる。中和公司の成立以來外國製の普通電球の輸入は殆んどその跡を斷ち、僅かにハンガリー品タングスラムが一ヶ月一萬四、五千乃至三、四萬個輸入せらるゝ外は、汽車及び自動車の海外市場に於ける本邦品の狀況(上海)

海外市場に於ける本邦品の狀況(上海)



電球其他一〇〇ワット以上の特殊物ばかりとなった。

本邦品は銀安時代には輸入僅少であつたが、銀價恢復、爲替好轉するに及び、當時世界市場を席捲した低廉さを以て上海市場にも殺到し、一九三二年及び一九三三年初め頃には外國品及び支那品を壓倒して飛ぶやうに賣れ、その輸入額一ヶ月に七十萬個以上を算し、香港輸入をも合すれば百萬個に達した。然しその結果は外國品の協定價格を切崩すと共に、邦商相互の間にも自殺的競争の激化を來し、販賣値段を無闇に切下げた折柄一九三三年五月の輸入税引上げに遭ひ、採算不能に立至つて輸入傾に衰微した。新輸入税率は百個につき四金單位で、茄子型タングステン球の如き安物は從價にして十割以上の高率となり、豆電球と共に輸入全く杜絶した。現在多少とも輸入あるは東京製の瓦斯球及びビー・コイルで、茄子型タングステン球は殆んどすべて大阪品であつた。尤も名古屋からも少量の茄子球及びビー・コイルが來てゐた。

## 第二節 需給並に取引

需給狀況 上海に於て需要せらるゝ電球の賣行を光力により區別すれば、瓦斯球は四〇ワット最も賣行よく、之に次ぐは七五ワット、一〇〇ワット、六〇ワットの順序で、タングステン球は二五燭最も賣行よく、これに次ぐは一六燭、一〇燭、三二燭の順序で、五〇燭は殆んど賣行がない。尙瓦斯球よりもタングステン球の賣行が量に於て遙かに多いことは勿論である。

一九三四年十月現在に於ける市價は、支那製の代表品たる亞浦耳に就いて見れば、瓦斯球一個の卸値四〇ワット十七仙

七五ワット二十二仙、一〇〇ワット二十三仙、茄子球卸値一個十仙乃至十一仙である。日本品もこれと同値でなければ賣れぬが、茄子球の如きは輸入原價一個約六仙五厘に輸入税約八仙五厘を加へれば到底採算が立たぬ。一九三二年の秋頃までは市價はこれより遙かに高かつたので、日本品の輸入はタングステン卸三割、瓦斯球卸八割乃至十割の利益があつたが粗製濫造品が旺んに輸入され、不良品のクレームで棄値になり、結局それが市價となつたわけで、輸入税引上後も市價は少しも反騰しないのである。尙一九三四年十二月現在G・E、オスラム、フリッップスの小賣値段は四〇ワット透明及び艶消一個四十仙、黄色及び晝光色六十仙である。但しこれは表向きの價格で、實際市價は三十仙見當である。

取引の經路と慣習 外國品は上海支店又は代理店により一手販賣をなしてゐるが、日本品にあつては東京電氣(三井)、東京電燈(三菱)が直接一手販賣をなせる外は、何れも當地に於ける數軒の邦商輸入業者が本邦製造工場に需要に應じて注文して居り、委託輸入販賣は行はれてゐない。當地邦商輸入業者は支那人卸商よりの注文に應じ直接本邦製造工場に引合ひ、通常シフ上海相場(圓建)を以て輸入し、關稅及び荷渡し迄の危険と諸掛を負擔し、弗建相場を以て注文者に賣る。輸入商と入商と日本内地との取引はD・P乃至一覽拂爲替附で決済され、豫め二、三割の手附金を送付することもある。輸入商と華商顧客との取引決済は普通現金又は莊票を以て行はれ、顧客が現品の燈火試験をなしたる後二、三日乃至十日目位に支拂はれる。外國品にあつては、華商特約店に保證金を納付せしめ、毎年一回總賣上高の一割五分程度の割戻しをなす習慣も行はれてゐる。華商卸商は買入品を地方から上海に出張し來れる顧客又は上海の小賣商に賣捌くのであるが、卸賣にあつては普通百個を取引單位とし、小賣では一個を單位として居る。

海外市場に於ける本邦品の狀況(上海)



元來電球は破損率多く且つ不良品(點火不能)の混入を免れざる關係上、取引に際してクレームを生ずること往々である輸入品に破損ある場合上海の輸入商がその損失の二割迄を負擔し(内一割を支那人)買手に轉嫁す、それ以上の破損は内地製造業者の負擔とすべき旨が一般輸入商の要望であるが、未だ完全に實行さるゝに至らない。尙輸入電球の荷造方法は、一個宛紙で包んでボール紙で巻き、更にこれを廿五個入のボール紙函詰とし、五百匁を木箱に詰めてゐる。

取扱商 上海に於ける電球取扱商は左の如くである。

(一) 邦 商		(二) 支 那 商	
東京電氣公司	(輸入) 四川路一八五號三井洋行内	三上電氣公司	(小賣) 北四川路一〇三五
三菱公司	(同) 廣東路三號	匯 通	(卸) 南京路五八七號
須藤洋行	(同) 文路三四三號	福 來	(同) 湖北路三二三號
興神公司	(同) 九江路五〇號	鴻 康	(同) 南京路一八四號
加藤洋行	(同) 泗涇路二九號	協 豐	(同) 卡德路六號
湯淺洋行	(同) 九江路二號	華 通	(同) 愛多亞路三八號
東豐洋行	(卸) 崑山路一七二弄五八號	大 中	(同) 南京路五〇一號
華通公司	(同) 同 一六八號	滬 港	(同) 南京路四八一號
昭 電 社	(小賣) 同 八三號	天 發	(同) 西新橋街八里橋
福地電氣公司	(同) 乍浦路三二九號	中和公司	(同) 北京路四九號
三橋電氣店	(同) 吳淞路東興里		

粵 高	(小賣) 北四川路三六八號	(三) 外 人 商	
耀 明	(同) 南浙江路七〇九號	Porter Co.	(小賣) 廣東路四二號
福 來	(同) 湖北路三三五號	H. C. Wessels	(同) 南京路二四號
新 中	(同) 愛多亞路三三三號	Bergmann Electric Co.	(同) 泗涇路一九號
百 綠	(同) 北四川路六五五號		

第三節 本邦品の缺點とその改善策

上海に輸入されてゐる本邦製電球は、外國品に比し價格著しく低廉であるが、同時にまた粗製濫造品であることも争へない。試みに一般消費者につき腹藏なき批評を聞くに、本邦品の主なる缺點は大體左の如くである。

- 一、バルブの形が外國品に比し稍細長く、外觀上貧弱な感を與へる。その封じ目も不體裁で肩の曲つたものが多い。
- 二、ベースの附着不完全で往々曲つて居り、ハンダ附が悪い。ベースの鍍金及び磨きも外國品に劣る。
- 三、タンクステンアンカーは、外國品は十本であるが、日本品は往々十本に足らぬものがあり、而も歐米品は總體形狀が短くて廣く掛けてあるが、日本品は狭くて一般に氣受け良好でない。
- 四、瓦斯球のスパイラルの掛工合が外國品に比して小形である。フ非ラメントも悪い。
- 五、ヴォルトが超過又は不足し一定しない。
- 六、排氣不完全で内部斷線品が多い。
- 七、荷造が粗雑で破損が多い。

上の諸缺點のうち本邦品の不評を招いた致命的な缺點は、斷線品の多い事で、その原因が排氣の不完全及びヴォルトの海外市場に於ける本邦品の状況(上海)



不統一にあることは特に注意を要する。現在の輸入本邦品中には、著名工場製品を除けば一般に斷線不良品の混入せるもの多く、往々その數五、六割に達する場合さへある。かくの如き不良品の輸入が行はれる原因を検するに、(一)上海の輸入商が安値本位を以て粗製品買ひに狂奔すること、(二)同時に本邦製造家乃至輸出商が切詰め値段で引受ける結果、採算上精密良好な電球製作に従事することが困難な事情にあること等を挙げ得る。即ち輸入商間に無鐵砲な競争が行はれると同時に、本邦内地に於ても無統制な製作輸出が行はれてゐることが根本原因である。これが改善策としては、輸入商側で價格協定を行ふこと(一九三四年二月から検査が實行されるに至つた)、内地で輸出品の検査を嚴重にすること、輸出協定價格を設定すること等が急務であらう。尙輸出入兩者の危険負擔を確實に取極めることも必要である。東京某社製品の如きは、常に註文量の二割増の送荷をなし、値段は高いが信用を博してゐる。値段を維持し信用を得ることが究極の目的でなければならぬ。

上海市場に於ける本邦電球の販路擴張は、一にかゝつて品質の改善にある。支那製品が漸次擡頭しつつある今日、依然として低級安價品の提供を事としてゐたのでは前途は暗澹である。現に支那政府が國貨保護の立場から輸入税を引上げてからは、本邦品の輸入は著しく減退してゐる。今後益々支那の輸入品防遏は甚だしくならうから、これが對策としては品質を向上し、支那人で出来ぬもの、外國品に太刀打出来るものを以て臨まねばならない。特に今後は望み薄き普通品の賣込を廢して、大型特殊品に進出することが肝要である。支那の電化は未だ低度であり、假令支那製品の擡頭はあつても、輸入品に對する需要はまだ、増大するであらうから、高級品を供給するに於ては、本邦品の將來は尙有望である。支那に於ける電壓の地方的不統一は、電球供給者の多量生産を不可能ならしめ、製造能力を減殺し原價切下げを困難ならしめて賣込上非常な障碍を與へてゐるが、この不統一も何れは改善されるに至るであらうから、この意味に於ても支那は尙電

球業者にとり、將來のポテンシャル・マーケットと見ることが出来やう。

#### 第四節 上海に於ける電球工業

上海に於て電球製造が開始されたのは民國初年に係り、日本人某が揚樹浦蘭路に製造工場を設立したのを嚆矢とする。其後今から十七年前米國商G・Eエジソン電球工場が巨資を以て大規模の製造を開始したので、前記日本人工場は失敗に終つた。そこで同工場關係の支那人等が同志を糾合して中華第一廠の名を以て製造を引繼いだが、技術未熟のため久しからずして又工場閉鎖の已むなきに至つた。これと前後して天華、寶華、普照、福來、新光、亞明の諸廠が相次いで勃興したが、何れも資本少く技術幼稚であつたため幾何もなくして操業を停止した。一九二四年に至つて克來勝電泡廠の設立を見、又同年獨逸人オツベル(亞浦耳)氏が同名の製造廠を培開蘭路に開設した。後者は規模小で、營業狀態も宜しくなかつたので、翌年該獨逸人が共同租界の電氣事業改進の顧問を擔任したのを機に右工場は支那人の經營に移された。その改組當時は資本僅かに二萬元で日々の生産高も千餘個に過ぎなかつたが、漸次増資し一九二七年には資本十萬元となり、遼陽路に本工場を建築して生産増加を圖ると共に製品の改良を企圖し、更に一九三二年資本を三十萬元に擴充して新工場を遼陽路に増設し電球製造の外に扇風機、モートル等の製造をも開始した。其後相次いで設立されたものに一九二七年設立の華通電泡廠、一九二九年の華德電光公司の二工場があり、一九三〇年には克來勝が組織を變更して福來勝電泡廠と改稱し、又同年に以前閉鎖した天華及び寶華が再興されて亞而登電器製造廠となり、一九三二年には中國電泡廠及び明光電

海外市場に於ける本邦品の狀況(上海)



大阪の電球工業

泡廠が創設され、三三年には大華電泡廠が改組されて中華電泡廠となり、又永明、好友、上海の諸廠が相次いで設立された。亞浦耳に次いで規模大なるは上海燈泡及び華德の二廠である。尙一九三三年には邦人經營の小規模工場新光、中國、林茂爾、天明、明華の五工場が生れ、前四者はタングステン球、明華は豆電球の製造に従事し、何れも排日關係から無商標で賣出してゐる。今上海の各電球工場の生産能力、商標其他の一覽表を示せば左の如し。

工場名	資本	職工數	一日生産能力	商標	所在地
中國亞浦耳電器廠	三〇〇 <small>千元</small>	三六	一五、〇〇〇 <small>個</small>	亞浦耳	遼陽路六六
上海燈泡製造公司	二〇〇	三五	三、〇〇〇	標準	匯山路韜明路口
華德電光公司	一〇〇	元	三、〇〇〇	華德	西安路六八
永明電泡廠	四〇	四	二、〇〇〇	永明	大連灣路四達坊
福來勝電泡廠	四〇	三〇	六、〇〇〇	雷亨	新開路大通路
華通電泡廠	三〇	五	六、〇〇〇	華字飛機	榆林路一三
中國電泡廠	三〇	四〇	二、〇〇〇	飛而固華盛頓	新開路養和里
亞而登電泡廠	三〇	一四	七、〇〇〇	亞而登	一、平涼路二、北京路三、戈登路
明光電燈泡廠	三〇	天	二、〇〇〇	明光	大連灣路六九〇
中華電泡廠	三〇	六	二、五〇〇	中華	新開路成都路聚寶坊
好友電器製造廠	三〇	五	二、〇〇〇	好友	康腦脫路春江別墅
華興電泡廠	一〇	五	一	華興	塘山路日新里
公明電泡廠	一〇	二	一	公明	善鐘路和興里
光生燈泡製造廠	五	二	一	光生	寶安路安吉里
奇異安迪生電氣公司(米商)	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	G.E、オスラム、フィリップ	勞勃生路一〇四	

新光電泡廠(邦商) (新井洋行經營)  
 中國電泡廠(同) 六、〇〇〇  
 林茂爾電泡廠(同)  
 天明電泡廠(同)  
 明華電泡廠(同)  
 支那人工場の多くはビー・コイル及び茄子型タングステン球の製造に従事し、瓦斯球の製造をもなせるは亞浦耳と華德の二工場に過ぎない。公明、光生の二工場は豆電球を専造してゐる。尙自動車のヘッド・ライトも上海で多少製造出来るやうになつてゐる。  
 (昭和九年十二月上海大阪貿易調査所報告)

七、新嘉坡

第一節 本邦品と外國品との競争

概要 南洋第一流の一大都市にして歐亞の咽喉を扼する新嘉坡の夜間は暗い氣分に襲はれてゐる。尤も之は都市の構成如何にも依るが、最大原因は文明社會の人間生活に不可分の關係をもつ電氣に恵まれぬこと即ち電燈數の少いことである。この一事は英領馬來の電氣事業を歴史的に觀察し、今日迄の發展過程に一瞥を加へ且つ當地が保守を以て傳統的精神とする英國の東亞に於ける有色人種の一開發植民地であることに想到すれば、之も亦已むを得ない文明過程の一現象として

海外市場に於ける本邦品の狀況(新嘉坡)



て観測されるであらう。そも／＼當海峽植民地新嘉坡に給電が開始されたのは一九〇六年の事であるが、その電力は盡く火力電氣であつた爲め、官民共に鋭意普及を計つたのに不拘、採算的に將亦電力普及の程度より觀て加速度的の發達を爲さず久しく遅々として半歩の感がないでもなかつた。

戦後英國植民地爲政方針が一大ダークチェンジを示して以來、積極的植民地繁榮策を講ずるに至り、茲に英領馬來に於ても工事費約四百萬磅を投じてペラ水力發電所及び從屬配電所の起工を計畫し工事を急ぎ、既に第一期計畫を完成、世界の三割六分を占める馬來錫の一大原産地たるペラ國一帶並に近隣の諸友邦に動力及び燈火兩用の給電を開始して居る。又新嘉坡に於ても往年セントゼームス・パワー・ステーションの完成以來五萬キロの發電能力を必要に應じマキシマム迄發揮する事が可能となり馬來の過去一デケードに於ける電力消費量は可なり計量器指針を高めたから、近き將來にはその他今後生れ出づるであらう幾多の新規電氣事業の企畫完成と相俟つて可成りの發展を見るであらう。

以上を以て察すれば、當英領馬來に於ける電球の需給並に消費の大勢は略見究めがつく。即ち新嘉坡、彼南、マラッカ、吉隆坡、一保、太平、柔佛、その他數ヶ都市の市營並に小規模の民營發電會社を除いては大護謨園、錫鑛山、工場等に於て、動力及び燈用電氣を小規模に發電自給するに過ぎず、半島奥地その他田舎地方殊に交通不便な地方に於ては今尙石油ランプを使用し、その輸入年額は依然として馬來の夜を表示する一指針として減退せず、可なり驚くべき數字に達してゐる。而して更に奇異に感ずるのは、新嘉坡の如き、東洋一流の都を以て自他共に任ずる大都市に於てさへ市中の堂々たる目抜の場所の商家住屋さへ電燈を灯さず、瓦斯燈乃至ランプを使用して居る向の尠からざる事である。之は第一に敷設工

事費の高價なる爲と、計數觀念の強い利殖の支那人、印度人等の中産以下の階級が採算的に、且つ出稼根性的に敢えて石油ランプで辛棒せる爲である。従つてその需要さるゝ電球も、人口五十六萬の過半は下層階級である當新嘉坡ではこれ迄の處では尠くとも品質その物よりも値段の安きに重きを置かれたのも亦理なきを得ない。従つて高級な裝飾用電球の需要などはまだ特殊向と見做されてゐる始末である。

扱て電球を種類別に見るに、マカダマイズ道路の發達せる爲め、自動車の輸入並に使用頻に普及増加し、その結果として自動車前照用及び後尾用豆電球數量に於て第一位を占め、全體輸入數量の六一七割を占めてゐる。屋内點燈用は三―四割程度であるが、この外懐中電燈用電球も亦都邑を通じ可成り消費されてゐる。

其他裝飾用の電球は殆んどなく、斯くの如く他國に比し發電事業の現勢より見て餘り大を期待し得ない市場なるにも不拘、近年世界的不況の影響を受け且つ物産價格下落に依る購買力減退の爲め輸入電球は一般各國品とも頗る格安となり、殊に本邦品に於ては輒近の爲替安と相俟つて値段に於ては、斷然他國の追従を許さぬ現況よりして敢えて電球のみならず各種電氣器具の輸入も亦漸増の傾向にある。本邦品が不信用を賣つて以來、排日等の關係もあつて本邦品は近時無印のものゝ輸入頗る多くなり、名乗を上げず無名のダークホースとして、他國競争品の地盤に喰込み、一大勢力を形成し、聲價ある第三國商品の響聲を買ひつゝある。一方當地市場に於て多年牢固たる地盤と勢力を有する獨國のオスラム、和蘭のフイリツプスその他もこの極東製品の大進出に深甚の注意を拂ひ、自己の地盤の保持に勉める一方、本邦品の最大短所とする品質の劣惡を逆用して Minimum Current Maximum Light 等の名目スローガンを翳して、又協定値段を設け或は尠

海外市場に於ける本邦品の狀況(新嘉坡)



大阪の電球工業

大なる宣傳廣告を爲す等、積極的賣擴めを策し、堅實な業務の擴張を策して居る。これは本邦品と對比すれば頗る面白い對象と云ひ得る。

輸入狀況 電球が當領に大量輸入せらるゝに至つたのは、一九二四、五年この方の事で、一九二四年始めて電氣器具類から獨立分類し、電球の一項目を作つて遂に今日の如き狀勢に至つたのである。最近三ヶ年間馬來領に輸入さるゝ電球を國別に示すと左の如くである。

一、自動車用電球

國別	一九三一年		一九三二年		一九三三年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
英國	1	1	21,000	6,000	26,000	6,000
獨逸	1	1	2,000	1,000	5,000	1,000
和蘭	1	1	17,000	2,000	5,000	1,000
米國	1	1	12,000	1,000	1	1
日本	1	1	98,000	4,000	230,000	7,000
合計	1	1	151,000	15,000	262,000	15,000

(註)

一九三一年分ハ其他ノ電球中ニ包含セラル。

二、閃光及懐中電燈用球

國別	一九三一年		一九三二年		一九三三年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
英國	1	1	5,000	1	6,000	1,000
香港	1	1	55,000	1,000	36,000	1,000
獨逸	1	1	122,000	5,000	17,000	1,000
米國	1	1	216,000	2,000	206,000	16,000
支那	1	1	67,000	1,000	不詳	不詳
日本	1	1	73,000	1,000	617,000	5,000
合計	1	1	540,000	29,000	1,288,000	44,000

(註)

一九三一年分ハ其他ノ電球中ニ包含セラル。

三、其他の電球

國別	一九三一年		一九三二年		一九三三年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
英國	147,000	55,000	198,000	79,000	273,000	93,000
香港	27,000	1,000	9,000	1	1	1
獨逸	10,000	4,000	12,000	3,000	歐大陸合計	
米國	1,000	1	1,000	3,000	90,000	35,000
日本	157,000	14,000	15,000	5,000		

海外市場に於ける本邦品の狀況(新嘉坡)



大阪の電球工業

和	蘭	一三〇,〇〇〇	五七,〇〇〇	六三,〇〇〇	二一,〇〇〇
米	國	一四七,〇〇〇	一三,〇〇〇	五,〇〇〇	一,〇〇〇
支	那	一六〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	一〇一,〇〇〇	不詳
日	本	六九六,〇〇〇	四八,〇〇〇	一六九,〇〇〇	一二,〇〇〇
合	計	一,四九二,〇〇〇	二一五,〇〇〇	五九四,〇〇〇	一四四,〇〇〇
尚本年(一九三四年)	六ヶ月間の輸入額を見るに左表の如し。(單位弗)				
國	別				
英	國	二,四二八	五〇三	七九,一八三	
香	港			六七	四〇
歐	大			二,五八七	一五,〇九九
米	國			五,五四二	一五七
日	本	三,一四六	八,一四八	二一,二〇三	
合	計	五,六一〇	二二,七三三	三四,七三三	一〇六,五九四

即ち馬來領(海峽植民地を含む)に於ける電球の需要は逐年増加しつゝあり、特に本邦品の増加は著しく一九三一年に於て總輸入高百五十萬個の中、約七十萬個の輸入ありたるもの一九三三年には總輸入高二百二十萬個に對し百二十萬個、五割五分の輸入を見た。尤も價格に於ては一九三三年中の總額二十一萬六千弗に對し本邦品は三萬四千弗一割六分を占むるに過ぎず之れ本邦品が他國品に比し廉價に輸入せらるゝことを示してゐる。

第二節 取引狀況

**取引系統の概要** 各國製品は夫々當地に散在する各國別の商社に依り、即ち英國品は英人商社、本邦品は邦人商社に依つて輸入されるものが多いが、勿論英國商社にして、獨逸品を輸入したり、邦人商社にして獨逸品を取扱ふものもある。邦人間に於ては普通當地の實情より觀て、日本内地の製造工場と直接取引を爲す者は比較的少く、殆んど何れも神戸、大阪等の輸出業者乃至仲買人の手を通じて輸入してゐる。然るに當市外國人商社に於ては、直接歐米の工場と直積乃至先物の契約をなし輸入するものが尠くない。

當市に輸入せられる電球は、本邦輸入業者の大部分及びその他外國人の輸入業者は市内及び馬來半島各地へ卸出荷賣捌を企てるの外、蘭領東印度並にシヤム方面へ再輸出なし、一方小賣兼業をなすものは店頭で一個々々の小賣も行つて居る外國人の大商社、殊にフリリア・オスモ等の代理店は直接消費者へ小賣せず、更にサブエージェント乃至それと同様取引關係を有する支那人デストリビューター、或は外領方面の支店出張所乃至は取引商社へ箱賣するのが普通である。而して當地の新嘉坡トラクション會社及び海峽汽船株式會社等に於て産地より直接輸入せるものは何れも耐震電球、船舶用電球等特殊のもので、勿論自家消費が目的であり、一般市場で販賣されて居ない。従つて之等は右掲の取引系統圖の除外例と看做される。荷出工場は英國及び歐洲に於ける著名の電球製造工場である。

**取引單位** 室内用電球、自動車用電球及び小型豆電球何れも百個をその取引條件取極上の單位として居る。稀に打或は

海外市場に於ける本邦品の狀況(新嘉坡)



箱(五百)を以て取引単位とし値段を唱へらるゝ事あるも、是等は大量取引の場合賣買双方の便宜で附せられるのであつて普通取引には餘り使用せられない。小賣單位は室内點燈用は勿論一個、豆球も一個又は打が最も普通である。

標準物及格付 品種上より見て當市場に於て最も賣込み勢力を有ち、販賣價格の協定までしてゐるオスラム、フィリッブス、マツダ、シネモ及びユニナイテッド・エンヂニアの輸入してゐるクロムプトン等が、市場の評判から見た標準物と見られ、和蘭のI・S・A及び本邦品のポストン・ミッドライト等が中等品と見られてゐるが、別に慣習上を除き標準物及び格付がある筈なく、本邦品のニュー、ピーヤレス、クラウン、ダイヤモンドその他支那品は右中等品より一段下に位すと見る向もあるも、之等は勿論各國品を机上に留め嚴重なテクニカル・テストを経た後でなければ、責任ある事が云へないが當業者の言を藉りれば事實品質上餘り遜色は見受けない。電壓及び電燈より見れば當港二三〇、二四〇ヴォルト五〇ワットものが規格品と云へよう。又自動車用の如く電源を直流電池による真空ものは六―八ヴォルト、一〇―一二ヴォルトがその標準となる。尙種類別に見る時は真空と瓦斯入ものが二つの標準物たる可く、需要上より見たるワットは前者は六〇ワット―一〇ワット、後者は三〇ワット―二〇ワットが最も普通である。豆球或は小型電球に於ては二ヴォルト半、三ヴォルト乃至六ヴォルト等が最も普通である。以上は何れも白色のもので着色のものも相當見受られるが、當市場の通り品としては矢張り既述の無色電球であらう。

契約取極の場所及方法 從來歐米人は勿論邦人の場合も同様、輸出業者の出張員が見本を持參し、取引先の當地電氣商社、商店に於て契約を取極め取引を爲したのも相當あるが、矢張り一般的には飛電一本當地輸入業者より産地輸出業者乃至製造業者へオツプア一を發し、或は反對にオツプア一を受けて取引を締結するものが多いのである。近來は不況の影響を受け出張員を派する程の商内も出來ざる爲め、多くは見本乃至カタログを添く C. I. F. Singapore 値段を直接送附して引合を爲す向が殆んど見なくなり、歐米商社の場合は大抵代理店又は取引先を利用する關係上、特別なクレームでも惹起せぬ限り出張員の派遣は殆んど見なくなった。邦人の場合も大同小異であるが、只近年對日爲替が當地輸入に有利な爲め、南洋各地へ出張員を派遣する向が多少ある。

輸出と直取引する場合契約方法は從來インデント式を利用する向が多かつたが、これは現今對英爲替の動搖が激甚ならぬ時には當地本邦商社も相當此の方法を選んだが、最近の様に輸入爲替絶對有利となると見込注文の方が多くなる。對日取引はL・Cを發行せず、大抵D・P又はD・A三十日乃至六十日位迄のサイト附荷手取組で行はれ、歐米人輸入業者にありても代理店關係のある特殊のものを除けばD・P又はD・A三十日乃至六十日サイトである。輸入業者の卸小賣業者に對する取引契約は、同様以前は相當期間の貸賣をなしたが、現在では矢張り輸入業者一般に現金取引に依る傾向が見られ、買手なる支那人小賣店方面に於ても、從來の如く輸入業者よりの信用借が利かなくなつた關係上、資金の回轉上に商品を利用する事が出來ず、自然皆現金を持參し賣手倉庫或は店頭で貨物の受授を爲すものが多い。尤も現金取引の場合には通常輸入業者乃至問屋は五分乃至夫れ以上の値引をする。半島乃至蘭領方面の小賣業者は従前は手紙一本で注文を爲し問屋もそれに依り商品を發送、爲替取組不便の地の顧客に對しては先方より送金し來る迄待つたものだが、現在では夫れが危険視される様になり、現金を伴はない注文は先方の信用状態にも依るが、引受けない事往々あるので、勢ひ月に一回

海外市場に於ける本邦品の状況(新嘉坡)



乃至二回當地市場に出て来て現金で品物を購入し、同じ船か或は細かいのになると自分の手荷物として運搬する方式が多い。商賣も細かくなつたものである。これは常に電球丈けに限らぬ、凡ての雜貨商品でもそうである。支那人方面では一寸氣の利いた仲買人が活躍を初め田舎地方を廻つては注文をとつて来ては、品物を信用借で仕入れ、自ら運搬して取引を完済すると云ふ細かいが賢いのもある様に聞いて居る。

**價格決定の方法** 本邦品輸入の場合圓價 C・I・F Singapore 値段が普通値段決定方法で、歐米品は磅價或は米弗 C・I・F 値段で取引されるのが最も多い。又不況の爲め C・I・F & C・I・F 取引をなしインヴォイス面は單に C・I・F と記載する方法がよく行はれる。これはインヴォイスを買手に見せる必要がある場合を慮つての芝居である事勿論である。當地輸入業者が卸賣業者或は小賣業者に賣渡す場合は賣手倉庫渡し F・O・B 軒渡し乃至買手店渡し等で、當地弗價を以て取引する。F・O・B の取引は近頃尠くなつた。

**代金支拂の時期及方法** 大體前述せる如く歐米品の場合 D・A 又は D・P 三十日乃至六十日、代理店關係のもの、中には D・A 九十日乃至百二十日サイトのものもある。本邦品に於ては D・A、D・P 三十日より六十日サイト位が普遍的である。又 L・C を發行せざる事も既述の通りである。卸賣業者の輸入業者への代金支拂は現物現金取引多き爲め C・O・D の意味であるが、實際は品物引渡後翌日か翌々日位に請求書を持つて集金に赴くのを普通として居る。一現取引の場合 は勿論嚴重な現金引換現品渡しである。現在漸次現金取引が増加しつつあるも、永年の取引關係ある商店に對しては一月或は二ヶ月の貸賣を普通とする。

**商品受渡の時期及場所** 産地買入の場合貨物の受授は、書類上では賣主が C・I・F 條件に於ては荷爲替手形を大抵銀行へ譲渡したる時に行はれるが、荷受主の實際の荷受は、當地爲替銀行乃至出荷主より、船荷證券入手の上關係汽船會社に於て新嘉坡港務局宛デリバリーオーダーの交附を受け(但し積載船がワープに横附けになつた場合に限る) 該荷渡指圖書を港務局へ提示し所定の上屋料を支拂ひて貨物を引取るものである。又ローカル取引にて卸賣業者が輸入業者より商品購入を爲したる場合、その受渡は普通賣手店渡乃至倉庫渡しである。現金拂條件の卸賣の場合は勿論、その場で商品及び代金の受授を爲し終へるが、二三日乃至一週間内取引と云ふ C・O・D 取引も行はれ、又此種の取引は普通買主が資力充分ならざるブローカーが多い處から、契約は一度に例へば三月中取引合計五十打としても荷渡は分割とし買主の懐工合を見てやる方法も行はれて居る。鼠が徐々に餌を引く様な取引であるが、當地卸小賣商はこれが勢力の侮るべからざる事を知つてゐる。

**商品検査方法** 普通商習慣上商品受渡の際、開箱の上内品の検査を爲すが之は地方間の取引で、普通賣主と買主とが立會ふもので、インヴォイス乃至見本と現品と數量、品質等が相違する場合申出る二通りある。産地よりの取引及びブローカルでも、大口の取引は後者に依つて居る。輸入業者は大抵未開箱の儘賣約先へ荷渡しする事が多いから、商品検査の上の數量の不足、品質の相違等は卸小賣商より聞いて産地へクレームする場合が多い。電球類は別段六ヶ敷い電氣學的試験は普通取引上爲さないが、只點火の有無可否を檢する程度である。然し英國及び和蘭品のフィリップス・オスラム等は殆んど検査をしない。

海外市場に於ける本邦品の狀況(新嘉坡)



**包装方法** 一個の電球は内部に波皺を生ずる特殊のボール紙で、包んだ上から白紙或は商標を印刷した普通の紙で被ひたるものを二十五個宛ボール箱に入れる。この二十五個のボール箱五百個を以て一箱とする。一寸考へると硝子製品で、而も真空乃至瓦斯入等で取扱如何では破損し易い様で、もつと包装方法を嚴重にする必要ある如く思惟されるが、實際は割合破損率少く織目の確りした洋箱に包装され紙付ベルトを有したのなれば、内部は前記の方法で殆んど完全に近い。荷受地埠頭に於て藁入ガンニ袋の上に本船より荷卸しされるのを見るに、随分亂暴に取扱はれて居るが、それでも破損は案外少い。歐米製品も大同小異の包装であるが稀には運賃、注文數量等の關係でもつと大箱に包装されるものもある。電球より名古屋方面から輸出さるゝ陶磁器類の方が藁を用ひ随分嚴重な荷造をして居るが破損率が多い。

**運送中の危険負擔の關係** 運送中の危険負擔に關しては契約の決定すべき性質のもので、普通C・I・Fの場合は勿論F・O・Bの場合でも仕向港迄の海上火災保險を積出と同時に賣主に於て附するを常とし、産地より仕入の場合は保險會社が海上火災に對して、分損擔保、分損不擔保、全損擔保等何れかの形式で危険をカバーして居る。只問題なのは濡荷その他の場合で、之とても荷受主から汽船會社へ交渉すれば、有利不利は別問題として解決の道があるから之は良いとしても、斯る偶發事項に對して豫期せぬ手数を要する事と、買主としては一般に嫌がる傾向がある事である。又運送中及び本船へ積込及び本船より積卸の際に於ける破損等に關しては、慣習上少々位の損害なれば買手は黙つて引取る場合が多いが、負擔に耐へない高率の破損を開函の上發見したる場合は、勿論、シツパーへ電信又は書信等便宜の方法でクレームの要求を爲すを常とする。

**違約等ありたる場合の處理其他—競争品に於ける場合との比較** 注文せる商品が賣主提出の見本と品質、形態、色彩その他が相異なる場合の處理に就ては、商品検査方法の節に述べた通りで、普通荷受主より電信を以て産地の出荷主へその旨通告して値引を要求し、先方の返電あるまで荷渡乃至販賣を見合せ、賣主より何分の返電接手の上適當の對策を講じて居る。即ち値引を承認して來た場合は今回の爲替で控除乃至送金を條件としてD・Aの場合その分の荷爲替手形の支拂を爲すも、若し承認し來らざる場合は、本邦品の場合、商品陳列所、ロイドサーベアー(料金高き爲邦人中)等に立會を乞ひ、それ等公共團體が發給する證明書に依り、出荷主と値引の交渉に入るのであるが、D・Pの場合品質數量等の相違乃至不足を發見せる時は、既に全額代金爲替銀行へ支拂濟の爲め買手として不利の場合不勘、之等の場合も前掲公共團體の立會證明書を受けて出荷主との交渉を開始する。出荷主が全然値引要求に應ぜざる場合、仕出地に於ける買主の他の取引店へ、アービトリレーターとして仲裁方を依頼するとか、問題大なれば出張員を派して解決せしむるとか、或は最後の手段として訴訟提起等の方法が選ばれるが、何れにしても賣買双方共不測の失費を要するものである。普通は大體の處で折合がつき問題解決する事が多い。その他積出期日の相違乃至遅延等ありたる場合は、善意の取引關係者なれば買主は再賣先へ私的交渉諒解を得、電信を以て賣主へ督促する方法が執られるが、相場でも下つてオーヴァーストックとなり市場不消化となつて居る様な場合、往々無條件取消等の言掛りを與へる事となりトラブルの種である。勿論商品が餘り大した金額でない場合、此種の紛議は餘り見受けなない。外國人商社に於ても代理店を爲せる處は別として普通の輸入業者、卸賣業者に於てトラブルの惹起せる場合は矢張り原因、事情等邦品の場合と大同小異である。

海外市場に於ける本邦品の狀況(新嘉坡)



卸賣業者乃至小賣業者に對し、輸入業者が販賣する場合に起る故意、不注意、違約等は同一消費市場にある爲め、その處理解決に就ては、輸入業者と産地輸出業者の場合に比較し、比較的簡単に片付くのである。多くの場合現品取引が多い爲めに違約等は餘り見受けられぬ。現金條件で買入たるものを授受し、翌日あたり賣主ビルコレクターが來訪代金請求の際金融の關係で支拂はざる時(支那人間他商品に於て時々見受け)は、勿論品物を全部取上げた(可能の場合)上、刑事問題を構成するから別であるが、その際八割丈の拂を承諾し、殘金二割を後日の約束日に言を左右に托して支拂はざる時が最も厄介なのである。即ち民事に起訴すれば二割の殘金以上に出費を要し、勝訴となつても有形無形の損害は免れないからである。又輸出入業者、卸賣業者及び小賣業者間に於て従前間々二、三步乃至五、六歩見當の貸倒れの危険があつたが、現在は賣手は一般に現金取引を主とする爲め、此種のトラブルは殆んど聞かなくなつた。

尙荷造不完全その他商品の瑕疵或は盜難等の場合は、普通荷受主倉庫又は店頭運搬前發見せば、港務部倉庫にて荷物引取前にサーベアーを立會はしむ事もある。又ローカル取引に於ても異常な紛議を醸した際は、サーベアーの立會を求めてその責任存在關係を明かにする事もあるが、電球取引の場合は餘り行はれて居ない。邦人間の場合に於ては、當商品陳列所が立會つて嚴重なる検査の上、一面紛糾のよつて來る所を徹底的に調査の上證明書を發給し賣買双方の爲め、公平な解決の道を開いて居るが、電球に關する限りこゝ二、三年間此種のクレームは殆んどないと云つてもよい状態である。

### 第三節 本邦品の改善策とその將來

本邦品の改善策 主として内地群小製造業者の生産になり世界一安い本邦製家庭用電球に對する當地内外當業者の意見を聴取し、海外市場第三者の忌憚なき批評を内地製造業者へ公開する事は自他裨益する處尠くないであらう。當所で取纏めた本邦品の缺點を遠慮なく箇條書にすると、

- 1、フィリップス、オスラム等に比し消費者が先入的に本邦品の品質を粗悪として居ること。
- 2、輸入さるゝ本邦品商標は群雄割據の姿で特に通つた商標のないこと。
- 3、品質上(イ)フィラメントの壽命が短命であること、(ロ)電流を餘計に食ふこと(外國輸入品に比較して)、(ハ)硝子球が早く黒ずみ光明度を減ずること。
- 4、包装の粗雑
- 5、本邦品は嚴重テストをせるものと他との同一規格品に所要アンペア相違する點。

等で、唯一取る可き點は「割安」であると云ふにある。近年本邦品の數量的進出顯著なるに鑑みシーメンス會社、フィリップス會社等は、何とかして自國品の品質優秀他の追従を許さぬ點を、吹聴宣傳努める事に依つて消費者をして粗悪品使用の不利を悟らしめる可く既述の如き“Maximum Light & Minimum Current”等モットーに標榜するに至つた。

當所は果して本邦電球が外國優秀品に較べ如何程餘計電力を食ふかを適切に證明したく資料を漁つたが不幸計量器數字を得る事が出来なかつた。電力を餘計食ふ云ふ惡評を聞流しつゝ、本邦製品が當市場で數量的首位を占めて居る理由は當領給電システムがメートル制度であるからである。未だ消費者の大多數には消費經濟の觀念が薄い。されば筆者も口に稱へつゝ本稿調査にかゝり、以來家中日本球を點燈して月末に市役所消費明細書を得フィリップ球を用ひた兩三ヶ月前分と比較して見たが、大した數字上差異を認めない

海外市場に於ける本邦品の狀況(新嘉坡)



事が分つた。尤もメートル制度の爲め、月に依り消費量が異なるからこんな方法で正確數字を求めようとは思はないが、只これに依つて日本球を點燈したからして直接月末の市役所ビルに使用料金異常を來す様な事がない丈けは明かである。

さて理論上は別として實際問題オスラム、フリリツプス等と比較して本邦球使用が決して消費者の負擔を脅すものでない事實際使用して明かとなれば、茲に本邦品としてもつと聲價を高める法或は進出すべき道が何程もありさうなものである。處が現状は如何？(日本品なるが爲の)換言すれば餘りに安價な爲めに電氣知識なき消費者の頭に何處か手を抜いて居るものではなからうかの疑念を一般に與へて居るハンディキヤツプや排日中外國品との比較上のハンディキヤツプ及び今一つ外國優良品の宣傳が利き過ぎて居ると云ふ事に對する目に見えないハンディキヤツプである。現在南洋の排日本場へ押出された本邦品は協定外に孤立し Made in Japan の文字も削られる日蔭物扱ひを忍びながら他人種家庭に喰込んで居るので居るのである。何が本邦品を左様せしめたかと吾人は云ひたいのである。成程 Made in Japan の生産國名を記載せぬ事は法規上差支ない事である限り排日中も賣らんが爲め的手段としてはこれも亦止むを得ないであらう。然し安價品として數量上一勢力を形づくる割に歐米品との比較上、動もすれば勢力薄れて見えるは何の爲か。要約するに(1)オスラム、フリリツプの豪華な金を惜まぬ宣傳廣告の前に本邦品は陽前の月光の如く影薄れて見える不利(宣傳廣告)の不足、(2)本邦品を代表する不拔な地盤を有する有力商標がないこと(商標の群)の二つに盡きる。見よ日本製文字を冠せぬも本邦淺野セメントが當領で如何なる役割を演じて居るかを。小成に安んじ統制なき日本輸出電球業界は深く三思し、輸出業界の多幸を謀るべきであらうと思ふ。茲に於て吾人が希望する事は、

(一)群小本邦品輸出電球業者の統制

(二)品質の低下防止竝に改善

(三)商標に對する消費國內の宣傳廣告(當地に於ては球面日本製なる文字の記載を必要とせず)

(四)包装の改善

等で夫々研究を奨めるものである。殆んど採算割點迄輸出コスト低落の現今、此種の註文は無理であるかも知れない。(一)は前掲の(1)の目的達成の爲め項目を掲げたが、實行上唯一取り得べき困難に想到すれば一つの理想論に墮す惧れなすでもないが、要するに(2)の目的が奏効すれば當領に於ける本邦品聲價はよし品質上フキラメントが切れ易い、カーレントを喰ひ過ぎる云々の評判はあつても、充分に保ち得られる譯であるから、手段は必ずしも(一)の方法でなくてもよい(二)に對しては差當りフキラメントの耐久性に重心を置き消費者の經濟を考慮する行き方の方が策を得たものであらうと思はれる。電流食過ぎの問題は既載實例に依り理論上は云へるかも知れぬが、實際問題「本邦品は決して不經濟球ではなし」(此考への支持者は白人)の中にもあるからである。第二項の改善問題と看做して差支なからう。その他改善事項として擧げるなれば、(イ)口金と球とのつけの緩み、(ロ)長日月の裡に球内黒ずんで來る點等である。(四)は現在のコルゲート・ベーパーボックスの上を今一度規格ヴォルテージ、ワット表示薄紙で包む事の可否について一考を煩したのである。

本邦品の將來 地勢より見て當領に於ては概して水力電氣の發達を囑望すべきボシヴィリチーを缺く事は等しく專業家の認むる處なるも、新設されたるベラ河水力電氣株式會社の事業成績より見れば、奥地都邑の開発と相俟つて電力消費は

海外市場に於ける本邦品の状況(新嘉坡)



大阪の電球工業

過去に於ける消長より見て今後益々増加するものと察せらる。首都新嘉坡市役所調査の過去二十年間の新嘉坡及び彼南給電電力消費の統計が雄辯に物語つて居る。(單位一、〇〇〇ユニット)

年次	新嘉坡	彼南	合計
一九一一年	五六七	九八〇	一、五四七
一九一六年	一、三四三	一、六九八	三、〇四一
一九二一年	二、四五五	二、二七五	四、七三〇
一九二六年	七、〇八二	八、四七五	一五、五五八
一九二七年	八、八六四	九、五八三	一八、四四七
一九二八年	一七、一七〇	一〇、八八〇	二八、〇五〇
一九二九年	二二、六六九	一三、〇三六	三五、七〇五
一九三〇年	二六、一三五	一一、五五〇	三七、六八五

この驚くべき近年の激増は、主としてこれ迄護謨、錫等奥地大宗物産輸出の一大デイストリビューティング・センターとして多大の使命と繁榮を示して居た當領重要都市が一九二七、八年來重要農産物の不振と共に生産工業化した事を示すもので、右電力消費量の累進的增加はその程度を暗示するバロメーターであらう。殊に冒頭述べた如く現クレメンチ總督は熱心な「馬來工業化」論者で各種重工業の擡頭を奨励して居るから、この輓近の工業化傾向及び狀勢は一層油を加へられた形である。ペラ河水力電氣などは民間營利會社であるが、政府が多數株を所有し、陰に陽にその健全なる發達を要望して居る事實から觀て、今後總督の所調 Industrialization of Malaya は年と共に實現し來るものと看做すことが出来る。其等の状態から云ひ、電球の需要は當然遞増する事は何人も疑ひを容れない處である。

現在新嘉坡セントゼームス火力發電所は五萬キロの發電能力を有つて居るが、近郊工場地帯及び住宅地域の發展、路面電車の新線開設並に市中舊直流ブロックの交流化實施と共に、全能力を發揮しても尙且つ應需困難となる日も遠くないであらう。かゝる暁は現在の電力消費料はもつと低下し電力使用は普及し都市に於ては石油ランプの使用を断つて到るべきであらうが、一面家庭工業的に華僑あたりが電球製造小工場を計畫すべき事も一應考へらるゝ處で、敢へて電球のみならず、一般電氣機械器具類の需要も急速に増加するものと觀ぜらる。現在既に本邦電球はフィリッピン、オスラム等商標丈けで通る外國品と相對峙して居る。今後かゝる時期に到達せば本邦品の品質上の聲價も漸次認められ、フ、オ兩製品等と市場に於て激烈なる白兵戦を展開するに到るに非ずやと豫想さる。此際本邦品電球の品質改善及び低下防止、輸出入の諸統制、商標信用の賣込、宣傳廣告の普及を茲に敢へて切望する次第である。

(附記) 本編は昭和八年五月新嘉坡商品陳列所の報告を抜萃したものであるが、第一節の輸入狀況は當部に於て新に最近の輸入統計を加へ収録したのである。

八、盤谷

第一節 本邦品と外國品との競争

當國には未だ電球製造工場無く之等を悉く海外より仰ぎつゝあつて、現在本邦品の輸入相當大なるも販路の上に又は價海外市場に於ける本邦品の狀況(盤谷)



格の上に於いて外國品との間に競争を見るが如きことはない。之れ何れも異なる方面の需要を充しつゝある爲めで、所謂兩者品質の優劣なる相違は自から需要先を異にして今日に及んでゐる。本邦品は主として一般輸入業者が輸入し、市内に於ける華僑商人を中心として取引され、大體安物電球として是迄大衆向の需要を充して來たが、外國品は高級品として品質に絶對信用を置かれ、需要筋は官廳及び外人方面を上得意とすると同時に、暹羅電氣會社の指定球として古くより確固たる地盤を有してゐる。されば將來本邦品にして標準的優良品を當市場に紹介し、歐米品に對抗する方法を講ずるにあらざれば、何時に至るも需要者側より見たる兩者の立場は依然として異ならないであらう。今、一九三三年度に於ける當國品輸入電球國別統計を掲ぐれば次の如くである。

盤谷港電球輸入額 (一九三三年度)

國別	數量	價額	一個當りの價額	國別	數量	價額	一個當りの價額
シンガポール	三、五五	五七	三仙	和蘭	五、四三	一九、七九	三仙
香港	一九、三五	二〇、四四	二	ハンガリー	七、六八	二〇、八	三
支那	一、六一	三三	二	米國	五、九六	四、〇三	七
日本	三、八八	二五、三六	七	瑞西	三	五	一七
英國	九、四三	四、四六	四七	合計	六七、七五	三、七五	四
獨逸	五、四七	一五、七六	二八				

即ち一九三三年度の電球輸入額は六十四萬七千七百三十五個、九萬二千七百二十五銖にして、その中本邦品は數量、價格共に斷然頭角を現はしてゐる。併し一個當り價格は最低額を示し、米國品の約十分の一に相當せるは注目すべきである。

第二節 需給並に取引

需要品の種類 當市場に需要さるゝ電球を大別して家庭球、自動車球、豆球、變形球、裝飾球の五種とする。當國內に於ける家庭球には一〇〇ヴォルト、一一〇ヴォルト、一二〇ヴォルト等を併用さる。一〇〇ヴォルト、一一〇ヴォルトは主として盤谷及び北方都邑に使用され、一二〇ヴォルトは盤谷市街々燈に使用さるゝ以外、南部一帯の都市之れを採用しつゝある。輸入せらるゝ之等電球には瓦斯入球と真空球との二種があり、又之をバルブの上より見るときは、クリヤル、硯(オパ)、艶消(フロ)等があり、尙半艶消、全面艶消等がある。その中需要最も多きは真空スパイラル球の五燭光以上三二燭光の範圍を出でないもので、バルブはクリヤル球を筆頭とす。之等は一般にベオネットキヤブ型俗にスワンと稱する口金が附着されており、今、之等のボルテージを示せば次ぎの如くである。

家庭電球	一〇〇ヴォルト
自動車電球	六一八ヴォルト及び一二、一六ヴォルト(蓄電池)
豆球(乾電池)	二ヴォルト半、三ヴォルト半、最高六ヴォルト
裝飾球	一四ヴォルト
變形球	一〇〇ヴォルト

以上の中、變形球とは八箇のセリス(Seris)より成り、動物、果實その他の形を現はせる小形球にして、主にクリスマス、商店窓の裝飾用として珍重されつゝある。其他色電球即ち裝飾用イルミネーションには普通吹付もの用ひらるれど家庭用として生地色の、賣行がよい。

海外市場に於ける本邦品の状況(盤谷)



需要時期 本品は季節的需要品でないから、家庭電球その他一般球と雖も殆んど需要期として年中間断なく需要せらるるされど裝飾電球、變型電球に至りては主に特種の場合に使用せらるる關係上、その種の催多き時期前には相當見込注文あるを常とす。當國に於ける祭事は總て佛敎祭に依るもの多きを以て、九月以降は引續き各寺院の大祭催され、年末にはクリスマスを控へ、斯かる年中行事等には、この種の電球の輸入を見るのを常とする。

卸及小賣値段 一般本邦電球に對する念は安きものなりと言ふ先入感あり、安からざれば顯みられず安きが故に取引ありと云ふ以外に特徴なく、恰も本邦品は安からう惡からうの代表品とし現在稱へられる如きは甚だ寒心に堪へない。

外國製家庭用電球

オスラム	卸値百個	運貨三三銖
フリリツプス	同	同
マッダ	同	同
タンガスラム	同	同
但し二五ワットより六〇ワット迄は以上同一價額である。		
小賣値段	二五ワット	一個 銖 〇・四五
		同 〇・六〇
		同 〇・八〇
		同 一・四〇
本邦製家庭用電球	卸 價	一打 銖 一・二〇
	五ワット以上五〇ワット迄	

裝飾球

小賣値段	同	一・二〇
自動車球	小賣値段(テール)	一個 一五仙乃至二〇仙
同	同 (ヘッド)	一〇仙乃至一五仙
豆球卸値	同	二五仙
		一千個 一〇圓

豆球は俗に内地にてスポットと稱するフォカシングバルブ (Focusing Bulb) を指し、需要比較的多く見込ある商品なれど内地にて統制價額を定めてより割高となり、現在上海もの遙かに安く本邦品の輸入望みがない。

代金決済方法 本邦對當地商人との代金決済は取引する系統の如何によりて異なり、又引合先信用の程度に應じ必ずしも一定せぬ。華僑商神戸代理店間はD・A三十日を普通とする。されど代理店を有せぬ商社にして新規取引者はD・Pアットサイト取引なれど、當地商習慣によつてD・Aに變更する向が多い。尙市場に於ける輸入業者對ディーラーとの取引條件は三十日若くは四十五日支拂を常例とする。

第三節 本邦品の缺點と本邦當業者の留意すべき點

本邦品の缺點 本邦品の地位が前記の如き定評あり、安値なる關係上一概には云へぬが、大體に於て短命と云ふ事實は致命的缺點とも稱すべく、又他に如何なる長所ありとするも絶對的の不評は免かれない。然し電球の短命なるは或る程度迄販賣者及び消費者の不注意に依るものならんも、概して製作上の不注意による場合多かるべしと思惟さる。その主なる海外市場に於ける本邦品の狀況(盤谷)



原因は小規模なる町工場製品に對する管理制度なく、作品の不統一によるが爲めにして、如何に製品の検査を行ふも品質向上への途は現状の儘にては到底覺束なからう。殊に輸出電球製造工場に於て斯かる事實を見る場合が多い。

當市場に於ける本邦品中には一般にヴォルテージの規格に添はぬもの多く、殊にワット及び燭光の表示數字不正確にして、試験の結果ワットと記載あるに三五乃至四〇ワットを出づるもの珍らしからずと言ふ。斯かるもの果して如何なる検査を経、標準に基きたるものなるか疑はれる。例へば最近神戸某商會の當地政府納入品が遂にクレームとなり返送されたる事實あり、之れを検するに現在の輸出電球には往々にして斯くの如く規格を無視せるもの多く殊に曖昧なるワット指數を表示せるものあり、前記納入品が二二〇ヴォルト電壓に對し一〇ワット、五ワットを表示せるもの、納入ありたる如き多少とも電球知識を有するものより見れば解り切つた矛盾なる事を知るべく、假令習慣上の表示なりとは言へ政府納入品として規格の定まれるものには充分吟味すべき筈である。その他本邦品に對する缺點として一般的のものを指摘せば次の如し。

- 一、ベースの附着不完全なること、俗にガタと稱する缺陷が極めて多い。
  - 二、正確なるフワラメントを使用せぬ爲めワット表示に對し、實際電氣消費量が不正確なること。
  - 三、排氣不充なる點を認む、即ちフワラメントの吟味を缺き所要ワットに對する設計が不正確なること。
  - 四、バルブが黒化するこゝ。
  - 五、バルブの封じ不體裁なること、俗に首曲り、肩曲りと稱するもの多いこと。
- 之等は製作技術の拙劣又は機械の不完全なるによるものであらう。

六、斷線せるもの多きこと。

七、ベース製作方法拙劣にして簪の脱落せるものがあり又は落ち易き缺點がある。

八、ハンダ付が不充分にして而もベース生地不良なる爲め親指を以て押すも容易に凹む等のものが多い。

尙取引上の缺點として、

- 一、當地輸入業者側が安値本位を以て粗製品買ひに狂奔してゐること。
- 二、同時に本邦製造業者若くは輸出業者側にして切詰め値段にて取定め引受けの結果製造工場に於て採算上精密良好なる電球製作に従事すること困難なる事情にあること。
- 三、大體に於て本邦品取扱業者が電球に對する専門的知識を缺くが爲め取引上の違反品取扱を致へてすること。
- 四、相手取引業者信用調査不充なるが爲め思ひ掛けぬ損害を蒙らざるること。
- 五、現在輸出價額の統制が偶々禍して折角の取引を中絶せしめること。

**本邦業者の留意すべき點** 當市場に歐米より輸入さるゝものは、之れを當地有力なる代理店に一切の販賣權を托し、各機關を利用して製品の販賣宣傳に努め、特に廣告價値あるものと認めたるものに對しては良く之れを應用し自力を以てその眞價を相手方に知らしめてゐるが本邦品は全く之等廣告宣傳等に少しも意を用ひず、只安價に販賣する事のみを腐心し、兩者其の進出法を異にしてゐる現状にして、苟も他國市場に於て他の競争品に對抗し製品の進出を望まんとするには相當の努力と犠牲を拂ふを必要とする。廉價品の競争相手は要するに本邦製造業者の同一筆法による進出法と鉢合となり遂に同志打を演ずるに過ぎぬのである。されば將來の進出法としては寧ろ外國電球との競争に力を注ぎ、彼れに劣らない標準品を以て之れに當り價格の低下をなす換りに廣告宣傳に意を用ひて製品の眞價を一般に知らしむるの必要がある。例

海外市場に於ける本邦品の狀況(盤谷)



へば歐洲品の價値を證して電力消費の經濟を説くならば、之れに對し比較試驗表を掲げて自製品の劣らないことを示し、價額及び實質の點に於て優秀なるを指摘して宣傳大に努むるに於ては、効果は必ず見るべきものがあらう。又消費者側の心理を察するに市場に知れ渡れるブランドありとする場合多少値に相違あるとも、之を求めんとする好奇心を唆る事は確かであり、故に廣告、宣傳の効果は僅かの價額割引に優る事は今更多言を要せない。若し優良本邦品にして當市場の進出を棄權するに於ては、何時に至るも安物跋扈あるのみにて眞價は逆に市場に見出されないであらう。されば今後は本邦品の位地向上を計ると共に優良品の進出を促し外國電球の需要市場に喰入る覺悟を以て、力をこの點に傾倒されん事を當業者に望む次第である。

又海外との取引に際して如何なる商品たるを問はず、常に外國競争品の状態に注意し、之が對抗策を講ずることは貿易に従事するもの、最も意を拂ふべき點である。然るに多くは外に眼を注ぐことなく、内のみ神經過敏にして彼等は唯同業者間の安賣を防ぐことにのみ焦慮しつゝある如く、例へば價額維持の爲めに規約を作り結束を固むること誠に結構なれど、先づ海外へ輸出に際し競争國製品の進出状態を顧慮することがなくてはならぬ。内地のみにて結束を以て濫りに價格の協定を斷行するは決して當を得たるものではない。現に同業組合の規約を制定するに拘らず、その結果は却つて我れに不利となり、成立後幾何ならずして結束破れ従前に逆戻りせる例は決して尠くなく、然もその間既に得た我が地盤が他國品に奪はれた事實の如きは本邦品の發展上惜むべきことである。之を電球に就て見るもかゝる事實がないではない。例へば自動車球、豆球の如き過去本邦品を以て需要の大半を占めてゐたものが、統制後上海製品の爲めに押され到底引合はぬ

やうになり、従つて斯かる豆球需要市場として有望視されたる盤谷は今や上海製品の獨占するところとなつた。その他にも之等の例は乏しくなく統制機關存在の價値も疑はれ大に考慮を要する次第である。

(昭和九年七月盤谷駐在商工省貿易通信員報告)

## 九、英領印度

### 第一節 本邦品と外國品との競争

英領印度に於ける電球の輸入状態は昭和八年度の調査に依れば、瓦斯入球百七十八萬七千四百七十個、價格百五十一萬六千三百六十五留比、真空球六十八萬六千六百三十一個、價額百六十一萬一千十留比に達し、之れを最近二年間の輸入額と比較するときは昭和七年度に對し價額に於て瓦斯入球五分増加、真空球四分減少、同六年度に對し前者四分減少、後者は殆んど増減なき状態である。輸出國は英國第一位にして、和蘭之れに亞ぐ。今、昭和八年度の輸入額を各國別に分類するときは左記の通りである。

瓦 斯 入 球	英 國	日 本
和 蘭	八五五、一一二個	二四六、二九一個
	三九六、九二二	三七、〇四〇留比
	三四一、八九七	四〇、三〇八
		獨 逸

海外市場に於ける本邦品の狀況(英領印度)



大阪の電球工業

米國	一四、三六〇個	三〇、四三六留比	合	一、七八七、四七〇個	一、五一六、三六五留比
其他	二三七、五二三	一九六、四七四			
眞空球					

英國	九八五、七六三個	六二一、四三九留比	米國	六三、二二〇個	一一、五八〇留比
和蘭	八七五、二三五	四〇三、四〇三	其他	六三三、二六三	二三一、五九五
日本	四、二三六、七一	三一九、三六二	合計	六、八六六、六三一	一、六一一、〇一〇
獨逸	七二、四三九	二三、六三一			

右表に就て各輸出國からの輸入状態(價額)を見るに、英國品は瓦斯入球に於て全輸入高の約六割、眞空球約四割を占め次に和蘭品前者二割二歩、後者二割五歩、その他獨逸、米國より少量入荷してゐる。本邦品は瓦斯入球に於て三歩弱、眞空球二割見當に過ぎないが、歐洲品に比較して甚歎く廉價なるが故に、數量は非常に多く前者は全輸入額の一割四歩、後者は全體の六割一歩に達してゐる。

當市場に於ける最近の標準品は英國のオスラム印、和蘭のフリッツプス印が最も普遍的にして賣行良好なるが、左記製品は各製造會社協定價格のもとに販賣してゐる。

- 英國品 オスラム印、マツダ印、シーメンス印、ワオタン印、ロイヤルエヂソン印
- 和蘭品 フリッツプス印 但し本製品は英國にも工場あり、同國より輸出せらるゝ場合も多い
- 埃國品 タングスラム印

本邦品は從來不統制極まる販賣方法を取りて無暗に粗製品を送荷せし爲め、近來著しく評判を落し、且つ前記協定會社に於て邦品の缺點を指摘して色々惡宣傳をなしつゝある爲め、昨今賣行漸減の傾向を示しつゝあり、尤も本邦に於て昭和九年一月より統制機關の完備を見、輸出品に對する品質検査、賣價の統一等輸出促進上適應の手段を講じつゝある模様なれば今後大いに改善せらるべきも、現在の如き状態にては需要の減退は免かれざるべしと思はる。この外自動車用竝に懐中電燈用小型電球の需要あり、昭和八年度の輸入額は前者六萬三千七十六留比、後者二十三萬八千九百七十八留比を算しその内本邦よりの輸入は自動車用二萬八百六十二留比、懐中電燈用七萬七千十二留比に達してゐる。

第二節 需給並に取引

需要の種類

- 瓦斯入球 四〇、六〇、七五、一〇〇、一五〇、二〇〇ワット
- タングステン球 一五、二五、四〇、六〇ワット並に五燭光乃至五〇燭光
- 色電球 五、一〇燭光

需要の時期 一ケ年を通じて需要あるも九月より翌年三月迄は好時期である。

卸値段

外國製協定品價格				
瓦斯入球	四〇ワット	一打	留比 安	七五ワット
	一〇・三			一八・九
	六〇	同	二三・三	一九・八
	一〇〇	同	二一・三	

海外市場に於ける本邦品の状況(英領印度)



大阪の電球工業

協定品以外の外國製品

ワス入球	四〇ワット	一打	留比 六・一二	安	一〇〇ワット	一打	留比 一〇・〇	安
ワス入球	六〇	同	七・八		一五〇	同	一三・八	
ワス入球	七五	同	八・八		二〇〇	同	一八・〇	
ワス入球	五〇燭光迄平均同	同	五・〇		同	同	同	
ワス入球	四〇ワット	一打	留比 二・〇	安	一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安
ワス入球	七五	同	三・〇		一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安
ワス入球	五〇燭光迄平均同	同	一・四		一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安
ワス入球	五、一〇燭光取合同	同	一・四		一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安

日本製品

ワス入球	四〇ワット	一打	留比 二・〇	安	一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安
ワス入球	七五	同	三・〇		一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安
ワス入球	五〇燭光迄平均同	同	一・四		一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安
ワス入球	五、一〇燭光取合同	同	一・四		一〇〇ワット	一打	留比 三・四	安

取引の経路 當市場には電氣器具に關する一切の商品を取扱へる輸入商ありて本邦製造業者又は輸出業者と取引してゐる。この外雜貨輸入業者が電氣器具卸商より買付け委託を受けて前記本邦當業者と取引せるものもあるもその數は極めて少

50

代金決済の方法 代金決済は爲替手形に依る、支拂期日は普通D・P三十日拂である。

第三節 本邦品の缺點とその改善策

本邦品の缺點 本邦品の品質に就ては前項に記載せる如く極端なる價格本位の廉價品を送荷せる爲め品質粗惡にして一般消費者の評判甚だ不良である。第一に光度不良にして短時日の間に減度し、耐久力弱く數日の使用に破損するもの多く且つ電流の消費量多くオスラム、フイリツプス印等に比べて不經濟との評がある。従つて本邦品は一般家庭に於ては餘り使用せられず、主としてイルミネーション等の一時的目的に用ひらるゝ場合が多い。又取引上の缺點に就ては特に記載すべき事項なきも、從來賣込方法が餘りに不統制であつた。即ち本邦製造業者は自ら直輸出を試むると同時に同一方面に輸出せる多くの輸出業者に同一製品を販賣し、該輸出業者は更に同一市場に多くの輸入業者と取引せる爲め、徒らにコムベチションを引起し自ら競争販賣の渦中に投ずる場合が多い。多數の取扱業者と取引することは一見多くの數量が販賣し得らるゝ如く思はるゝも、需要には大體限りあるものなれば如何程多くの當業者を利用して結局或程度の數量より需要なきことは明かである。従つて多數の當業者と連絡を有することは、例へば百箱の需要が生じた場合數ヶ所から注文せらるゝ爲めに數百箱の需要が起りたる如く誤認せられ、その間徒らに競争が行はれるのである。勿論商略上或程度の取引先と連絡を取り置くことは必要ならんも、餘りに不統制なる亂賣は單に輸入業者に競争販賣を利用せらるゝのみなれば、その間の事情を充分研究して適當の方法を講ずることが必要と思考さる。

改善策

品質上に關しては光度、耐久力、電流の消費關係等に就き充分なる研究をなし缺點を改めると共に、製品には

海外市場に於ける本邦品の狀況(英領印度)



凡て製造業者特定の商標を記入してその品質を保証し責任を以つて販賣することが必要である。歐洲製品は當該製造會社が自己製品の品質を保証し、消費者の信用を得て販賣を確立せんが爲めに必ず特定のマークを附して宣傳に努めてゐる。然るに本邦業者の多くは商標に對して甚敷く無關心なるのみならず、一般に安物本位の取引を主とせるが故に、反つて商標の使用を嫌忌し特に無印又は出鱈目のマークを附して送付するもの多きを占めてゐる。斯かる有様にては今後の發展心細き次第なれば一面に於て品質の改善に努力すると共に出来るだけ商標に依つて製品の宣傳を計ることが將來の進出上効果的と思ふ。

因に本邦業者中には印度市場に於て高級品の販賣不可能なるかの如く思惟せるものもあるも、事實は前記統計に示通り本邦品より數倍高價なる歐洲製品が遙かに多量の需要を有してゐる。従つて將來強固なる販路を獲得せんとするには品質本位に精進することが最も肝要である。

需要者の嗜好其他留意すべき事項

- ヴォルテージ 二一〇又は二二〇
- 口 金 ベヨネットキヤツプ型 但し大型三〇〇ワット以上のものはスクリュー式を用ふる場合が多い
- 型 状 タングステン球は楕圓型透明球多く、瓦斯入球は丸型にして艶消、透明球

第四節 本邦品の將來

印度は近來地方に於ける電氣事業著しく發達して、相當邊鄙なる片田舎に於ても電燈を用ゆるもの増加したる爲め、茲

數年間本品は漸増の傾向を辿り昭和四、五年頃に比較し三割内外の増加を示してゐる。今後に於ても尙充分發展の餘地ありと思はるゝが故に品質に注意して消費者の信用を得るに於ては相當の需要増加を期待し得ること勿論である。

第五節 英領印度に於ける電球工業

當甲谷陀市外並に孟買附近に極めて幼稚なる家庭工業工場二、三ヶ所あれども、品質粗悪且つ生産能力低く海外輸入品との對抗不可能にて全く問題とするに足りない。

(昭和九年八月日印協會甲谷陀日本商品館報告)

10、漆 洲

第一節 需 給 状 況

漆洲は從來國內生産なかりしを以てその需要の全部を外國に仰いでゐた。古くより市場に優越の地歩を占めて來たのは特惠關稅を利用する英本國で(時々關稅の改正あり特惠率必ずしも一定でないが一般從價四割の場合特惠無稅、一般一割度に)、之に次ぎ古い信用と販路とを獲得して居るは和蘭のフイリツプス製品で、試に一九二二—一九二三年(二三年六月末に終る年度)に於ける輸入額を見るに、その總額三十三萬八千餘、うち十七萬三千餘は和蘭にして爾來一九三一年に至る迄兩者共その輸入を漸

海外市場に於ける本邦品の狀況(漆洲)



増し一九三〇—一九三一年度には輸入總額五十二萬二千磅の中、英二十四萬一千磅、和二十一萬一千磅となつてゐる。この間に處して米國 G. E 亦地盤の擴充に努め一九三〇年度(六月終以)五萬一千磅、一九三一年度二萬六千磅の輸入を見てゐる次第であるが、本邦品は當初到底之等に匹敵すること能はず、一九二七年迄は二百七、八十磅を出づることなかりしも、國內電球工業の發達と爲替安とにより一九三一年以降急に増加を見、一九三一年度及び一九三二年度には夫々六千三百六十二磅、一萬二千二百七十二磅の輸入を見、前年六月に終る年度に於ては二萬磅に及び、而も輸入價格低廉の爲め、數量は何れも三百萬個に及び他を壓するに至つた實情で、尙之等各國品間に伍して歐洲大陸各國品(埃智等)之に介入市場漸く競争の熾烈化を見るに至つた。この情勢に對處する爲め一九二九、一九三〇年の交、豫て當市場に勢力を張つてゐた英、和、米等當業者間に現地製造工場の創設に依る他系統社品の排撃を爲す計畫が實現されるに至つたのである。

同社は "Electric Lamp Manufacturing Company Ltd. (Australia)" と稱し株主は "British Thomson-Houston Co., Ltd., Philip Glass-Lamp Works Ltd." 及 "General Electric Co., Ltd." の三社及び之等各社の系統に屬するものにして、公稱資本四十五萬磅(土地、建物七萬一千磅、機械九萬磅の由)で、その系統社製品が濠洲市場に一九三一年當時約七割を占め居る事實に徴し、今後全需要に應ぜんと努力してゐる。然れども原料は殆んど全部輸入に仰がざるべからざるの事情にあり、生産費著しく高率にて同社關係社間に於ては常に國內製造工業發展に藉口し、高率保護關稅設定方を暗躍し居る模様にて一九三一年同社の主張に依り電球輸入税に關する關稅審査會の審査があつた際の如きも、同社は從來特惠無税、一般從量税一封度に付二志なりしものを一律に八ワット乃至六五ワット各一個に付一志六片、右以下を同九片、右以上を同二志となすべし

との主張を固執したが、併し右は從價一五〇%乃至三〇〇%に相當する趣にて純然たる禁止税であつたのみでなく、一方獨占と消費者負擔の増大との弊ある點より同審査會の容るゝ所とならなかつたが、尙且つその税率を一般從量四志、特惠從量二志に引上ぐることに成功、この税率の増大と同社國內製造とは相俟ちて輸入品に重壓を加ふるに至つた次第で、一九三二年度迄毎年額五、六十萬磅の輸入を見たるものが一九三三年度には八萬二千磅、一九三二年度には九萬四千磅と激減せる實情にして、前記の如き大資本の背景を擁し現地生産及び市場の獨占は着々その途に着きつゝあり、本邦品を含む輸入品の前途は樂觀を許さざる情勢である。

尙、前述 Electric Lamp Manufacturing Co. は一五〇〇ワット以上の電球、活動寫眞用トーカーランプ等特殊品を製造せず、前述の電球は需要の大部分を占むる普通家屋建物用のものである。又同社は工場を Hamilton Newcastle, N. S. W. 27、事務所を No. 7, Wynyard Street, Sydney. に置き、製品は Philip, Mazda, Siemens, Condor, Edison, Osram 等のマークのものである。

輸入税は用途品種の差別なく一律に從量税で特惠一封度に付二志、一般四志、プライメージ税從價一割、尙日本品に對する課税方法としては別段特殊の取扱あるを見ず。但しその著しく低廉なる市價が豫て市場に盤踞し居たるフィリップス G. E 等に對する脅威となれるは各國市場に於けると同様で、從來本邦品及び他系統製品(Osram Lamp Works Ltd., London)を始め各英國品及び埃智産品等に對しては、自系統品の品質優秀を宣傳對抗し來れるも、客年來本邦品のみに對しては不當廉賣の聲を大にし Customs

Tariff (Industries Preservation) Act 1921 — 22 に據る適當措置方提唱、現に客年中既に關稅大臣より關稅審査會に審査方命じたる

海外市場に於ける本邦品の狀況(濠洲)



事實がある。然れ共今日の處本邦品に對してのみの特殊課稅率なし。

尙、市場販賣値段は、前記系統品比較的高く一志六片—二志九片、その他は十一片—二志、本邦品は九片—一志、輸入品にして二志以上のものもあるも、系統社品との對抗困難なるもの、如く一般に系統社品は品質優良にて耐久力、電熱消費等他より經濟的なる如く認められ格安品に對抗し居るのである。

第二節 電球の輸入状況

最近四ヶ年間年別輸入額及主要輸出國別輸入額

(單位英磅)

年 度	總 額	主要國及その輸入額	主要國及その輸入額
一九二七—二八	五七五、四七六	英 二九九、五六三	和 一八〇、五七八
一九二八—二九	六六四、四二二	英 二九六、三九六	和 二五一、六九四
一九二九—三〇	六三八、四八五	米 五一、四〇六	日 四、三八九
一九三〇—三一	五二二、〇〇〇	米 三三九、三七八	和 一九八、三九六
一九三一—三二	九四、五七六	英 二六、二〇一	日 六、三六二
		米 一七、一六八	和 二一一、九〇六
		日 一〇、五七九	日 一二、二七二
			和 四一、四八五

一九三二—三三年度輸入額

(イ) 二〇「ヴォルト」以上(瓦斯入)

國 名	數 量	金 額	國 名	數 量	金 額
英 國	二四三、一三八	一四、五八五	日 本	一、二二一、九一五	二、七三二
日 本	一〇七、二八〇	八〇三	其 他	三八、五六二	一、〇五三
米 國	一、六〇二	七九七	其 他	七、六四七	三一一
計	三九九、四〇八	一九、九五〇	計	一、六一〇、九八八	八、九三一

(ロ) 二〇「ヴォルト」以下

國 名	數 量	金 額	國 名	數 量	金 額
英 國	一六三、一九六	二、九六四	日 本	一、二二一、九一五	二、七三二
和 蘭	七七、五〇八	一、二八六	其 他	三八、五六二	一、〇五三
其 他	一〇九、八〇七	八九六	計	一、六一〇、九八八	八、九三一

(ハ) 二〇「ヴォルト」以上

國 名	數 量	金 額	國 名	數 量	金 額
英 國	三三四、〇六三	一五、三五〇	加 奈 陀	二一	一
日 本	二、〇六〇、一四〇	一一、二六九	和 蘭	七、八一五	七九六
米 國	一一、二一五	四五二	其 他	四〇、九四九	九一二
計	二、四六〇、二〇三	二九、七八〇	計	四八、七九一	一、〇五三

(ニ) 右に含まれざるもの

英 國	一七、四七八	一、〇五四	其 他	一六、五〇三	二一〇
計	三三、九八一	一、二六四			

(ホ) 電球一般

海外市場に於ける本邦品の状況(濠洲)



大阪の電球工業

英 國	二四八、七八九	加 奈 陀	三、七〇二	一三五
獨 逸	五、一五〇	智 利	八、七五〇	九六
其 他	七、六〇九	日 本	一、二二二、六九三	六、八四六
	五四、四八五	米 國	三六、四〇八	六七九
	八一〇	計	一、五三四、三九六	二一、三三三
			四九	

(註) 右表(二)中、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の各項は一九三二年十月一日より計數、(ホ)は一九三二年七月一日より九月三十日迄の數にして、後者は前者の如く種類別とせざる總額である。(昭和九年九月在シドニー帝國總領事館報告)

一、佛 國

第一節 本邦品と外國品との競争

電球はその用途に依り照明用、無線用、其他工業用(電球抵抗に使用するもの)の三種に分たれ各々その特徴を異にす。從來佛國に輸入せらるゝ本邦産電球は多く五グラム以下の照明用のもの、即ち普通豆電球と稱するもの及び瓦斯ランプと稱するもの、二種に過ぎぬ。此種以外の電球は禁止同様の輸入制限を受け、目下の處輸入見込無し。佛國に輸入せらるゝ本邦産電球は一般に劣等品多く、殊に瓦斯ランプの如きは甚だ不評を蒙り、佛國産に壓倒せられ居る有様である。豆電球に就いても一九三二年佛國に於ける主なる電球會社は工場を設立し本邦品と對抗せんとしつゝあるが、小賣値段に於て日本品よりも更に二割方高く、又獨逸品は品質均等にして遙かに優等なるが故に、本邦品にして更に品質上の改善を圖り均一品を

撰擇するならば、獨逸品に劣ることは無いであらう。

第二節 需 給 並 取 引

本邦品は大體に不眞面目にして且つ經濟的に不確實なる商人に依つて取扱はれつゝある狀況なると共に、本邦に於ける大商社は豆電球を輕視し、之を取扱ふことを好まざる傾向あるは遺憾である。取引方法としては沖渡(C・I・F)となすことを絶対條件とし、コンタンジャンの問題ある今日それ以外の方法は頗る危険である。

**需要品の種類** 品質、體裁に於て常に變遷あるも從來「猫の目」と稱する金鍍金のもの需要多かりしも、今日はハーフ・オパールと稱する銀鍍金のものにて二ヴオルト半より三ヴオルト半のものは賣行が多い。

**需要時期** 佛國に於ては十月より三月迄の間を需要季節とするを以て、小賣商人は十月初旬より十二月中に仕入を爲し更に二月中旬に到りその不足を買込むを常とするが故に、卸商は九月中旬に荷物の引渡を受くることを求む。従つて輸入商は八月中旬より八月下旬の間に於て商品を輸入する必要があるを以て、その時期に間に合ふ爲には四月より商談を始め遅くも五月中旬に注文を發せねばならぬ。

**卸及小賣値段** 卸値段は大體原價の三倍見當(税金、運賃は原價の二倍)と思はるゝも、正確なることは詳かでない。小賣値段は各商店に於て同一ならず、元來此種電球は低廉なる品なる故、僅かの差に對して顧客は餘り問題とせず、且つ巴里に於てはその區域又は商店の大小により多少の差あるも、一個一法五十仙乃至六十仙の見當である。

海外市場に於ける本邦品の狀況(佛國)



代金決済方法 沖渡を以て賣渡條件とし船積書類引換にて代金支拂を受くること最も安全にして、特別の場合を除きこの方法に依ること能はざる取引は危険を伴ふ虞がある。巴里に於ける輸入商と卸商との間に於ける代金決済は、商品引渡し月の月末より起算して三十日以内とす。又卸商は小賣商に對し三十日間位のクレジットを出す習慣がある。

### 第三節 本邦品の缺點

品質上の缺點 本邦品は全體より見る時は品質不均等なる上に粗悪品を混入するもの多し。即ち球と捻との附目不正確にて捻込の出來ざるもの、ハンダ附不完全、石膏の喰出、體裁悪しきもの、抵抗線の非常に弱きもの、又は充分附着せざる爲め點火せざるもの、ヴォルターデの異なるものを混同する等使用に堪えざるもの一箱中三分乃至五分に達することがあつて甚だ悪評を招きつゝある。

#### 取引上の缺點

(イ) 賣込の方法に就いては既に當地に於て相當信用ある商店と取引關係あるものは別とし、充分信用状態を調査したる上取引を爲すことが必要である。徒らに販路擴張を焦り不徳義なる商人の爲めに意外の損失を招くことも尠くない。

(ロ) 荷造上特別に注意すべきはボール箱の卵色のものは頗る不評判なるに付白色のものを用ふるを要す。現に佛國通商株式會社の如きは特別の箱を造り、之を詰換へたる爲めに大いに好評を博しつゝある。ボール箱は包装物として別に課税せらるゝを以て、可成輕き材料を用ひ、又木箱は更に堅牢にする必要がある。

尙佛國に輸出するものに對しては總て佛蘭西語を以て記入し、例へば“Fabrique du Japon”は電球の金具にも必ず記入することを要す。又木箱には上(Haut)、下(Bas)の記號を記載し置くことは取扱上便利である。

撰別の要 従來佛國に輸入せらるゝ電球は上、中、下等品を混合するもの多く、其儘販賣すること能はず、更に之を分類し包装換をなす必要あるに付、特に均等品を撰擇することに注意を要する。(昭和九年九月在佛日本大使館報告)

## 二、埃 及

### 第一節 本邦品と外國品との競争

埃及市場に於ける本邦製電球は最近異常なる躍進振りを呈して居る。即ち一九二九年頃迄は殆んど輸入を見たることなく、その後只試験的に極めて少量の取引が行はれ居たる位にて、數量價額は埃及大藏省輸入統計表に就いても適確に知るを得ざりしが、一九三一年に於て數量二千三百五十九疋、價額一千五百七十三埃及磅(以下埃及を略す、一埃及磅は現)の輸入を見たることが統計表に現はれた。尤もこの數量價額を同年の埃及輸入總額に對照するに數量に於ては僅々三分五厘、價額に於ても三分に相當したが、一九三二年に於ては數量六千二百七十七疋、價額二千七百四十磅と増加し、更に一九三三年に於ては數量一萬三千七百五十七疋、價額四千七百七十四磅と一躍激増した。之を一九三一年に於ける輸入額に對照すれば數量に於て約六倍弱、價額に於て三倍強に相當し、又埃及輸入總額に對照すれば數量一割九分弱、價額一割強に相

海外市場に於ける本邦品の狀況(埃及)



當し、更に一九三四年自一月至六月半ケ年間の輸入額數量八千七百十九疋、價額三千百八十磅を示し、短期間に於て實に急激なる増加を見た譯である。

從來埃及に於て需要せらるゝ電球の供給は和蘭製品斷然首位を占め、獨、塊、匈品之に亞ぎ、英、佛等の製品も加はりて競争し居たが、最近は前述の如く本邦品が急に擡頭したると、英、獨製品が相當増加したる爲め、塊、佛製品に振はざる状態となりたるも、和蘭製品は依然として増進を續けて居る。その趨勢は左表に示すが如く和蘭製品は數量に於ても價額に於ても常に首位を保持し、本邦品は一九三一年に於ては數量價額共に第七位であつたが、一九三三年に於ては數量に於て第二位に躍進し、價額に於ては第五位を占めて居る。この急發展は本邦品が格安なるによつて得られたものとする見解も一面の眞理であるが、無統制なる輸出入業者の安値競争引受が結果して居るもので、屢々品質に關し苦情の頻出するものあるに鑑みるも、尙將來永續性があるか否やを憂へしむるものである。近頃内地に於てもこの點に氣付き、輸出統制を施行した趣であるが、品質を向上して保證品を競争諸國に比し格安に供給することが出来れば更に一層の發展を期し得ると思はる。

埃及一般電球輸入額

(單位數量正味疋、價額埃及磅)

國	一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年一月一六月	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
英國	四、七六六	四、〇四五	二、三六三	八、三四八	九、三六二	六、三六二	八、〇六六	四、一七
獨逸	九、八七六	八、五五三	三、六九〇	二、八五五	六、七三三	五、〇七	四〇	三三一

國	一九三一年		一九三二年		一九三三年		一九三四年一月一六月	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
佛蘭西	三、九五六	三、八一三	二、四七六	二、五七〇	三、七〇〇	二、八七一	九七	八四
獨逸	八、六五五	七、八三四	二、六六六	二、八〇〇	六、〇七九	四、八六	三、二五	二、五三三
和蘭	二〇、三四四	一五、四四四	一五、三三〇	一〇、九元	三三、三一一	一五、六三五	一一、三三〇	七、六〇九
匈牙利	八、八七七	五、六三三	五、七七七	三、七三三	五、四九九	三、七九八	四、八三三	三、二七
日本	二、三三九	一、五七三	六、二七七	二、七四〇	一三、七五七	四、七四四	八七九	三、一八〇
其他	八、六六六	六、〇六六	六、四七七	四、七五五	七、〇三九	四、一八六	二、四〇七	一、四〇五
合計	七〇、三九	五三、三九	四〇、六八	三六、八七	七三、三九	四七、五六一	四〇、七九七	三三、二四

年	數量	價額
一九三二年	一、六七八疋	六、七四六埃及磅
一九三三年	二、六七二	七、九五八
一九三四年(一月一六月)	一、五一九	四、四九三

第二節 取引状況

需要電球の種類と値段 當國に輸入せらるゝ電球の種類は家庭用、裝飾用、自動車用、懐中電燈用その他大商店、料理店等に於て使用する大型もの或は特殊のもの等種々あるが家庭用電球が最も多いことは云ふ迄もない。

ハウスホルドランプ、當國に於ては都會に於ける使用電壓は一一〇ヴォルトその郊外は二二〇ヴォルト又は二一〇ヴォルト、郡部地方は主として二二〇ヴォルトで何れも交流である。而して瓦斯入も相當の需要はあるがバクームが最も多く海外市場に於ける本邦品の状況(埃及)



用ひらる。色はクリーヤものが多く、オパールものは二割五分見當を占めて居る。口金は Swan Base もの多く、スクルーものは需要が大でない。燭光は一五、二五、四〇、六〇ワットが通常に使用せらるゝものであるがそれ以上のものも相常用ひらる。本邦より輸入のハウスホルドランプは大部分バクームで殆んど一五乃至六〇ワットものに限られて居る様である。最近の輸入値段は百個に付 C・D 十四志二片乃至六片見當である。瓦斯入はバクームよりも良質なるには相違なきも値段はバクームより二、三志高きを以て需要は比較的少い。因に電球に對する輸入税率は正味一疋に付ラヂオ用五〇ピアストル、その他一般一五ピアストルである。但し直接包装物たる紙及び厚紙の重量を含む。

(註) ピアストルは現在爲替相場約十七錢見當。

現今當市場に出廻る本邦品中には Atlas, Orient, Ferix, Felix, Starr, Sola 等當市取扱商人の要求により附せられたブランドものが多い。之等は卸値百個に付百六十五乃至百七十ピアストルにて小賣販賣店の手に渡り、小賣店は之を一個二ピアストル半位にて販賣して居る。競争品としては和蘭の Philips 尤も優勢にて獨逸の Osram 奥の Tungram 英國の Mazda 又は Crompton 等であるが、Philips 及び Osram は四ピアストル半乃至五ピアストル、その他は四ピアストル乃至四ピアストル半にて小賣せられて居る。但し之等の C・I・F 値は明確に知るを得ざるも相當高値である。特に安値好みの當國に何故之等の高値物が相當多量に消化するかと云ふに之等の製造會社は輸出入業者を統一して同業者同志の無謀競争を禁じ、取扱人の利益を多くして一種のチェーンを作り、廣告宣傳にも絶えず相當の金を使用して居るからである。本邦品は之等歐洲品に比しては頗る安値なるが最近アレキサンドリヤ市に於て創設された電球製作場製品 "Nava"

が小賣値一個二ピアストル半にて賣出され、宣傳廣告も亦盛んに行はれ居るを以て、茲に値段に於て所謂國産の大競争品が現はれた譯である。尤もこのア市の電球製作場は一日五千個を製作し得る能力はあるも現在では一日二千個を産出する位にて且又獨逸その他歐洲より各部分品を輸入し、之を同工場に於て所謂組立てる程度のものにして品質は本邦品に比し稍劣るとの事なるを以て、現在では歐洲製品又は本邦品に對して大なる競争は到底困難なるべしと一般より見られて居る。自動車用電球、埃及國內に使用せらるゝ自動車は自家用車、タクシー、ローリー、バス等何れも輸入品なるが、主として米、伊、英、佛等より供給される。一九三三年十二月埃及大藏省統計局の調査發表に依れば、國內に於ける使用登録の自動車數二萬八千六百三十九臺にて、自家用車の數その大部分を占めて居る。而してその種類は三十五種位あるが、就中 Ford, Fiat, Chevrolet Morris 最も多く使用せらる。即ちフォード五千九百五十臺、フキヤット四千四百七十七臺、シボレー四千八百八十一臺、モリス一千四百三十七臺にてその他は何れも千臺以下である。之等自動車用に供せらるゝ電球類も亦相當多額輸入せられ、之亦 Philips, Tungram, Mazda その他多種のブランドが使用され、就中 Mazda の賣行良好なりと云ふ。近年本邦よりも相當數量の輸入を見るに至り、當今 Alps, Mistr, Crown, Champion, Stancey 等のブランドが販賣されて居る。

自動車用電球は六一八ヴォルトのもの最も需要多く、一二一・一六ヴォルトのものも多少使用せられ燭光は二一乃至五〇のものが多い。ヘッドライト球は普通長さ二吋四分一、直徑一吋四分三、趨波状のもの、テールライト球は長さ一吋八分三、直徑四分三のもの需要が多く、テールライト球はダブルコンタクトよりシングルコンタクトの方が賣行が良いと云ふ

海外市場に於ける本邦品の状況(埃及)



色電球、豆電球、懐中電燈用電球、當國の祝祭日には諸官衙、銀行、會社、大商店、ホテル等は必らずイルミネーションを以て種々なる裝飾を施す習慣はあるが、近年は一般に不景氣の爲め、この催をなすもの漸減し、この方面の需要電球は著しく減少したる模様である。又ダンスホール、飲食店、コーヒー店等も夜間常に色電球を使用して居るから、多少の需要はあるが、近來この方面に於てはネオン・サインを使用するものが増加した。懐中電燈は都鄙を通じ一般に使用せられその電球類は相當需要がある、普通三ヴォルト半、一五<sup>m</sup>/<sub>m</sub>のものが最も賣行良好なりと云ふ。以上各種電球も近年本邦より多少輸入せられて居る。

取引の経路と代金決済方法 本邦品はカイロ市又はアレキサンドリア市に多數存在する輸入仲介業者の手に依り一定の手數料を以て取引せらるゝのが通例である。而して最近では本邦品相互間の競争上の一對策として將又歐洲品に對する競争上の對策として本邦品を取扱ふ當國輸入仲介業者は何れも本邦製造家又は輸出業者と契約し、自己取扱品に對して特にブランドを定め、或は既に當國に於て登記し居る自己ブランドを附けしめて當市場に賣込むこととして居る。本邦品の輸入取引支拂條件は信用狀發行を原則とすれどもD・P三十日拂の場合が多く、D・A支拂條件は苦情を惹起し易き恐あるを以て用ひられない。要するに現今本邦品は市場に於て相當の需要あり、品質も値段格安なる割合には良好と認められ、破損又は粗製品混入等の苦情も漸次減少し、輸入仲介業者及び一般需要者間に於ても大體満足されて居る模様である。

### 第三節 本邦品の賣込方法とその將來

本邦品の競争品としては前述の如く Philips, Osram, Tungram, Mazda 等であるが、之等は世界的に著名なるブランドにて當市場に於ても古くより堅固なる地盤を有して居るものである。而して之等の製品は何れもその製造會社の出張所又は特約代理店によりて輸入されて居るが、之等の出張所又は特約代理店は埃及又は近隣諸國に對する販賣總元縮として各地に於ける小卸商或は小賣店と取引し、常に各種の電球を在庫し、迅速にその需めに應じて居る。尙又宣傳廣告等に對して不斷相當大なる犠牲と努力を拂ひ、支拂條件等も相當長期の取引を許し、小賣商に對しても三ヶ月乃至四ヶ月位の信用取引をなし、破損品等に對しては無條件引換の便を計つて居る。

斯の如く歐洲の著名電球會社は自己の出張所或は特約代理店に依りて當市場に賣込んで居るが、その賣込品のブランドは決して改稱せず、一定不變である。出張所を有せずして特約代理店を有する電球會社は何等かの事情に因りてその特約代理店と取引解除する場合が発生しても適當なる他の總代理店を撰定することとし、自己賣込品のブランドには變化を及ぼさず、何れにしてもその總代理店と取引先の卸商、小賣商を督勵して販賣の増進に努力し、會社自身は元より、代理店小賣店と共に利益の上ることに努めて居る。故に歐洲製品の賣込品は相當高値を支ふる必要あるべしと思はるゝが一方代理店、卸商又は小賣商に於ても世界的著名のブランドを有する商品にして宣傳廣告も遺憾なく行はれ、ブランドの地盤も堅牢となり、一般需要者も満足して居る商品を取扱ひ、而かも相當の利益を得つゝある以上、止むを得ざる事情の無き限り、それを捨て、他の新規ブランド品の販賣に轉ずるが如きことはなからう。斯くの如き事情にある關係上、歐洲の著名電球會社に於ては一旦決定したる代理店とは容易に取引解除するが如き場合は發生しない。

海外市場に於ける本邦品の狀況(埃及)



因に前記歐洲著名電球の取扱ふ出張所又は代理店は左の如し。

"Philips"	Agent: Giacomo Cohanca & Fils,	Cairo.
"Osram"	Agent: Siemens Orient S. A.	"
"Tunggram"	Office: S. A. Tunggram,	"
"Mazda"	Agent: The British Thomson Houston,	"
"Crompton"	Agent: Thos. Cook & Sons,	"

然るに本邦品の製造家又は輸出業者は自己特有のブランドを以て一の代理店を定め、之に依りて賣込みつゝあるものあれども多數の取引先と同時に自由なる取引を行ふものも多い。故に當國の輸入仲介業者にして本邦業者と取引を開始しその製品の販路擴張に努力し、幸にして相當賣込に成功したりと思ふ頃にはその本邦業者は當地の他の輸入仲介業者とも同一商品の取引を開始することあるが、この場合前者は自己取引上の權益を大に削減せられ、賣込開始に盡力せる折角の努力も水泡に歸する場合が多い。依つて最近では本邦品を取扱ふ當地業者中には自己の取扱品に對するブランドを撰定して之を當國に登録し、このブランドを附することを本邦の製造家又は輸出業者に要求して居るものがあるが、本邦側はその取引高の多少に不拘、容易に之に應じて居る模様である。この方式は當國に於ける本邦品輸入仲介業者が販賣上自己の權益を擁護する爲めには大に効果あることなれども、本邦業者はこの取引先と何等かの事情に依りて取引中止の場合に至らば、折角相當賣込みたるブランドを失ひたる上、他の取引先を求め、更めて他のブランドに依りて賣込む手段を講ずる必要が発生する。何んとなれば當國に於ける本邦品輸入商中には相當資産もあり、當市場間有力なる商社なきにあらざ

るも、大體は各種商品を取扱ふ中流以下の輸入仲介業者が多く、電氣器具専門業者としては稀にして單に本邦品は値段格安にて現今當國の需要に適合し、販賣容易なるを以て取扱ふもの多き状態にて、何時にても他の本邦業者と取引を開始することが出来ると同時に、多數の本邦業者より出来るだけ安値に買入ることも出来る地位にあるものが多い故である又一方本邦業者に於いても歐洲電球會社の行ふが如き、自己の費用を以て自己特有のブランドに對する宣傳廣告等をなすもの殆んど無く、單に可成値段の低廉を以て取引の増進を計ると云ふ有様である。而して本邦業者は容易に當地の取引先を變更し得るも、永年に亘りて一定のブランドを賣込むのに不利の立場にある場合が多い。

本邦品は斯くの如き取引状態にある關係上、他國製品よりも安値なる場合に於ては販路に擴張維持は出来るも、一度他に本邦品よりも格安にして同様なる製品が當市場に現はれたりすれば、その地盤を失墜することゝならう。幸にして最近本邦に於ては電球製造販賣統制の目的達成上、日本電球工業組合聯合會等が設立せられ、輸出統制の實行せらるゝに至り、この統制による時は品質等の優良は充分保證せられ、輸出値段は從來よりも約三割高となる旨本邦業者より當地各取引先に通達ありたる由なるが、當地業者中にはこの結果今後は本邦品値段昂騰すべく、若し餘りに値上りする場合は前述の所謂國産 Nava の値段よりも高値となり、Nava の販賣擴張上に好機を與ふることゝなり、本邦品は之が爲め或は需要の減退を來さざるやと憂慮するものがある。要するに本邦品は埃及に於ては現在の處、爲替相場の關係も重大なるには相違なきも、値段格安なるを以て先進歐洲諸國品の激烈なる競争圈内に於て販路を獲得し、短時日に異常の躍進をなしつゝあり、品質に於ても一般に大體満足せられ居る事情等より見て、埃及電球製作工業が現状の如き程度であり、又今

海外市場に於ける本邦品の状況(埃及)



後本品に對する輸入關稅引上等の障害も發生せざる限り、本邦品は最近に於けるが如き進展の狀勢を辿ることも出來、尙々發展の可能性もあるべしと思はるゝが、その發展の著しき丈け已に本邦品取扱業者間の競争所謂同志打の競争が伴つて居る斯くては折角今日迄賣込める地盤を自から破壊することゝなるを以て、本邦當業者間に於てこの點特に留意、眞に良質廉價を認めしむる様努め、互に堅實なる條件の下に取引を持續せば、將來一層の發展を期し得ると思はる。因に當市場に出廻る本邦電球中知られたるブランドとその取扱業者は左の如し。

"Atlas"	K. Tchakedjian,	Cairo.
"Orient"	Orient Trading Co.,	"
"Felix" - Forte & Zaccari,	"	"
"Felix" - J. S. Sasson,	"	"
"Star" - Joseph Levy,	"	"
"Sola" - Y. Sulahian,	"	"

(昭和九年十月日本産業協會カイロ商品館報告)

### 一三、南阿聯邦

#### 第一節 本邦品と外國品との競争

南阿聯邦には電球の生産なく當國市場に於ける電球は、左記輸入統計表の示す如く主として英、和、澳、洪、日、獨、米、チエツコ等の製品であるが、その内英、和、米等の製品は高級に屬し、主として本邦品と競争の立場にあるものは澳、獨、チエツコ等の製品である。而して當地市場に於ける現在の小賣値段は家庭に於て普通多く用ひらるゝ五〇ワット乃至一〇〇ワット位のもは一個に付英、和製品、一志乃至二志見當、澳、獨製品九片内外にして、本邦品は六片見當と云ふ格安なる爲め、本邦品の需要相當あるも、耐久力弱く試験の際にすら往々フキラメントの焼破する場があること及び首取付の不完全(石膏の練り及び充填不充分)の爲め硝子球の部分と取付口の部分と分離し易く、當館の調査せる卸、小賣商等は何れもこの二點に付口を極めて非難し居り、右缺點さへあらざれば假令今少しく高價なるとも賣行益々増加し、英、和品をさへ相當驅逐するの見込があるとのことである。一九三二年及び一九三三年に於ける當國電球輸入額は左の通りにして、數量の計數あらざるも之により當地市場に於ける各國製品の競争狀況に關し大體の趨勢を知ることを得られる。

南阿聯邦電球輸入額		(單位磅)			
國名	一九三三年	一九三二年	國名	一九三三年	一九三二年
英	六四、一九四	五、三六〇	洪	四、三九七	三、五〇六
和	三、七六四	二七、四八四	チエツコ	三、六〇五	三、九〇四
澳	一〇、〇四四	九、〇九四	白耳	二、一七	二、四九〇
日	七、一〇一	二、五八	其他	六八	一、四七
獨	六、四九六	七、七三	合計	一四、一四〇	一四、一〇四
北米合衆國	四、七三四	七、〇〇〇			

海外市場に於ける本邦品の狀況(南阿聯邦)



第二節 取引状況

需要品の種類 當聯邦に於て需要せらるゝ電球の形は、主として西洋梨型、取付口は Swan fitting 又は Bayonet fitting と稱する挿込式のもの（即ち Edison 式の如く螺旋式でなく電球の取付口に）、ヴォルトは主として二二〇乃至二三〇ヴォルトのもの（田舎の小なる町にては一〇〇）、燭光は普通五ワット以上二〇〇ワットに互るも、最も需要多きものは都會に於ては五〇乃至一〇〇ワット、田舎に於ては五〇ワット以下一六ワット迄のものも可成り需要せらる。

需要の時期 年中大したる差別なきも何れかと言へば冬期（當國の冬期は四月乃至九月）に需要が多い。

卸及小賣値段 卸賣値段は一打に付一〇〇ワット以下のもの三志六片乃至四志半位、それ以上のものは大體その倍額で小賣値段は一個に付六片内外（百燭以下）とし、この百燭以下のものは燭光の大小により大した値段の差はない。

取引の経路

（イ）輸入の経路は（A）當聯邦内輸入商が直接本邦の輸出商又は製造家より輸入するもの、（B）輸入商、卸賣商、小賣商（均一店、百貨店、時）が當聯邦内に於ける代理商（シヤロコ本邦輸出又）を通じて輸入するもの、（C）輸入商、卸賣商、小賣商が當地に於ける本邦商社（三井物産、ミカド商會、横濱シルク、ハウス等）を通じて取引するもの、（D）當聯邦内の輸入商、百貨店等が仕入人を本邦に駐在出張せしめて輸入するもの等がある。

（ロ）輸入者より小賣者に至る迄の経路（A）輸入者より小賣商に直接取引さるゝ場合と、（B）輸入者より卸賣商の手に入り更に小賣の手に入る場合と、（C）均一店、百貨店等の如き大規模の小賣商がそれ自身輸入者又は卸賣商たることある場合との三種がある。之等均一店、百貨店は暫く措き前二者の場合に於ては輸入者より卸賣商又は小賣商に對し、又卸賣商より小賣商に對し何れも直接現荷に付取引するか又は輸入商又は卸賣商が自己の賣子をして見本（現荷より引扱）を持つて各顧客先を巡訪注文を取らしむるか或はサーキュラア、カタログ等により通信販賣をなすものなるかの三者の中、賣子の顧客先巡訪が最も普通である。

代金決済の方法 本邦と南阿との貿易尻決済は、凡て倫敦を中心として行はる。本邦より當地への輸出貨物に對する荷爲替手形は、單に取立手形として當地銀行を通じ荷受主の引受又は支拂を受くるものとす。而して取立銀行は本邦銀行の指示により倫敦に於ける本邦銀行の支店又は出張所に送金する。即ち本邦と當地間に於ては倫敦經由による決済方法が行はれ居るものである。然れども本邦に於ける外國貿易銀行は、南阿宛荷爲替に對して夫々爲替を建て、輸出商は當地への輸出貨物に對して荷爲替手形を取組むを一般とする。即ち本邦と當國との取引決済は取立爲替手形を唯一の手段として採用せられつゝある。但し日阿間に於ける本支店間にては稀に無爲替輸出の行はるゝことあるも少額に止まる。又信用狀による荷爲替手形を以て決済せらるゝことは稀にして多くは參着拂である。一覽後三十日、六十日、九十日拂のものもあること勿論なるも中には九十日拂が最も多く用ひらる。尙倫敦に於ける Confirming House を通じて支拂をなすものもある。

海外市場に於ける本邦品の状況（南阿聯邦）



### 第三節 本邦品の缺點とその改善策

**品質上の缺點** 本邦品は外國品殊に英、和及び米國品に比し廉價にして品質も亦之等に劣るは止むを得ずとなすも、既に述べたる如き缺點あるに於ては假令廉價なりと雖も買手に於て本邦品購入の不利益なるを認むるに至るであらう。右に關し一有力均一店支配人の如きは、顧客に對し本邦品の缺點をなしたるに三個迄々と焼破し汗顔せることがあり、以來本邦品の價格誘惑的なるも註文を差控へて居ると語つた。

**取引上の缺點** 本邦輸出業者間の競争により安値續出し取引に不安を來すことが多い。右は本邦の何れの商品に付ても同様で、當地商人間に惡評の的となり居るに付當業者に於て充分注意を要する。荷造及び發送方法に付ては何等の苦情はなく、代金支拂に關しても特記すべきことはない。

#### 本邦品の改善策

(イ)硝子部と取付口部との接合を完全にし、又排氣等を完全にしてフキラメントその他一般の耐久力を増さしむることが極めて必要である、則ち品質を改善するに於ては値段を更に高くするも賣行を増すの見込が充分にある。

(ロ)賣込上の缺點改善策としては輸出組合の統制を益々強固にし、最低値段を定むる等今にして相互競争を極力避くるにあらば將來咬胸の悔を胎すであらう。

尙、(イ)項品質の低劣なるは、(ロ)項の安値競争に因ることなしとせず、當市場の如く小賣値段極めて高價なる所に於

ては低廉を競はず相當の品質と價格を維持することが最も肝要である。斯くて本邦品は叙上の諸點に注意するに於ては將來の見込は充分ありと思考せらる。

(昭和九年十一月ケーブタウン藤村領事報告)

## 一四、ロスアンゼルス

### 第一節 本邦品と外國品との競争

從來獨逸及び佛國諸國より輸入を見て居た電球は、本邦品の輸入増加につれ漸次その跡を絶ち、最近に於ては當地方に輸入せらるゝ外國品は主として本邦品のみとなつた。従つて本邦品と競争の立場にあるは米國品である。米國の製造業者は國産品購買運動を利用し、米國品は本邦品に比し電球の生命の長きこと、電氣消費量少く而も光力強きこと等を擧げ、經濟的に米國品使用の有利なる旨の宣傳に努めてゐる。

### 第二節 取引状況

#### 需要品の種類

- (イ)一般家庭用電球 一五ワット、二五ワット、四〇ワット、五〇ワット、六〇ワット、七五ワット等
- (ロ)クリスマス用電球

海外市場に於ける本邦品の状況(ロスアンゼルス)



(ハ)自動車ヘッドライト用電球

(ニ)フラッシュライト用電球

需要の時期 家庭用電球は夏の終り頃より二月頃迄に需要多く、クリスマス用裝飾電球は秋より冬にかけての期間である。

卸及小賣値段 爲替相場の變動により多少の高低あるも、百個に付ての卸及び小賣値段は大體左の如くである。

家 庭 球	卸 價	小 賣 價
クリスマス球	三・七五	六・〇〇
フラッシュライト球	〇・八五	二・〇〇
	一・〇〇	五・〇〇

取引の経路 横濱又は神戸の輸出商—輸入商—卸商—小賣商の順序を普通とするも、輸入商より小賣商に賣る場合又輸入商が註文を受け、本邦より直接顧客へ送荷せしめる場合がある。

代金決済方法 (イ)着荷後一覽拂手形取引、(ロ)發荷支拂の信用狀付取引、(ハ)着荷後十日又は三十日の期限付支拂取引の方法あり、輸入商、卸商間の代金決済は十日乃至六十日の掛賣である。

### 第三節 本邦品の缺點

品質上の缺點 過去に於ける本邦品輸入電球は比較的エフィシエンシーに乏しく且つ短命であつた。又ベース及びフキ

ラメントの取付の中心を外れたものが多く、球内が曇を來たすものも少なくなく、一般に品質粗惡にして不揃であるとの非難があつた。

取引上の缺點 賣込方法に就ては安値賣込競争をなし品質を低下せしむるが如き缺點があり、荷造その他發送方法に就いては從來荷造に木箱を用ひたる爲め米國內に於ける運賃が高値に上つた。又代金支拂方法に就ては現在の所取り立て、言ふべき程のことはない。

### 第四節 本邦品の改善策とその將來

本邦品の改善策 從來安値註文に應じて粗惡品を輸出したる例があるが、斯くの如きは本邦品の聲價を傷つくる所以なるを以て、品質の改善を圖り少くともその標準を米國品に置き、本邦に於ける輸出検査を勵行し、粗惡品の輸出を阻止すること、又荷造は木箱よりも紙箱を用ひるを可とする。

本邦品の將來 昭和八年ロスアンゼルスに於て米國G・E會社が、邦人輸入商を相手取り提起したる電球に關する特許權侵害訴訟は未だ判決を見ざる所、右訴訟にして本邦側の勝訴となり一方完全なる統制の下に優秀品のみ輸出すること、ならば米國に於ける本邦品の將來は相當有望であらう。

(昭和九年七月ロスアンゼルス日本領事館報告)



## 一五、伯刺西爾

## 第一節 本邦品と外國品との競争

圓貨下落に伴ひ本邦品就中電球の伯國への躍進著しく、一時當市々場を獨占するやの觀ありたるも、この氣勢も當市ゼネラル・エレクトリック會社、フリッツ會社等の挑戦に依り瞬間にして沈靜するに至つた。元來當地にはG・E社、フリッツ會社、タングスラン會社、オースラン會社を以て組織する電球トラストあり、右トラストは本邦産電球と對抗する爲めG・E會社を代表社に選定し、同社より特にIDEALと稱する内國産電球の製造販賣に着手し、小賣値段一個一ミル四百レイスの廉價を以て本邦品との競争を開始し(本邦品は着價原價約一ミル二百レイス、小賣値段一ミル四百レイス内外)、一方毎日の新聞紙雜誌紙上等に於て特に日本品と指定せざるも「安物買ひの錢失ひ。安物電球は眼に悪し。劣等品は電量を浪費す。劣等品の完全なる粉砕。品を選べ。高價品は結局安くつく。」等の標題を以て、誇大に廣告し暗に本邦品の排斥宣傳に努めつゝある。是より先G・E社に於ては本邦品にして空氣抽出直管式のもの當市場に散見せらるゝや之を以てG・E社特許權侵害なりとし、我商社に抗議し來り遂に訴訟問題に立到るの懸念ありたるも、右に該當する本邦品の輸入を中止すべき理由の下に示談に解決した。此の外G・E社は内面艶消式の外無數の特許を取付け居る趣である。

## 第二節 取引状況

## 需要品の種類

實用、家庭向、ハウス・ランプ、豆ランプ、クリスマス用裝飾ランプ等各品の需要がある。

**需要の時期** 一般家庭向實用ランプは特に一定の需要期なるものなく常に需要あり、只クリスマス用豆ランプはクリスマス時期に需要が多い。

**卸及小賣値段** 其他トラスト取扱良質ランプの小賣値段は、目下の處一個二ミル六百レイス内外にして、卸値段はその三割引位なり。又前述のG・E社のIDEALのマークを有する内國品は小賣一個一ミル四百レイス、卸値その二、三割引である。而して本邦品の市價小賣はG・E社のIDEALと同値段一ミル四百レイスなるが、着貨原價は約一ミル二百レイスに當るを以て、G・E社の競争値段たる一ミル四百レイス(但し目下の處)の小賣値段を維持するに於ては、卸商は殆んど原價にて賣出さざるを得ざる現狀にして、一時一個二、三ミルにて大量販賣し得たる當時に比すれば眞に隔世の感がないではない。

**取引の経路** 取引の経路は製造業者より輸出業者、輸出業者より内外輸入商又はコミッション・マーチャントへ、而して輸入商又はコミッション・マーチャントより卸商又は直接小賣商への販賣経路を辿つて居る。

**代金決済方法** 代金決済方法は荷爲替に依りD・P三十日を普通とするも、九十日乃至百二十日以上になることがある。而して取引商は荷爲替到着後、荷爲替額面の金額を保證金として取立銀行に積立て、居る。

海外市場に於ける本邦品の状況(伯刺西爾)



### 第三節 本邦品の缺點とその將來

品質上の缺點と之が改善策及將來 本邦品の缺點は品質の粗悪の點にあり。一時他國品に比し遙に廉價なりし爲め、急激に市場を壓倒したるも、暫時にして邦品は品質粗悪にして結局安物は高價となるの聲起り、G・Eの競争宣傳と相俟つて邦品の聲價は失墜した。是れ誠に遺憾の極にして既に輸出統制の行はれつゝある今日に於ても、尙屢々粗悪劣等品が發見せらるゝ由である。G・E社製品が一個ニミル六百レイスなるも、一千時間の持続力を有するに反し、邦品は一個一ミル四百レイスにして僅かに二、三百時間或は斷線早く持久力なしと稱せらるゝに顧みるとき、G・E社の安物は高價となるの宣傳語も強ち虚構の惡宣傳に非ずして、一部眞理を存するは誠に寒心に堪えない事實にして、當業者の大いに反省すべき點である。之を要するに目下の惡質品を繼續輸出するに於ては、早晚邦品は市場より驅逐せらるゝに至るべく、要は目下の値段維持、品質の向上に邁進するに於ては、G・E社の挑戰に拘はらず、尙將來進展相當見るべきものありと思考せらる。

其他の點 現在に於ては取引上竝に荷造その他發送方法に就ては何等の缺點はない。

(昭和九年八月リオ・デ・ジャネイロ日本領事館報告)

## 一六、紐 育

### 第一節 輸 入 状 況

一九三二年の米國輸入電球總計は一億一千四百三萬六千八百十個、此價額百十六萬七千三百三十七弗で、同年の紐育港經由輸入額は六千三百五十六萬五千五百六十九個、此價額六十二萬三千六百三十弗に上り、米國輸入電球金額の五割に達する。而して本邦品は米國輸入電球總額の約九割六分を占め、輸入競争品たるべき獨逸製品の輸入額は極めて僅少である殊に一九三二年以來圓爲替下落に伴ひ本邦品の輸入は益々増加し、既に輸入電球の殆んど全部を占め居たる本邦品の地盤は更に強固となつた。本邦品以外の輸入品はネオンサイン用電球の如き特殊の構造を有するものが多く、之等は本邦品に對して競争とならぬものであるから之を問題にする必要はない。

### 第二節 取 引 状 況

#### (一) 取引系統

輸入業者又は委託輸入業者に到るまで

本邦輸出業者又は生産業者より輸入する場合、米國人買手が本邦に於て生産業者と直接に取引を爲すこと多く、この場合海外市場に於ける本邦品の狀況(紐育)



合には往々現金を見せて値を叩くので、法外なる安値を以て買付けをなす様である。現在右の取引方法によるものが、本邦品の米國輸入額の約七割以上に及んで居ると觀られて居る。斯る買付けを行ふ米國商は、主として大規模なる一〇仙均一連鎖店の如き小賣業者にして、且つ直接輸入業を営むもの又は米國に於ける玩具製造業者或は自動車製造業者の如き、自己の製品へ電球を附屬品として使用するもの等、何れも或る一定の種類の電球を大量に且つ最低價格を以て輸入せんとするものである。右の如き輸入業者の主なる者の名稱左の如し、

F. W. Woolworth & Co. 233 Broadway, New York

S. S. Kresge Co., Detroit, Michigan 369-Levington Ave., New York

Ford Motor Car Co, Detroit, Michigan

General Motor Corp, Detroit, Michigan

All Metal Products Co. (Joy) Detroit Michigan

本邦にある支店、出張所等より輸入する場合、前記米國連鎖店及び輸入業者が、本邦に於ける雜貨品の買付けを容易ならしむ爲めに一時的の出張所或は代理店を置くことがあるが、支店を常設する程の取引はない様である。

本邦に本店を有する輸出業者又は出産業者の支店、出張所等より輸入する場合、紐育に於ける主なる本邦商店にして、目下電球を取扱ひつゝあるものは、

三井物産紐育支店 350 Fifth Ave. New York

三菱商事會社紐育支店 120 Broadway New York

野崎商會 45 East 17 th St. New York

Federated Distributors Inc 28 West 25 th St. New York

等であるが、其取引振りは大體他の雜貨品と同様であつて、特に電球のみに付指摘すべきものなし。

輸入業者より卸賣業者又は小賣業者に到るまで

輸入業者は型録により卸賣業者より先物註文を取ることもあるが、大體は自己のストックとして輸入したるもの付、常備セールスマンを使つて卸賣業者を巡廻せしめ註文を取る場合で、卸賣業者よりの仕入註文申込に應ずる場合が多い。

卸賣業者より小賣業者に到るまで

小賣業者中一〇仙均一連鎖店又は百貨店の如き大規模なるものは、直接生産業者より買付け若くは輸入業者より直接仕入をなすものが多いから、卸賣業者から仕入をなすことは尠い譯である。普通の小賣業者は主として金物店であつて、而も本邦品を取扱ふ小賣業者たる金物店は大體二流處が多い。則ち一流金物店は米國製造會社と委託販賣契約を結び密接なる關係を有する爲め、其競争品である本邦品を販賣することは出来ない場合があるからである。故に本邦産電球小賣店は餘り資本金も豊でないものが多いから、自然卸賣業を頼ることとなり、従つて諸金物類共に仕入上クレジットを許與して呉れる卸賣業者を選び取引する模様で、電球専門卸賣業者は存在せざるが如し。

(二)取引機關 未だ取引機關として見るべきものはない。但し當業者は問題によりては電氣に關する左記の協會又は組合に付調査又は共同利益の促進を計ることがある。

Association of Edison Illuminating Cos. East end Ave. New York

海外市場に於ける本邦品の狀況(紐育)



(三)取引条件及商慣習

取引単位 輸入業者間にては小物即ち豆電球に付ては五萬個単位、大物普通電球に付ては五千個を以て単位とする。卸賣業者間には一定の単位なきも、通常大小電球の區別なく百個を以て単位として居る様である。

標準物及格付 標準物として別に銘柄の如きものはないが、普通點燈用即ち大物に付一等品と稱せらるゝものは、一千時間の最高燈光力生命を保證されたるものであつて、二等品と稱せらるゝものは約その半分の五百時間を保證せられるものである。豆電球即ち小物(ミニエチユア)その他の特別物にありては形態、デザイン及び色彩の均度を以て等級を決定するものである。

(註) 最高燈光力生命は General Electric 會社の検査規定によれば Efficiency 即ち Lumens Per Watt の二割方減じたる時迄に之を限定し、電球の Filament の焼切れと共に電燈力の消滅する迄の生命を云ふのではない。

契約取極の場所及方法 店頭に於て相對賣買をなすを原則とし、新規契約誘引の方法としては、卸賣は主として常備のセールスマン或は手紙を以て需要者側に接觸せしめ、取引契約は主として見本、型録或は現物を以て取極められる故、受渡品の決定も之に應じて行はれるのが常である。新規契約に際し相互の信用調査は信用狀を條件とすると否とに付相違あるも、何れにしても相當の調査を要し、その方法は他の商品の場合と同様なれば茲に詳述を省略する。

價格決定の方法 前述の如く取引系統如何により價格決定の方法に相違あること勿論なるが、輸入取引に於てインポート

オーダーの場合には C・I・F 紐育渡弗値段、ストックを以て現物取引をなす場合には、右 C・I・F 價格の上に關稅その他諸掛を含めたる紐育渡弗値を以てする。

代金支拂の時期及方法 取引信用狀態薄弱なるものに對しては C・O・D 即ち現金引換拂を用ひ、その他は一般に延拂である。而して延拂にも相手方次第にて種々條件を異にするは勿論にて、元來電球に對する延拂條件には、Net 30 Days 及び Net 60 Days を普通とする。支拂方法としては現金を以てする代りに小切手を以てするが、輸入取引に於て國際間の決済には爲替手形に據るも、この中契約條件により信用狀發行せるものと然らざる場合とがあり、その方法等は他の商品の場合と同様である。

商品受渡の時期及場所 市内の商品受渡は、買方の指定の受渡場所まで賣方の勘定を以て運搬するを普通とする。市外近傍の場合は買方の勘定にて出荷するのを原則とすれども、競争激甚の爲め種々顧客の便宜を計り、例外多く一概に之を説述することは不可能である。

數量及品質検査の方法、時期及場所 検査は受取の後に買方の適意の時期及び場所に於て行はれる。

包装方法 General Electric Co. 及 Westinghouse Lamp Co. の標準包装方法は、普通電球(大物)は一球ごとに波形ボール紙角型管に別包され、電球の型及び燭光力により多少の相異はあるが、一五燭光乃至六〇燭光迄の電球は六個乃至十個宛を紙函に入れ、更にこの函二十乃至十即ち合計電球百二十個をカートンに詰め一箱とする。

本邦品豆電球の包装は買方よりの註文に依つて相異があるが、ボール紙板に十個乃至二十個を植付けて一函に包装せら

海外市場に於ける本邦品の狀況(紐育)



る。然し近來當地市場では十個入一函の包装方法よりは、大物包装同様の別包を歓迎する趣である。別包とする場合は包装材料として一割を代價に加算することを通例とする。

運送中の危険負擔の關係 從來電球は運送中の破損率が相當にあつた爲めに、賣方は注文數量に五分を自己の負擔にて追加同送することとなり、今も之が商慣習となつて居るが、實際に於ては製造技術及び包装方法の發達せる今日は殆んど破損皆無の情態にあるので、破損埋合の追加分は結局買手の利益となること多し。尙、破損を生じたる場合に之が埋合の五分を超過したる分に付ては賣方の負擔となることがある。

違約等ありたる場合の處理その他 受渡期日の違約即ち遅延は、季節的關係により需要期を失する如き場合又は價格下落の場合には種々苦情を付け解約又は値引なきを申込むものあり、賣方は弱き地位に居る。

競争品の場合との比較 米國製電球の取引條件及び商慣習に付ては代表的なる Westinghouse Lamp Co. の小賣定價表付型録、販賣規約、委託販賣契約書式、代理店との契約書式其他を見るべし。

#### (四) 價格及其構成内容

(イ) 輸入價格は紐育渡稅金拂濟にて六〇燭見當の大物百個に付二弗五十仙乃至三弗十二仙、クリスマス用豆電球は百個に付七十三仙見當と稱せらるゝも、實際價格は區々にて適確なる標準値段の如きものはない。従つて卸賣も區々にして標準値段の如きものは判明せぬ。

(ロ) 小賣價格は六〇燭大物一個に付本邦品は八仙見當、米國品は定價二十仙なるが、米國品も本邦品同様賣値一定せず例之右二十仙の定價のものが十仙均一店にて公然と販賣せられて居る有様である。クリスマス用豆電球は本邦品は三個に付五仙、米國品は一個に付五仙見當、フラッシュライト用豆電球は大小如何により差異あり一定せざるが、本邦品は二個に付五仙の定價を以て十仙均一店にて販賣せられて居る。又同種の大は一個に付五仙乃至十仙である。

(ハ) 關稅は一九三〇年米國關稅法稅番第二二九に據り、インカンデセント電球はフキラメントなきもの從價二割、金屬フキラメント付從價二割、炭素又は非金屬フキラメント付從價三割である。尙、米國關稅委員會は一九三二年十月二十四日附フーバー大統領の要求に基き、關稅法第三三六條所謂伸縮條項に據り電球の内外生産費の調査方を決定した旨を同年十二月十二日附を以て發表した。之により内外の生産費を調査比較し、輸入品の生産費が米國品の生産費に比し低廉なる場合にはその差額を填補し、兩者を均等ならしむる爲め關稅法第三三六條A項により、大統領は現今稅率の五割の範圍に於て引上を行ふことが出来る。又内外生産費の差額が非常に多大で、右の方法でも均等ならしむることが出来ない時には同條B項に據つて米國品の米國內販賣價格を關稅評價標準として現行率を以て課稅することが出来るのであつて、この場合は實際上非常な引上となるから特に注意すべきである。尙、一九三三年初期に於て日本から米國に輸入された Incandescent Electric Light Bulbs は、不當廉價の疑を以て當時大藏長官は之が調査を命じて居たが、同年九月同長官は該品が米國に於て不當廉價せられて居ることが判明せる旨を發表し、夫れまで評價差止められ關稅の支拂額決定しなかつた電球は、評價差止められたる時に逆つて普通關稅及び不當廉價稅を課せらるゝこととなつたことがあり、當業者は甚だ迷惑を蒙つた模様であつたが、この問題は本邦當業者に於て充分注意して將來再び斯種の問題を惹起せしめない様留意すること

海外市場に於ける本邦品の狀況(紐育)



が肝要と認めらる。

(ニ)運賃は横濱よりパナマ經由にて紐育迄容積四十立方呎又は重量二千ポンドに付八弗である。

(ホ)倉敷料は一箇月間一箱に付五仙の外に取扱費として五仙を要する。

(ハ)通關費用は一送状毎に一弗乃至三弗五十仙とす。

(五)金融關係 電球取引は特に金額の嵩むものでないから、別に金融關係に於て他の雜貨品と相違する處なく、本邦輸入商は輸入取引上、本邦爲替銀行を利用すること多く、米國內取引上は米國商業銀行を通じて金融を行つてゐる。

(六)運輸關係 米國輸入本邦品總計の六割は紐育港に於て輸入せらるゝ由であるが、その殆んど全部は輸出港たる横濱又は神戸よりパナマ運河經由にて輸入港たる紐育に到る迄海上運輸により、大阪商船、日本郵船、國際汽船、川崎汽船等本邦諸汽船會社並に米國ダラー汽船及びデンマルク、イヌブランسن汽船會社等により運送せらる。右輸送期間は二十八日間乃至三十五日間である。輸入港たる紐育より消費地に到る運輸は汽車便及び自動車便等による。

(七)倉庫關係 紐育に於ける輸入業者は殆んど皆紐育波止場渡しの契約によるから、倉庫業者經營のものを使用する場合尠く、各關係汽船會社用倉庫を使用するのが常であるが、之に對し汽船會社はサービスとして二十日間位の無料保管を爲す由。

(八)特許關係 米國商務省内特許局の報告に據れば、電球に關する特許は特許類別第一七六號に屬し、その内の第一六項インカンデセント電球に關する特許のみでも既に二百四十三件に達して居る由で、その内容を茲に示すことは不可能で

ある。然し現今本邦産電球の米國內販賣に對し、米國特許權侵害の廉を以て、米國電球製造業者たる General Electric 會社より起訴せられ、目下紐育及びカリフォルニア州等に於ける本邦産電球輸入業者及び本邦に於ける當業者間に問題となつて居る。主なる特許に付て略記すれば、(一)ラングミュアー特許權 (Langmuir Patent No. 1180 159) 即ち電球内部に瓦斯を充満したる電球に關するもの、(二)ピプキン特許權 (Pipkin Patent No. 168 7510) 即ち電球内面の曇硝子風 (Inside Frosted) 仕上に關するもの、(三)商標に關する特許權等であるが、右の内ラングミュアー特許權は一九三三年四月には期限が切れ無効となる筈であるから、最早問題にする必要はない。又商標の特許に關しては東京電球會社製品の商標 T・E が General Electric 會社製品の商標 G・E に酷似せる爲問題となつたことがあり、又最近本邦製品スタンレー電球が紐育に於ける金物商スタンレー Stanley Hardware の商標と混合せらるゝ惧ありと爲し問題になつて居るが、右の如き問題を惹起させざる様商標を變更すれば問題とならぬことであらう。唯ピプキン特許權はマービン・ピプキンが電球内面の曇硝子風仕上に關する同氏の發明に對し、一九二八年十月十六日附を以て米國特許を得たもので、目下問題となつて居る特許權中最重大視せられて居るが、之より以前既に他に右の如き特許權を得た事實がある由で、ピプキン特許權の有効であるや否やに付疑問があると云はれてゐる。即ちピプキン特許權以前に許可されたものにケネデー特許權 (Kennedy Patent No. 783972) があるが、之は一九〇三年七月二十一日許可になつたので、米國特許權有効期間は十七年であるから、今は既に無効となつて居るけれども、ピプキン特許權の有効如何に對しては相當重大なる意味を持つものである。又その外エチンガー及びレーズ特許權 (Max Ettinger & Clements Laise Patent No. 1552128) は一九二五年九月一日に特許せられ、今

海外市場に於ける本邦品の狀況(紐育)



尙有効であつて、之等がビブキン發明電球内面曇硝子風仕立と同様なる發明なるや否やが問題であるし、又ビブキン特許權は電球内面曇硝子風仕立の工程及び結果に付特許を與へられたるものなりや、或はその仕上工程のみの特許にして仕上の結果迄は含まざるやにも疑問がある様で、之等は専門技師及び特許辯理士等に於て研究中である。然し General Electric 會社はビブキン特許權を所有する關係から、本邦産電球輸入業者を相手取りビブキン特許權侵害の訴訟を起すに至つた次第である。之に對し本邦品輸入業者及び本邦に於ける當業者は最近内外連絡をとり對策を講究中である。

### 第三節 本邦品の改善策とその將來

**本邦品の改善策** 前項特許に關して述べた如く、訴訟問題は表面特許權にのみ關係して居る様であるが、實はその根本原因には米國市場に於ける本邦品の販賣價格が法外に低廉に過ぎるので、之に對抗せんとする窮餘の策を含んで居るものと觀るのが至當であらう。即ち米國製造業者は既に輸入品に對抗すべく政治的運動を試み、その結果關稅委員會に於て税率引上の目的を以て内外生産費の調査も行はれて居る次第であるが、之でも不十分であるので、一方に不當廉賣法適用を政府に陳情したこともある。故に本邦に於ける生産業者及び輸出業者並に米國に於ける本品の輸入業者は結束して之に對抗せねばならぬこと勿論であるが、その方法として急務とする處は、既に本邦に於て組織せられて居る電球同業組合をして専ら右對抗運動に力を注がしむることが肝要であらう。現在までの様に薄利多賣の主義も場合によつては悪くあるまいが、米國市場に於ける米國側の競争は餘りに激甚であつて、薄利で安賣を行へば終には輸入を阻止せらるゝ様な憂目を見

ねばならぬ様で、結局多賣をすることが出来なく成りはしないであらうか。然らばこの際斷然電球の輸出統制を行ひ、本邦に於て適當なる價格の決定、生産の調節、品質改善を行ふのみならず、常時米國生産費その他の米國側の實情をも調査し、本邦品の特徴を發揮することに努力せねばならぬ。例へば一九三二年十月米國關稅委員會に於ける General Electric 會社の本邦品と米國品との價格比較に關する報告に依れば、米國市場に於て本邦品は關稅三割支拂濟のものが一個に付米貨二仙乃至二仙半に過ぎざるに、同種米國品は原料のみにも既に三仙四厘を要する由であるが、斯くの如きは圓爲替下落の結果とは云へ餘りに安價過ぎる嫌があるから、斯る場合には本邦當業者の結束が完全に行はれて居れば、大に利益を擧げることが得ると同時に、米國製造業者より恨を買ふことも鮮かつたらうと思はれる。本邦の當業者は斯業統制によつて海外市場に於て既に獲得した地盤を強固にすると共に、安賣を排して相當の利益を得れば、之によつて米國市場に於て對抗宣傳を行ふことも出来るし、將來本邦品の特徴を發揮して米國品の及ばざる製品が出来れば、之を廣告して更に販路を開拓することも考へねばならぬ。General Electric 會社は一九三二年來全米を通じてハースト系新聞を利用して、本邦電球が品質粗惡にして短命なることを針小棒大に宣傳して居るが、その記事に General Electric 會社電球研究所付技師の實驗によつた報告として、本邦電球は米國品の同燭品に比較して安價であるが、その電力消費額は一割七分乃至五割方多量であるから、本邦品の使用は却つて不經濟であると稱して居るが如き例に鑑みても、若し本邦品が右の如く品質に於て米國品に劣ること事實なりとせば之を改善することを急務とし、若し然らざる場合には本邦側も宜しく對抗宣傳を行ふ必要があるであらう。

海外市場に於ける本邦品の狀況(紐育)



本邦電球の品質粗悪に對する評判は屢々聞く處であるが、之は安値の關係もあるので一概には云へないであらうが、大體に於て短命であることは事實らしい。然し電球の短命なることは或る程度まで販賣者及び消費者の不注意によるものではあるが、電球製造上の不注意にもよることもある様である。例へば各本邦産電球中には往々その電球に適するボルテージの明記を缺くものあり、米國に於ては地方によりボルテージ一様ならざる爲、不適當なるボルテージを以て之を使用し我が電球短命の譏を招くことあるに付、斯る點は大に注意を要す。

本邦品の將來 一九三一年の米國に於ける電球販賣總額は、五億六千五百八十四萬六千個に達し、その内譯は普通燭大物電球三億四千七百萬個、豆電球(ミニエチュー)二億一千八百八十四萬六千個である。上記の内輸入額の割合を觀れば、大物電球は約六分、豆電球は二割一分に當つて居る。これにより判斷すれば將來輸入増加の見込あるものは豆電球なりと思惟せらる。而して豆電球はその製造工程は或る程度迄機械作業によると雖も、大體は家庭工業として手工を主とするものなるを以て、本邦に於ける産業として最適當なるのみならず、本邦の特徴を發揮することが容易である。之に反して現在市場にある大物電球は目下歐米各國製造業者の競争激甚であつて、品質の改善並に新發明等何れも日進月歩の有様にて、本邦側も之に對抗するには餘程の努力を要する譯であるから、本品の將來見込は一に本邦當業者の努力の如何によるものである。尙、最近當地電球界に於ては現在のインカンデセントと電球に代るべき新發明の研究旺にして、右完成の曉には現在の電球工業に一大變化を齎らすものと觀られてゐるから、遠き將來に於ける見込は全然見當つき難き次第である。

(昭和九年八月在紐育日本商務書記官報告)

一七、亞爾然丁

第一節 輸入狀況

亞爾然丁國稅關の統計に依ると、一九二九年より一九三二年迄の電球の輸入狀況左の通りである。

仕出國	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
獨逸	二六七、一六三	三三三、六〇三	二七、三三三	八二、二二七
白耳義	四五、九六七	四〇、〇六〇	五、二二九	一、四五六
致須國	五、三七〇	二、三四〇	三、五四七	四、七三〇
米國	五、六三九	五、四八九	四、二二五	三九、四四七
伊太利	三六、六〇八	四三、五三三	六、三三八	一〇、五五五
日本	一〇、一五三	九、五二八	三、七三四	二九、四二六
和蘭	三五、九〇六	二七、一七八	一〇、八二四	九六、六四七
英	五一、〇三六	五、〇五一	四、九三三	五、〇八〇
蘇聯	一一、二四七	三三、〇五七	八、三三〇	三九、二二七
其他	六、七三九	三四、二六三	四五、五七七	三三、〇四四
計	九七、八二六	七九〇、八一	五七、一〇〇	六六、七一九

(單位は「キログラム」)

海外市場に於ける本邦品の狀況(亞爾然丁)



亞爾然丁電球輸入金額

(單位金「ペソ」税關評定價格に依る)

仕出國	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
獨逸	三九一、九六七	三九七、七三三	一六二、九八五	一〇五、一三八
白耳義	五八、八三八	五二、七七七	六、六八〇	一、八六四
致須國	六、八七四	二七、三五五	二八、八六〇	五、一五四
米國	六、〇九八	六、七一六	五、九〇七	五〇、四九二
伊太利	四、二九八	五八、二六九	七八、四八七	一三、五二〇
日本	三、九九四	一一、八三三	三〇、三六七	三七四、二九二
和蘭	四三、九九九	三三、三三六	一三、五〇一	一三、七〇八
英	六五、三三三	六五、三四五	五四、九一六	六七、九四二
蘇聯	一四、三六六	四一、〇三三	一一、九三四	五〇、〇八三
其他	一一、〇二七	四三、五七七	五八、二五一	四七、四一七
計	一、一四八、四〇四	一、〇一一、四三三	七五、八八八	六七一、〇〇〇

第二節 取引状況

取引系統 輸入業者又は委託輸入業者に到る迄に付、(一)本邦生産業者より直接輸入する者殆ど皆無の状態である。假令ありとするも其輸入量は極めて小である。(二)本邦にある支店若くは出張所を経て輸入しつゝあるものは左の諸店である。

山田商會 (S. Yamada Y Cia.) 所在地 Calle Moreno 2037, Buenos Aires.

加藤新吉商店 (S. Kato Y Cia.) 所在地 Calle Tacuari 870, Buenos Aires.

外人にして日本に支店若くは出張所を有する者はない。

(三)本邦に本店を有する輸出業者の支店又は出張所より輸入する者は左の如くである。

三井物産株式会社出張所々々在り 所在地 Calle Sarmiento 470, Buenos Aires

(註) 本邦の輸出業者若くは生産業者にして、當地に代理店を有する者二、三あるも未だ充分なる取引を爲すの域に達して居ない。

輸入業者より卸賣業者又は小賣業者に到る迄に付、本邦品は主として上記の邦商に依り輸入せられ、卸商又は小賣商に轉賣せられるのであるが、卸商に對しては無商標にて引渡され、買主自ら商標を付して小賣店に賣る場合が多いが、邦商輸入業者にして小賣店に賣込んで居るものは一般に自家の商標の登録を行つて居るものもある。之に依つて見るに正確に輸入業者と卸賣業者を區別することは困難である。當市場の電球輸入若くは卸賣業者左の如し。

Aladino Industrial S. A. 所在地 Calle Moreno 411, Buenos Aires.

Barberini Hnos. 所在地 Calle Alsina 412, Buenos Aires.

Compania Sud Americana de Electricidad Bergman, S.A. 所在地 Calle Periti 375, Buenos Aires.

Guillermo Donbela 所在地 Calle Rodriguez Pena 176, Buenos Aires.

A. Pierez Pillado 所在地 Calle Moreno 2075, Buenos Aires.

R. Lollier Y Cia 所在地 Calle Anasco 1330, Buenos Aires.

Azaretto Hnos, Ltda. 所在地 Calle Sarmiento 1937, Buenos Aires.

Compania Sud Americana, S. K. F. 所在地 Calle Victoria 502, Buenos Aires.

海外市場に於ける本邦品の状況(亞爾然丁)



大阪の電球工業

Compania Standard Electricidad, Arg. 所在地 Paseo Coloin 185, Buenos Aires.  
Grimberg e Hijos, Ltda. S. A. 所在地 Calle Corrientes 1828, Buenos Aires.  
Heinrein Y Cia. 所在地 Avenida Diagonal Morte 636, Buenos Aires.  
Hellen Y Cia. 所在地 Calle Moreno 1259, Buenos Aires.

此等諸店の國籍を確かめることは困難なるも、大部分亞國人の經營せるものであり、主として獨逸、伊國、英國系のものが多い。本邦電球競争品の輸入取扱業者左の如し。

General Electric, S. A. 所在地 Calle Victoria 618, Buenos Aires. 國籍米國  
Osram, Ltda. 所在地 Calle Moreno 970, Buenos Aires. 國籍獨逸  
Philips South American Export Co. 所在地 Calle Rivadavia 1447/51, Buenos Aires. 國籍和蘭  
Compania Platense de Electricidad, Siemens Schuckert, S. A. 所在地 Avendadede De Mayo 869, Buenos Aires. 國籍獨逸  
Westinghouse, Ltd. 所在地 Avenida de Mayo 1035, Buenos Aires. 國籍英國  
Compañia Sudamericana Eriasson. 所在地 Avenida Roaue Saenz Pena 570, Buenos Aires. 國籍英國

卸賣業者に到る迄に付當國に於て消費せらるゝ電球は、何れも前項に於て列記せる卸賣業者若くは輸入業者より全國無数の小賣業者の手に渡され、民衆に賣られるのであるが、輸入業者又は卸賣業者より直接民衆に小賣せられる場合も無いではない。小賣業者はブエノス・アイレス市丈けでも數百軒あり、概して此等の小賣店は電球の外に電燈附屬品、電氣日用器具等を取扱つて居る。

取引上の機關 (一)取引に關係ある各當業者間の組合その他之に類する機關なし、競争品の場合も同様。(二)取引所、

定期又は不定期市場等の如き取引機關なし、競争品の場合も同様。

取引條件及商習慣 取引單位は卸賣は百箇、小賣は一個、標準物及び格付は家庭燈火用のものが標準となつて居る。格付は一〇ワット時、一五ワット時、二五ワット時、三〇ワット時、四〇ワット時、五〇ワット時で燭光を用ふることは稀である。契約取極の場所及び方法は當地輸入業者又は顧客の營業所、契約取極の上は普通賣手より注文受書を作成し、その副書に買手の署名をさせて之を保管する。但し現物の取引には買手の署名を求めない。

價格決定の方法は輸入業者又は本邦輸出業者の代理店より輸入注文を取るに際してはC・I・Fブエノス・アイレスにて値段を建てるのを常とする。而して米弗にて建値する場合もあるも、邦貨に依る場合が多い。但し現物の取引は亞貨紙ベツを用ふる。代金支拂の時期及び方法は輸入に際しては一覽拂又は六十日乃至九十日の手形に依る。但しD・P、D・A共に用ひられて居るが、前者の方が一般に多く使用せられて居る。當市場は買手が信用狀を發行すると云ふことは極めて稀である。現物の取引には現金拂、三十日、六十日、九十日拂等が普通である。而して支拂の期間を與ふる場合、約束手形に署名させることも行はれて居る。

商品受渡の時期及び場所は輸入注文の引受に際しては、普通六十日乃至九十日を品物引渡の期間とする。但し特製を要するものに對しては、上記期間以上のものを要することもある。現物の取引は一般に即時渡で、受拂の場所は輸入業者には税關内であり、小賣業者には買手の營業所である。

商品検査方法及び包装方法は普通點火して球内金屬線の良否を検査する。包装は各箇毎に波型ボール紙に包み其上を輪  
海外市場に於ける本邦品の狀況(亞爾然丁)



入業者又は製造業者の商標、ワット時数等を記載せる洋紙にて包む。又輸入には普通百箇を丈夫なるボール紙の函の中に詰める。運送中の危険負擔の關係は賣買契約成立に際し、此關係を明確に定めて置くことを要する。但し現物の取引には普通賣手が負擔する習慣である。又輸入の場合は輸入者が之を負擔するのを常とする。

違約ありたる場合の處理は賣手が當地に支店、出張所若しくは代理店を有する場合は他に轉賣して手形を支拂はせる。然し多少の値引を行ふ場合は、賣手が其の差額を拂はねばならない。買手が正當なる理由なくして商品を拒絶する様な場合は之に依て生じた損害を賠償せしむることは強ち不可能ではないが、一般に泣寝入となる場合が多い。又容易に轉賣出来ない場合は賣手の代理人に依て品物を通關せしめ、小賣屋に直接賣るのが便宜であるが、卸屋に賣渡すことも不可能ではない。但し特製品や、賣行の少い様なものは手早く内地に積戻すのも賢明な方法である。

競争品の場合は本邦品の場合と同様唯フリツプス、オスラム、エヂソン等の如きブランドの商品は、中間貿易業者の手を経ることなく、製造會社の出張所又は支店に依て直接小賣業者に販賣せられて居る。

價格及其構成内容 輸入價格はC・I・F値段即ち商品の價格に保險料運賃を加へたものであるが、この内には賣手の利益若しくは積出口錢が含まれる。卸賣價格に輸入税、倉敷料、利益を加へたものである。税關内にて賣る場合は、上記價格より輸入税を差引たものである。小賣價格は卸價格に二割乃至五割に相當する利益を加算せるものである。

關税は評定價格一疋に付一・二八金ペソ稅率三二%、附加税一〇%即ち一般(包装込)の輸入税は〇・五三八金ペソであるが、之に入庫稅其他の費用〇・一一七金ペソを加へ、〇・六五五金ペソとなり、紙ペソとして一・五〇となるのである

陸上費用は上記關稅以外に通關人の手数料及び運搬費一函に付普通三紙ペソ見當を支拂ふ。倉敷料は評定價格百金ペソに對し一箇月〇・五〇金ペソである。但し四箇月を越ゆれば五割増。

金融機關 各種當業者と取引關係ある銀行は左の通りである。

The National City Bank of New York. 所在地 Calle San Martin 98, Buenos Aires.

右は横濱正金銀行の代理店である。

Banco De La Provincia De Buenos Aires. 所在地 Calle Bartolomi Mitre 440 Buenos Aires.

手形の決済法はD・Pの場合は手形を支拂つて、船荷證券その他の船積書類の引渡を受けるのであるが、D・Aの場合には手形の引受を爲すと同時に上記書類の引渡を受ける。内地銀行にて手形を組んだ日より當地の支拂日迄の銀行利息は賣手の負擔となる場合もあり、又買手の負擔となる場合がある。この點は賣買契約に際し明確に定め置くことが肝要である。競争品の場合は本邦品の場合と大差なし。

運輸機關 輸出港より輸入港迄は大阪商船會社の南米航路船に依る。航海日数は五十日内外、輸入港より消費地迄は亞國はブエノス・アイレスが主要なる輸入港であり、消費地であるから商品の轉送を要しない。競争品は歐洲諸國より多數の便船がある。航海日数は十五日乃至二十日であり北米合衆國よりは一箇月平均四回の便船がある。その航海日数は十八日乃至二十日である。

倉庫關係 亞國には公設の税關倉庫以外に重要な私設の倉庫はない。倉庫證券は、當事者の要求により税關に於て之  
海外市場に於ける本邦品の狀況(亞爾然丁)



を發行する。即ち税關は正副二通を作成し、副が Warrant として一般有價證券同様に取引せられ正本は荷主の所有である。

輸入國に於て競争品の有る特許權の種類 オスラム、フリリツプス、エヂソン等は何れも當國に於て商標を正式に登録して居る。フリリツプスは電球内の装置に付特許を取つて居ると言はれて居るも其内容は不明である。

本邦品との競争の事實は今日迄の所何等訴訟を起して居らないが、瓦斯入の電球にはフリリツプスより抗議を申込み得る餘地がある様に思はれる、従つて當業者は此點に就き多少の注意を拂ふことが肝要である。

### 第三節 本邦品の改善策とその將來

本邦品の改善策 促進上特に改善又は施設をなす必要ありと認めらる事項は、第一に本邦品にある左記の缺點を除くこと、即ち缺點としては、(一)耐久性の少いこと、(二)電力を多く消費すること、(三)光の赤色を帯ぶること等が挙げられてゐる。

第二に當業者は自家取扱品の品質を制定し、當國にて正式に商標を登録して置いて自家製品又は取扱品の聲價を擧ぐるに努めることである。無商標にて取引する時は取扱業者の責任感を薄くし、従つて粗悪品の出現を助長し延いて本邦品全體に對する聲價を失墜せしむるの惧れがある。

第三には當國の電球消費量に基づき、斯品輸出の統制を行ひ、ダンピングを未然に防ぐことである。即ち當國に於てダ

ンピング税と云ふが如きものを課せられない内に、輸出制限若くは輸出税を課して適當なる値段の維持を計ることが必要であると思はれる。

第四に本邦及び當地取扱商相協調し無益なる賣崩しをなさぬことである。本邦品の良質なることは漸次認められ來り差程賣値に無理をしないでも充分販路の擴張は出来るのに顧客獲得の爲無理な競争をするのは一利なくして百害あるばかりである。

本邦品將來の見込 本邦品は目下値段の安い點に於て斷然各國の輸入品を凌駕して居り、従つて伊太利、白義耳、英國致須國等の輸入品を一掃することは強ち不可能ではない。併しオスラムやフリリツプス等はその宣傳よろしき爲め、之を一掃して終ふことは困難であらう。何れにせよ前記の注意を守り、品質の向上に努むるならば、本邦品の亞國に於ける輸入は有望と云ふべきであらう。

(昭和九年十月アエノスアイレス帝國領事館報告)

## 一八、智利

### 第一節 輸入狀況

當國輸入税は重量税にて而も電球は荷箱込目方に付き課せらるゝを以て、正確なる目方も個數も之を知るに由なく唯統計局發表の統計に依るの外はない。以下は最近數年間の統計である。

海外市場に於ける本邦品の狀況(智利)



大阪の電球工業

國別	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年 上半期
獨逸	九二、六四三	八八、三四八	五〇、〇八六	九一、六四二	六、四四五
亞爾然丁	一、五四、六六八	一、三四〇、二二一	七四三、七六六	一、五三四、六六八	八〇、六五九
奧太利	三、八四	一〇	二、四二八	三、四	一四、五四四
白耳義	九、二二	二〇三	三六、八三	九、二二	九三、三七
米國	九、六六七	六、〇八二	三、七〇一	九、六六六	一、五二八
英 國	三二、八五七	五、三〇三	五、三四一	一〇三、二九六	一一、一五三
和 國	三、一五八	三、五九八	一、六八九	二、六三三	五九九
伊 太 利	四一、〇九八	三〇、七〇	二〇、八四六	三、一八	二、六一
日 本	九三、四四四	七九、〇〇八	三九、〇五三	三〇、〇九二	七、三三六
其 他	一、〇四六、七四六	一、〇五五、六五七	七三九、一四九	四八、一六一	一〇九、六九二
合 計	二四、三六二	三、六六九	一、七七四	九一五	一八〇
金 額	二八三、七五八	四、三〇九	二〇、五〇三	一、一五九	一、六一
數 量	四〇〇、一九二	一七、七七一	九、九〇三	二四、〇六〇	三、三四四
金 額	四六、四三三	二二、七三六	一一、一八九	二〇、六六六	二五、六六九
數 量	四、五七	四、九八〇	二、五八二	四元	四
金 額	三、五八	一、一五四	三、八〇二	二〇、九三九	三〇、八六六
數 量	八七、九四五	二六、四〇元	三、九七〇	八、二四二	八五、六五七
金 額	二七七、三元	二〇五、六二元	一六、五四〇	一六三、〇七七	七、六七四
數 量	三、六九一、三三三	二、七〇、八六九	一、八三六、二七四	一、四七九、八八〇	四一八、九三〇
金 額	三、六〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
數 量	同	同	同	同	同
金 額	同	同	同	同	同
數 量	同	同	同	同	同

(註) 數量單位は荷箱込總量基瓦、金額單位は智利金貨ペソ即英貨六片に該當する。亞爾然丁より輸入せらるゝもの最近の分は日露製品の小包郵便或は鐵道便にて輸入せらるゝものが大部分である。

智利に於ける消費電球の七〇％は二五、四〇及び六〇ワットのものにて、今、之等を標準として値段を見るに、

米 歐 輸 入 品 一個 三・六〇ペソ—四・〇〇ペソ  
 邦 品 露 品 同 二・四〇 — 二・八〇  
 内 地 製 造 品 同 三・〇〇 見 當

内地製品は未だ市場に出でざるも、其の品質遙かに本邦品よりも劣り値段三ペソ見當に賣らざれば引合難しと。

第二節 本邦品の將來

數年前我電球タングステン印及び露國製電球の粗製品と共に當地電球輸入商社に利用せられ、當國電氣局に檢定出願して不合格印を押されて以來、之等歐米電球輸入商社に利用せられ明かには日露電球とは明示せざるも、格安品なる字を用ひ、その品質粗惡即ち弱光短命且つ電力浪費の三項目を以て新聞雜誌或は「ラヂオ」を利用廣告を續けつゝあり、今やこ

海外市場に於ける本邦品の狀況(智利)



の宣傳は萬犬嘘に吠ゆるの例の如く本邦製優良球にても價格の低廉に依り粗悪品なりと指さるゝに至つた。

又他方今年より新に國內に米國製機械を輸入し新電球製造工業を興し、目下製造中之が内地工業保護に名をかり邦品の輸入を阻止せんと當國爲替管理局に申出運動の結果、管理令或は輸入制限令の適用に依り本邦品の輸入を禁止し、少くとも將來の輸入を不可能ならしめた。而して本邦品の輸入防止策としての條件は、

(一)本邦電球は粗悪品にて電力を浪費し而も短命なるを以て國民生活上不利なる商品である。

(二)仍て之が輸入には豫め當國電氣局にて検定を受けその合格確定の上ならでは輸入を許さぬ。

にしてこの規準にて既送電球も一時税關に留置かれ通關を許さず、此分にて秘露國へ積戻されんとするものありしが帝國公使館にて種々運動し之等既着品は兎に角通關するに至つた。

一方右に關し電球輸入關稅の引上に依り内地電球製造工業を保護せんとする案が議會に提出せられ委員會にては更に粗悪電球輸入防遏の目的にて總て智利へ輸入せらるゝ電球は、その荷物毎に電氣局の検定を受け合格後にあらざれば輸入を認可せずとの案も議せられ、同案は目下下院に滯議中なり、或は通過するやは未定なれど、通過せば邦品は勿論之が爲め輸入禁止の状態となるべし。現行關稅率及び改正案率左の如し。

税 番	品 名	標 準	稅率附加稅	增徵稅	現行率
一四〇〇	燈火、暖爐	又は裝飾用電球BK	〇、五〇	五〇%	〇、七五

改正稅案は右稅率の〇、五〇ペソを一躍五、〇〇ペソとするものにて十倍に引上ぐものである。

されば本邦品は既に値段は安きも品質劣等なりと宣傳せられ、今更之に對抗するも時期を失して立遅れの感あり。今後

本邦品を如何にして輸入せしむべきかは稍々難事である。而して本員の考へとしては、

(一)英國スタンダード檢定規則に合格する如き高級品を以て當國電氣局の檢定に合格すること。

(二)邦品が品質優良にて且つ低廉なる事實を明かにし宣傳廣告以て他の輸入品に對抗すべきこと。

(三)國産品は既に品質劣等生産量小量なること一般に知られ、今後輸入球國産球の品質と開きあるを以て別に競争上恐るに足らぬ。

(四)既に第一項の檢定合格の折紙ある以上は輸入上爲替管理局に於ても禁止的制限はあるまじく兎に角良品格安にて進めば或は再び門戸は開かるべしと考へらる。

### 第三節 智利の電球工業

最近智利に輸入せらるゝ電球に對抗し自給自足を目論み新工業を勃興せしむべく、政府より機械輸入免稅や關稅の引上約束或は邦品の輸入防遏等の積極的保護を受けて之が機械を米國より輸入し、當地硝子製造會社の一部に設備し目下約三十人程の男女工を使用し作業を開始し居るも、未だ製品を市場に供給するに至らず、極少量のものを特別商標を付して製造供給し居る由。本員先日親しく同工場を視察したるもその機械施設は進歩せるものなるも、ツブの素人の製造にて何等熟練工の手にて製出せらるゝにあらず、機械の回轉に依る機械的仕事にて果して良品の産出可能なるや又其の規模も亦至つて小にて、將來之が擴張せざる限り極少量の粗悪なる電球供給に止ることゝなるであらう。

海外市場に於ける本邦品の狀況(智利)



イ、會社名及び住所

Soc. Cristaleria de Chile,  
Av. Vietna Mackenna 1348, Santiago.

ロ、資本金 硝子製造會社にて會社全體の資本金は智利貨一〇、五〇〇、〇〇〇ペソ。

ハ、原料及作業 原料の大部分は内地にて製造即ち金屬部は陸軍兵器廠の工場にて又硝子部は同工場硝子部にて製造供給し唯タングステンフキラメントのみは米國 Eel Eisler Electric Corporation より輸入する。

ニ、年産額 一日二回職工を交替せしめて全力を盡して作業すれば一日一萬個の生産能力ありと、目下試作中製品は之をストックし近々一時に發賣する計畫なりと。

ホ、市場販賣値段 歐洲米國製の高價品と本邦並に露國製品の低廉品との中間程度、品質邦品よりも遙かに劣る噂なれば邦品に對しては目の敵とすべしと見られる。

(昭和九年九月在サンチャゴ貿易通信員報告)

一九、秘 露

第一節 本邦品と外國品との競争

概説 半製品の加工を専らの目的とした程度の輕工業も至つての輕工業が近年頗る秘露に於いて擡頭した事は、過去

の機會に於いて之を報告した所であつたが、茲に述べんとする電球に關しても略々同様の事が或る程度迄語れるやうである。即ち一九三一年秘露唯一の國產電球製作所 Fabrica Nacional de Lamparas Electricas "DIHA." S. A. なるものが邦人長谷川次郎と呼ぶ人の手に依つて設立せられてからと云ふものは、少くとも従前全く輸入品に依存するのみであつた秘露市場に於ける電球は、その供給の分野に或る程度の變調を呈して來た事は見逃し得可くもない。然しながら當初之に懸けられた一部の期待と、電球輸入業者の抱いて居つた之に關する疑懼的脅威との交々錯雜した空氣の瀾漫裡に愈々その國產電球が市場出現を遂げたとき、勿論新規好みの國民性は相當之に動いたのであつた。而してその儘の勢を持續して行つたものならば輸入品は可成りの打撃を蒙つた筈であつたが、折角の花々しい初陣振を見せた國產電球も實質之に相伴はざりし恨みから、所謂開けて口惜しき玉手筈に終つた。それ以來勿論國產品も着々改良せられては居るもの、最近に至つては、本邦電球の市場進出に直面して大童の武者振り雄々しくも苦闘して居る。兎に角右の如き事情よりして需要に對する供給の分野に變調こそ現はれたとは言ひ條、大體に於いて供給は依然輸入に俟つ所大部分であり、國產品はその殘餘に與かる所ありと言つた状態で、理想、目標とは恐らく相距る遠きものありではなからうか。而してその需要關係に與かる所を比率を以て示すとすれば、是素よりの確なる具體的統計數字には仰ぐ可くもないが、實際上の市場の動きより察知して之を推定したとき恐らく全需要に對し輸入品八割乃至九割、國產品一割乃至二割見當なる比率を掲げて過る所先づ莫しと謂へやうか。由來秘露市場に於ける電球は、國產品の出現以前に於いては全然輸入品であつた事は一部之を前述した所であるが、その輸入電球は主として獨逸品、和蘭品、米國品を推しその他白耳義等々の他國品を算することが出來たと

海外市場に於ける本邦品の狀況(秘露)



は言へ前記三ヶ國の電球が市場に於て相當基礎を築いて居た。而して其處に多少の消長は無論あつたとしても大體上動かぬ状態にあつた所が、其停頓状態を一時に改革否革命状態に入れ替へて仕舞つたものこそ實に本邦電球の市場進出その者であつたと言はざるを得ない。統計書に表はされた所を見ると、本邦電球は一九二九年に於いては一箇と雖も秘露市場に入つて來なかつた。然し一九三〇年には何うした風の吹き廻しか約七千箇、亞いで一九三一年には僅に千三百箇入り込んで他國品の間にあつてあるかなしかの哀れなる存在を語るに過ぎぬものであつたが、一九三二年の末頃から本邦電球の秘露市場進出に眞剣に腰を入れ之に依つて立つことを生命とし、之に精進し出した一邦商山本商店なる者の輸入成績が蓋明けの結果、商品の最大強味とする生産價格の低廉と云ふ事實を旗印と爲し、少くも他國品の追隨を許さぬ進出振を示し、茲に本邦電球は本格的躍進を秘露市場に於いて遂ぐるに至つたのである。然しながら急激なる躍進には長短の二相が兎角相刺して居る。即ち一方善ければ他方には悪いと言つたものであらう。本邦電球が生産價格の低廉と云ふ一大強味を有する所に搗て、加へて圓爲替の下落と云ふハンデーキャップを頂戴したのであるから、海外進出には正に拍車を掛けられ、之を邦人商が覗つた所は確かに當を得たものであつた。而して敢然として本邦電球を秘露市場に躍進させたのは少くとも御手柄と稱す可きであらう。然しながら之を善き半面としたとき他の悪しき半面に就いては、何としても苦言を呈せざるを得ないものがある。夫れは即ち一邦商が首尾よく本邦電球の市場輸入に身を献げたる結果、他の邦商連の参加と成つたので、此點に何等不自然なる所はないと斷じ得るが、悪い所は自己の取扱ふ商品なるもの、需給關係に無關心なる事である。而してその結果は早くも正當なる競争の埒を越して徒らなる價格の引下げ競争、即ち亂賣競争に出で所詮に共弊れの

慘劇を招來せざれば寧ろ幸なりと云ふ事に立ち至らしめ、今や既に秘露市場に於ける本邦電球は此の如き状態に置かれてゐるのである。

輸入状況 秘露に於ける輸入電球中最も多額に上るもの、即ち同國關稅定率法による稅番第一七三七番規定の五〇ワットを超えぬ白熱電球に於いて一九三三年の輸出状況は數量六萬千六百八打、輸入額二十三萬三千百十五ソールを算し、之を一九三二年の同種電球の輸入數量二萬三千七百六十三打、價格十六萬千九百五十七ソールと對比するも、數量十五割九分強、價額に於いて四割四分弱の増率を示し、眞に比較ならぬ程の増進振を遂げた。而して夫以外の電球に於いては稅番第一七三八番規定のもの即ち五〇ワット以上二〇〇ワット以下の白熱電球にありて一九三三年の輸入數量八千七百二十四打、價額十三萬六千三百九十九ソールを算し、前年の六千七百七十三打、價額十萬千三百九十九ソールに比して數量四割一分強、價額三割五分弱の増率、又二〇〇ワット以上の白熱電球にありては前二者に反して前年の輸入數量二百三十二打、價額一萬九千二百八十九ソールを算し、數量に於いて五十三打、價額に於いて千百十二ソールを夫々減退し、結局三種の電球を通じて一九三三年の輸入總數量は七萬五百一十一打となり前年の三萬百八十八打、價額二十八萬二千四百八十四ソールに對し數量十三割三分強、増額三割七分強の増率を示した。即ち左表の如くである。

## 秘露輸入電球

甲、五〇ワットを超えざる白熱電球

(單位 數量打 價額ソール)

海外市場に於ける本邦品の状況(秘露)



仕出 國	一九三三年		一九三二年		一九三一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
獨逸	五、八八五	三九、九三六	七、〇九六	五、五三五	九、七七一	六五、三四四
亞爾然丁	—	—	—	—	—	—
埃地利	二、四六七	三、三九八	二、七六九	一九、六五二	五、四〇〇	三、六九八
白耳義	—	—	—	—	—	—
ボリグイア	—	—	—	—	—	—
致須國	—	—	—	—	—	—
智利國	—	—	—	—	—	—
中華民國	—	—	—	—	—	—
米國	—	—	—	—	—	—
佛蘭西	—	—	—	—	—	—
英 國	—	—	—	—	—	—
和 國	—	—	—	—	—	—
洪牙利	—	—	—	—	—	—
伊太利	—	—	—	—	—	—
日 本	—	—	—	—	—	—
瑞 典	—	—	—	—	—	—
歐 聯	—	—	—	—	—	—
合 計	八、七四〇	一三六、三〇九	一六、七七一	一〇一、三三三	六、五三三	九三、九三五

乙、五ワット以上二〇〇ワット以下の白熱電球

(備考) 右は秘露關稅定率法に據る稅番第一七三七番の規定品にして輸入稅は每打一ソール二〇仙とす。

(單位 數量打 價額ソール)

仕出 國	一九三三年		一九三二年		一九三一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
獨逸	九七五	一三、一〇六	一、四〇〇	二四、〇三三	一、三〇〇	一六、九三七
埃地利	—	—	—	—	—	—
白耳義	—	—	—	—	—	—
ボリグイア	—	—	—	—	—	—
致須國	—	—	—	—	—	—
米國	—	—	—	—	—	—
佛蘭西	—	—	—	—	—	—
英 國	—	—	—	—	—	—
和 國	—	—	—	—	—	—
洪牙利	—	—	—	—	—	—
伊太利	—	—	—	—	—	—
日 本	—	—	—	—	—	—
瑞 典	—	—	—	—	—	—
歐 聯	—	—	—	—	—	—
合 計	八、七四〇	一三六、三〇九	一六、七七一	一〇一、三三三	六、五三三	九三、九三五

海外市場に於ける本邦品の狀況(秘露)



(備考) 右は税番第一七三八番の規定品にしてその輸入税は毎打二ソールレスミズ。  
 丙、二〇〇ワットを超えたる白熱電球 (單位數量打 價額ソール)

仕出 國	一九三三年		一九三二年		一九三一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
獨逸	八	九五	四	三、三五	七	四、六三
奧地利	一	一	一	一、四	五	二、七
致須國	一	七	一	一	一	一
米國	四	四、六七	二	九、四〇	三	九、四五
英國	二〇	一、〇四	三	一、八七	二	一、二七
和蘭	六	一〇、七元	六	四、三七	六	四、五〇
洪牙利	一	一	一	二、六	四	二、九
日本	三	元〇	一	六	一	一
秘露聯邦	三	一、四	一	六	一	一
合計	一七	一、〇六	三三	一、九〇	三八	三〇、四六

(備考) 右は税番第一七三九番の規定品にしてその輸入税毎打二ソールレスミズ。

即ち甲、乙、丙、三表中最も研究價値に富んで居る甲表に就いて觀察すれば、一九三二年に於いて數量順位及び價額順位共に首位に在つた獨逸は、一九三三年には數量及び價額共にその順位三位に落ち、一九三二年に數量及び價額順位共に次位を占めて居つた米國は、一九三三年に於いても順位に變動を見せず、而も反つて内容に於いて増進を見せたのは注目し得るものと謂ふ可きである。然し一九三二年に數量順位三位に在りながら、價額順位七位だつた本邦が一九三三年に

於いて數量順位は一躍獨逸、米を蹴落して首位を占め、同時に價額順位亦斷然首位を占むるに至つた一事は洵に目覺しき發展と謂はざる可からず。その他奧地利、洪牙利、和蘭等が一進一退を爲しつゝその消長に著しき所を見せぬのは流石に堅い所である。而して本邦品に於いてはその後引續き右の如き躍進振を以て當市場に進出して居る事は一九三四年第一、四半期に於いて既に五〇ワット未満の電球の輸入總量一萬五千二百六十打中、一萬百四打を、總額五萬三千五百七十一ソール中、一萬九千五百六十四ソールを夫々占めたる事實より推斷しても察するに難しとせぬ所である。若し夫れ本邦品が五〇ワットのもの以外に更にワット高き電球、即ち五一ワット以上二〇〇ワット以下のもの及び二〇〇ワット以上のものに於いても、五〇ワット以下の電球に於けるが如き發展を見せたならば、少くとも未だに躍進の餘地は相當にあるものに違ひないが、仄聞する所に依れば現在迄の所本邦品の一〇〇ワット以上のものは、當市場に關する限りその成績芳んばしからぬと云ふ事である。従つて先づその品質の點に於いて五〇ワット以下のものには、平然として我慢され見逃しとされる惡から、安から、の一點張りだけでは駄目で、少くとも、如何なる優良品とも充分競争し得るだけの自信の持てるものたることを必要とする。蓋しワット高き電球の生産原價は高くなり、又輸入税も勢ひ市場に於ける價格は相當張つたものと成る結果、單に割安とあるだけでその壽命が極めて短きものにおいて、兎角愛想盡かしをされる處ある事は寧ろ當然であるからである。要するに當市場に關する限り此邊の事は相當呑み込んで置く事が肝要であらう。

第二節 本邦品の將來

海外市場に於ける本邦品の狀況(秘露)



市場に於いて全然その存在を認められなかつた一九三〇年乃至一九三一年當時の本邦電球は姑らく之を措き、兎にも角にも秘露市場に於いて外國電球を抑へて驀地に市場に跳梁跋扈し出した最近一年乃至半年の本邦電球に就いて語れば相當語り得るものがある。現在秘露市場に於ける本邦電球中、製作所の商標を其儘電球の上に標榜して居るものは獨りメトロ電球あるのみで、その他の本邦電球に至つては注文者の希望を容れて勝手なる商標を記載したるものゝみで何製作所の製作に成れるものかは全然知るに由なく、製作所としても何等責任を有せぬ事で通せる状態である。斯の如くにして優良品が製作されやう筈なく、唯無責任なる安價品と云ふに留まり、従つて投賣競争の對象とされる事寧ろ當然の至りである。Linda, Luna, Luz, Ruby, Nycor, News, Silver 等々の商標のものがあつて一々之を擧げるの煩に堪へないが、孰れも略々同様のものであるに過ぎない。而して廉價丈けの一點張りで亂賣競争の目的物とされ出したのであるから實際困つたものである。されば秘露市場に於ける本邦品は今や右すべきか左すべきか誠に以て背水の陣を布いてかゝらなければならぬ立場に在るが、由來商品の價格低廉なる事は何よりの強味である。然しそれも程度問題で、廉價は廉價としても品質が極度に悪るとあつては結局は高價となる。本邦品に就いて考へさせられるのは正にこの事である。即ち高價なる外國電球に比して價格低廉の一點張もその品質割合に踏めるとならば結構なのであるが、然らざるに於いては結局駄目に終らう。殊に秘露の電球市場には今や國產電球があつて或る程度に於いての役目を果して居る際一層この事に考慮を致すの必要がある。加之今や當市場にて本邦品が獲得するに至つた數量の點に於いては最早や飽和點に達して居るやに感ぜられ、また觀察せざるを得ないものがある。假りに幾分か尙進出の餘地があり得るとしても、尙幾割の比率を進め得るや否やの問題

である。而して事實の所此より更に重大なる問題は、今や此上更に相當の比率に於いて進めると云ふ事ではなく、現在躍進の結果占むるに至つた量丈けを質の改善に俟ちつゝ是が非でも保持することに精進すべき事ではなくてはならぬ。若し夫れ現在之に省る所がないならば、而して徒らに唯尙も比率のみの増進に焦慮するのみならば、現在築いた六割見當の比率と云ふ基礎は何時とはなしに崩壊し終らぬと誰が保證し得やう、本邦品は秘露市場に於いて躍進の結果右の如き一大危機に立つて居る、洵に心すべきである。併し現在の趨勢から推して本年中には秘露市場電球の六割を占めるであらう所の本邦電球が、茲迄躍進して危機に立つたとしたら之に直面して之を打開すべき活路は果して如何なるものであらう。如何にしても此問題に突き當つたとした以上是非共之を解決することが必要であり、之れが對應策としては左に列挙したる所を以てせんとするものである。

- (イ) 本邦品輸出電球は必ず嚴重なる輸出検査を受け之を経ざるものゝ輸出を嚴禁すること。
- (ロ) 輸出統制を實行すること。
- (ハ) 市場の需給關係に關する知識を得るに努め、濫りに輸入能力を缺ける者に對して出荷を爲さざること。
- (ニ) 一製作所又は一輸出業者は同一市場に於いて適當なる一商店と取引關係を結び、決して多數の商店と取引爲さざること。
- (ホ) 一製作所又は一輸出業者は輸入地に於ける一仲介業者より幾多の紹介ありたる時、其等の被紹介者中より一名を選出し専ら之と取引を結ぶ可きこと。

海外市場に於ける本邦品の状況(秘露)



(ハ)一時に同一市場の多數輸入業者に出荷するは秘露の如き狹隘なる市場に關する限り全く一時に榮えて永久に之を失ふ所以たるのみならず、その結果は直ちに亂賣の動機となるを以て前々項(ニ)及び前項(ホ)に於いて記載したる所能く玩味せざる可からず、而してその荷受先が邦商なる場合特に然るものあるは甚大なる注意を拂ふ可し。

(ト)價格の低廉は商業上無二の強味ながら同時に品質の改良向上にも相當留意し所謂廉價なる良品として鬼に棒の實を具備せしむる様爲す可きこと。

### 第三節 秘露に於ける電球工業

秘露に於ける電球の需給が一ヶ年約六、七十萬箇を心棒としてその前後を動いたのは一九三〇年、一九二九年の頃であつたが、その邊を目標として敢然國產電球製作所を設立し特許權を獲得して電球製作に進出したのは確かに賢明なるものであつた。而もそれが邦人の手に依つて爲されたのである事は洵に之を賀す可き事とする。然しながら原料の關係やら熟練工の得難き關係等は結局製産價格に莫大なる影響を來すが爲め、理想と現實とは兎角に喰違ひを生じ勝ちとあつて、賀す可き秘露に於ける邦人經營にかゝる所の國產電球事業も受難の事業たるを免れぬ様である。夫れは扱て措き國產電球が呱呱の聲を擧げた頭初は相當の意氣込み宜しく電球輸入業者の脅威的とされたものであつたが、諸般の不備著しき秘露にあつての新工業丈けに多大の不便を蒙つた事は言ふ迄もなく、結局その理想とする所、目標とする所とは相當隔たりを有するものではあるまいか、而して現状に即する限り之れは實情に近いものである様である。兎に角秘露に於ける工業は

一般に何たるを問はず、その生産能力とか生産高とか云へば頭から之を絶對秘密と心得て他には一切洩す事なく、若し偶々之を供給されても信を置く可きや否やは別問題に屬する程で、要するに之を外廓的にでも知らうとすれば凡ゆる方面から材料を集めて推定する以外には方法がないのである。而して此實際的方法に依つて秘露に於ける國產電球を一寸觀察して見ると、結局の所秘露電球需給關係に於いて一割乃至一割五分見當の交渉を保ち、二割見當には達す可くして達し得ないと觀られるものがある。

要するに推定たるの事實を脱し得ない事は事實上當業者に於いても然りとする所であらう。蓋し輸入數量に就いても過去は偕て措き現在のものは之亦推定以上に出づる事を不可能とするが爲めに他ならぬ。而して實際上に於いての秘露市場に於ける國產電球は、頭初勿論里馬カイヤオに華々しく乗り出したが、その後の推移を通じ殊に最近本邦電球の市場出現並に躍進を遂げて來た以來と云ふものは、里馬カイヤオの中心地方を本邦品に任せて仕舞つた點で、その以外の各地方に向つて販路の開拓と擴張とに日も是れ足らぬ様に見受けられて居るのが現状に他ならない、但し今後如何なる發展を遂ぐ可きか將た又現状維持に終るか或は又寧ろ退潮的傾向を辿るか、要するに現在之を言ふには餘りにも時機尙早の觀がある。

(昭和九年九月在里馬商工省貿易通信員報告)

## 第十四章 同業者團體

大阪に於ける斯業の發展を助長する機關として左の六組合が擧げられる。即ち

同業者團體



大阪の電球工業

- 大阪輸出電球工業組合 (工業組合法によるもの)
- 關西標準電球工業組合 (同)
- 日本電球工業組合聯合會 (全國電球工業組合の聯合によるもの)
- 日本電球輸出組合 (輸出組合法によるもの)
- 對英電球輸出組合 (同)
- 大阪電氣同業組合 (重要物産同業組合法によるもの)

である。

第一節 大阪輸出電球工業組合

晩近電球の輸出が旺盛となるに及んで同業者間の競争が漸く烈しく、粗製濫造の聲が各方面に現はれたので之を防止する必要上、大阪の輸出向を主とする當業者間に重要輸出品取締規則による工業組合設立の議が論ぜらるゝに至り、茲に大阪府下を一丸とする工業組合を設立するに決定し昭和六年十一月十日にサンダー電球株式會社取締役大崎正雄氏は總代となり商工大臣に設立認可を申請し、翌七年五月二十三日に至り大阪輸出電球工業組合の設立を見るに至つた。本組合は輸出電球工業の改善發展を圖る爲め共同施設を爲すを以て目的とし、地區は初め大阪府下一圓であつたが、昭和九年七月二十日認可を得て京都府、奈良縣、和歌山縣、愛知縣を新に加入し、現在の組合員は二十七名である。本組合はその目的を達する爲め左の事業を行ふ。

- 一、製品、材料、原料及設備ノ検査並ニ取締及規格ノ統一
- 一、包裝及包装容器ノ規格統一
- 一、取引價格ノ協定又ハ生産數量ノ調節
- 一、原料、材料又ハ機械器具ノ共同購入又ハ改良
- 一、製品ノ加工及共同施設
- 一、製品並ニ原料、材料ノ試験及研究
- 一、製品ノ共同販賣
- 一、製品ノ荷造及運搬
- 一、營業ニ關スル指導研究及調査
- 一、仲裁判斷
- 一、従業員ノ雇入レニ關シ弊害防止
- 一、其他本組合ノ目的達成ニ必要ナル施設

等にして現在行へる主たる事業は製品の検査、販賣價格の協定、生産數量の調節、共同販賣等である。製品の検査は直ちに嚴格なる規定の下に行ふは極めて難事であるから、相當期間準備検査をし之に馴らしめることとしてゐたが、昭和八年七月十二日附大阪府が輸出電球を大阪府重要工業品として取締規則指定品目に加へ、検査に合格せぬものは販賣の目的を以て大阪府管外に移出を禁止せしを以て、先づ西淀川區大仁東一丁目の検査所に検査員一名(府知事の任命せるもの)を置き、之

同業者團體



に検査助手三名、女従事員約十名を加へ同日より集合検査方法によつて開始した。

當時の検査手数料は家庭用電球、大型變型等の大球一個に付一厘、豆電球類の小球一個に付二毛とし、非組合員と雖も必ず受検するを要し、之を拒む時は右取締規定によつて處罰せらるゝこととなつた。然るに偶々昭和八年十一月三十日に日本電球工業組合聯合會の設立認可あり、翌九年一月一日より同聯合會が内地向、輸出向製品の検査及び輸出向製品の生産並に販賣統制を實施するやうになつたので、之等の事務は凡て同會に委託し、現在では同會の名に於て全國的に行ふて居り之に關しては（三六三頁参照）。

本組合の出資は一口一百圓、口數一口以上五十口以下とし凡て金錢を以て拂込む。昭和十年末現在の總口數は二百三十二口、出資總額は二萬三千二百圓（未拂込金一萬一千三百三十六圓）である。

役員は理事七名、監事二名にして、理事の中の一名を理事長、一名を常任理事とし理事の互選を以て之を定め、現在の理事長はアイケイ電球合資會社代表社員岸本磯太郎氏、事務所を北區堂島中二丁目中央電氣俱樂部別館内に置く。

## 第二節 關西標準電球工業組合

本組合は日本電氣工藝委員會及び社團法人照明學會制定の白熱タングステン電球標準仕様書若くは該仕様書に準ずる規格に合格する電球の改良發達を圖る爲め、共同施設をなす目的にて東亞電球株式會社專務取締役吉永碩夫氏、株式會社川崎電球製作所專務取締役八木浩一郎氏等が代表となり、昭和六年十月二十七日以來數次の議を重ね、同年十一月十二日同

組合加盟有資格者の同意を得て、同年十一月二十五日大阪府廳に創立總會招集報告書を提出し、同年十二月十日に創立總會を大江ビル内に開催し、同月十六日に至り組合員の同意書と共に商工大臣に認可申請書を提出した。當時の出資は各組合員平等とし、七口、一口に付一千圓、役員は理事五名、監事二名、常任理事に八木浩一郎氏が就任した。斯くて翌七年十二月二十六日には商工大臣より認可の指令下附せられ、茲に同組合は呱呱の聲を擧げた。而して最初組合員たるの有資格者は大阪府、兵庫縣下の主として市電氣局、電燈會社向（町球に對するもの）電球の製造業者たる東亞電球、浪速電球（現在ハナニ電球と改稱）、姫路電球（現在ハナニ電球と改稱）、昭和電球、太陽電氣瓦斯工業、川崎電球、大阪電球、大日本電業の八社であつたが、大阪電球は之に加盟せず、又太陽電氣瓦斯工業は後大日本電業（大日本電業は昭和十年六月新興電球となる）に、川崎電球は東京電氣に夫々合併し、現在は五社になり、中には輸出向を兼ね行ふものもある。

本組合の主なる事業は大體前記大阪輸出電球工業組合の夫れと類似し、凡て日本電球工業組合聯合會に委託して行ふ。本組員の出資は一口二百五十圓總口數十口とし、役員は理事五名、監事二名、理事中の一名を理事長、一名を常任理事とし、現在の理事長は日本電球株式會社牛尾健治氏、事務所を北區堂島中二丁目中央電氣俱樂部別館内に置く。

## 第三節 日本電球工業組合聯合會

我國に於ける電球製造業者の簇出と輸出の増加とは種々の弊害を助成し、全國的に團結し改善すべき要あるに至つたので、商工省當局の慫慂もあり、昭和八年九月二十一日には大阪輸出電球工業組合、東京輸出電球工業組合、關西標準電球同業者團體



工業組合、東京電球工業組合の代表者は商工省に集合し、全國を一九としたる團體を創立し、第一期事業として(一)製品原料、材料及び設備の検査並に取締、(二)原料、材料の共同購入、(三)營業に關する指導、研究、調査、(四)價格の協定第二期事業として、(一)生産の調節、(二)共同販賣をなすことに關し協議を進めた。経過は頗る順調に進捗し同年十月二十日には商工省に於て創立委員會の開催、次いで同月三十一日には商工大臣への設立認可の申請、二ヶ月後の十一月三十日茲に統制の唯一機關たる本會の創立を見るに至つたのである。斯くして翌十二月四日には理事會を開催して理事長に益田元亮氏、副理事長に森松藏氏、常務理事に飯田正榮氏(大阪)、北野隆春氏(東京)が互選され、統制への基礎は確立した。而して本會は内地向電球の統制上、東京電氣株式會社及び大阪電球株式會社と協同歩調を取る必要に逼られ、昭和十年一月に及びこの二社の單獨加入が愈々實現を見るに至つた。

本會は所屬組合の共同利益増進を以て目的とし、地區を日本全國とし、主なる事務所を東京市(現在は東京市麴町區有樂町一丁目東京電氣俱樂部)、從たる事務所を大阪市(現在は北區堂島中二丁目中央電氣俱樂部別館内)に置き、その目的を達成する爲め左の事業を行ふ。

- 一、検査及取締
- 一、統制
- 一、共同購入
- 一、共同設備ノ設置
- 一、營業ニ關スル指導及研究等である。

本會が行ふ事業の範圍は輸出電球のみでなく、内地に於て消費さるゝ電球に及び而も直接的には加盟組合たる大阪、東京兩輸出電球工業組合、關西標準電球工業組合、東京電球工業組合の四組合及び東京電氣會社並に大阪電球會社に、又間接的には右四組合を組織する組合員に限定されてゐる。

現在本會が行へる事業中、主なるものを輸出向と内地向とに分つて見るに左の如くである。

#### 輸出向電球

(一)製品検査 本會の製品検査は從來より實施せる所屬工業組合の検査を承繼し、定款に定められたる所に従ひ昭和九年一月一日より行ふたが、同年二月七日政府は輸出電球を重要輸出品に指定し、同取締規則を適用して強制的検査を實施することに決定し、同月十五日附検査權を聯合會に附與せしを以て爾後は該取締規則に基いて行ふやうになつた。

(イ)検査方法 検査は東京市、大阪市、兵庫縣及び姫路市に設置せし十三ヶ所の検査所に於て、商工大臣の任命せる二十數名の検査員(うち一名は検査長)之を行ふものにして、原則として集合検査であるが、本會に於て適當と認むる設備を有するものに對してはその請求に依り出張検査を爲すことがある。

検査は電球の構造及び性能を毎品に付行ふのであるが、或る種の検査は一定數を抜取り之に代へ得ることゝなつてゐる茲に云ふ構造検査は口金の弛み、口金曲り、硝子球の氣泡及び不溶解物混入、汚染、織條繼線のダルミ及びハリスギ、巻織條の不整、ステムの中心外れ等の有無に關するもので、性能検査とは消費電力並に光束の規格内にあるかを測定するのである。而して前者は素人にも容易に發見し得てクレームはこの點に存することが多い。



(ロ)検査標準及手數料 検査は商工省の規定せる輸出電球の検査標準に基いて行はれ、左記の各號の一に該當するものを不合格品とされてゐる。

日本輸出電球検査標準規定

- (イ)硝子球不良ナルモノ
  - 硝子球不良ナルモノトハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - 一、形體正シカラザルモノ
  - 二、龜裂アルモノ
  - 三、氣泡、不溶解物其ノ他ノ瑕疵、汚染著シキモノ
- (ロ)口金不良ナルモノ
  - 口金不良ナルモノトハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - 一、形體正シカラザルモノ
  - 二、織弱ニシテ毀損シ易キモノ
  - 三、鍍其ノ他ノ瑕疵、汚染著シキモノ
- (ハ)織條不良ナルモノ
  - 織條不良ナルモノトハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - 一、形狀正シカラザルモノ
  - 二、品質不良ナルモノ

- 三、光度均一ナラザルモノ
- (ニ)導入線不良ナルモノ
  - 導入線不良ナルモノトハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - 一、點燈中ノ溫度ニ耐ヘザルモノ
  - 二、電氣抵抗大ナルモノ
  - 三、膨脹係數封入部分ノ硝子ノ膨脹係數ニ比シ著シク異ナルモノ
- (ホ)取附ケ、接續又ハ絶縁不良ナルモノ
  - 取附ケ、接續又ハ絶縁不良ナルモノトハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ謂フ
  - 一、織條ノ位置正シカラザルモノ
  - 二、織條、口金其ノ他ノ部分ノ取附ケ正シカラザルモノ
  - 三、口金離脱シ易キモノ
  - 四、口金、導入線、織條其ノ他ノ部分ノ接續不完全ナルモノ
  - 五、導入線ノ鑲附ケ不適當ナルモノ
  - 六、絶縁ヲ要スベキ部分ニシテ絶縁不完全ナルモノ
- (ニ)真空電球ニシテ排氣不十分ナルモノ
- (ト)瓦斯入電球ニシテ不良ナル瓦斯ヲ有スルモノ
  - 瓦斯入電球ニシテ不良ナル瓦斯ヲ有スルモノトハ織條ニ有害ナル酸素其ノ他ノ不純物ノ混入セル瓦斯又ハ不適當ナル瓦斯ヲ保有スルモノヲ謂フ

同業者團體